

関東信越厚生局の事業年報

(平成21年度)

厚生労働省 関東信越厚生局

はじめに

関東信越厚生局は、国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関として、医療、医薬品・医療機器、食品衛生、健康危機管理、年金、福祉介護、人材養成、麻薬取締などの業務を担っております。

我が国では、少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来、生活習慣病の増加や地域社会の変化など、国民を取り巻く環境が変化し、大きな転換期を迎えている中、厚生行政に対する国民の期待やその果たすべき役割は、従来にも増して大きくなっており、厚生行政の政策実施機関として任務を遂行していく重要性を更に強く感じているところです。

このような中、関東信越厚生局においては、当局の業務が国民により身近な行政サービスを提供するという特質に鑑み、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化・多様化に適確に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指すため、本年1月に基本理念や職員行動規範、2月には業務改善推進計画を策定し、職員が一丸となって業務に邁進し、業務の改善にも取り組んでいます。

また、平成20年から21年にわたり行われた社会保険庁改革に伴う組織の再編では、保険医療機関等に対する指導監査部門の移管（平成20年10月）を踏まえ、医療法・健康保険法等を含む総合的な医療行政の推進を目指すとともに、公的年金制度の管理運営業務の移管（平成22年1月）を踏まえ、国民に信頼される年金事務の遂行に努めております。

関東信越厚生局は、関東・甲信越地区1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）を管轄区域としておりますが、今後とも関東甲信越地域における、身近な行政機関として、時代の変化に即応した社会保障政策を実施するとともに、将来にわたり国民の皆さまの健康で安全・安心な暮らしを支えていきたいと考えておりますので、関係各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本書は、平成21年度に関東信越厚生局が実施した業務についてまとめたものですが、今回の組織再編等を機に、業務内容の説明に加え、業務の遂行にあたっての計画と実績を、図表や流れ図なども用いながら、できるだけ一般国民の皆様にも分かりやすく取りまとめております。

本書が、国民の皆様や、自治体をはじめ多くの関係団体の皆様方に、関東信越厚生局の業務や厚生行政について、関心と理解を一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成22年7月

厚生労働省関東信越厚生局長

鶴田 憲一

目 次

関東信越厚生局の概要

- 1 地方厚生局の概要 1
- 2 組織体制（平成22年1月～） 3

第I章 重点実施事項等

- 1 組織再編への対応 5
- 2 業務計画の策定 6
- 3 基本理念等及び業務改善推進計画の策定 7

第II章 業務概況（計画と実績）

総務課

- 1. 情報公開・個人情報保護等の推進 9
- 2. 国家試験の実施 10
- 3. 国民の皆様からのご意見・ご要望・ご質問について 11

企画調整課

- 1. 局の総合的な企画及び立案に関する業務について 12
- 2. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について 12
- 3. 医療安全に関する取り組みの普及及び啓発について 15
- 4. 医療構造改革について 16
- 5. 首都圏広域地方計画について 17

年金指導課

- 1. 国に代わって日本年金機構が行う事務に関する認可について . . . 19
- 2. 社会保険庁廃止に伴う残務整理について 20

年金調整課

- 1. 社会保険労務士法に関する業務について 22
- 2. 年金委員委嘱等について 23
- 3. 学生納付特例事務法人について 24
- 4. 保険料納付確認団体について 25
- 5. 国民年金等事務取扱交付金の交付関係事務について 26
- 6. 日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の
交付関係事務について 30

健康福祉課

- 1. 中小企業等協同組合の設立認可等について 31
- 2. 指定医療機関等の指定等について 31
- 3. 特定感染症指定医療機関に係る監督について 33

4.	クリーニング師試験の実施に係る指定試験機関の 指定等について	34
5.	生活衛生同業組合に係る振興計画の認定等について	34
6.	三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体及び 四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について	35
7.	温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に係る 処理業務について	35
8.	民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに 主任児童委員の指名について	36
9.	精神保健指定医の申請等について	37
10.	特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券の特別買上償還の 証明について	38
11.	消費生活協同組合の認可等及び監督について	38
12.	地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について	39
13.	施設整備に係る補助金等について	40
14.	義務的経費に係る補助金等について	44
15.	財産処分について	46
16.	児童扶養手当支給事務指導監査について	47
17.	保護施設に対する指導監査について	49
18.	消費生活協同組合に対する検査について	50
指導養成課		
1.	各種養成施設の指定及び監督について	51
2.	大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する 業務について	55
3.	各種講習会に関する業務について	55
医事課		
1.	健康危機管理について	60
2.	医療安全に関する取り組みの普及及び啓発について	60
3.	医師の臨床研修について	61
4.	歯科医師の臨床研修について	63
5.	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療について	65
6.	医師確保及び地域医療の確保・推進について	66
7.	行政処分を受けた医師・歯科医師の再教育について	66
8.	薬事監視業務	
(1)	医薬品製造業等の許可業務について	67

(2) 毒物劇物製造業等の登録等事務について	68
(3) 輸入監視業務（薬監証明発給業務）について	69
(4) 立入検査等業務	70
(5) 医薬品等輸入届書の確認業務について	70
食品衛生課	
1. 総合衛生管理製造過程の承認について	71
2. 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに 食品衛生検査施設に対する技術的助言について	72
3. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて	74
4. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の 禁止について	74
5. 食肉輸出施設に対する認定について	75
6. 対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する認定に係る 指導、確認及び査察について	76
7. 食中毒に係る調整事務について	77
保険課	
1. 制度の概要	78
2. 業務の内容	78
年金課	
1. 厚生年金基金について	83
2. 確定拠出年金について	84
3. 確定給付企業年金について	85
4. 国民年金基金について	86
管理課	
1. 医療法人の定款変更の認可等について	89
2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の 非課税措置に係る証明について	89
3. 病院用建て替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度の 証明について	90
4. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の 証明について	91
5. 事業報告書等の閲覧について	91
6. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について	91
7. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の 技術的助言・指導監督について	92
8. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について	94

医療課

1. 特定機能病院に対する立入検査業務について 95
2. 国の開設する病院等の開設承認について 96
3. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に対する
指導監査について 97

指導監査課

1. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に対する
指導監査について 99
2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について 100
3. 関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の運営について . . . 101

福祉指導課

1. 社会福祉法人の認可等及び監督について 102
2. 社会福祉法人指導監査等業務について
(1) 社会福祉法人に対する指導監査 102
(2) 都県市が行う社会福祉法人指導監査等に対する
技術的助言 103
3. 介護保険者・介護サービス事業者等指導業務について
(1) 介護保険者に対する指導 104
(2) 介護サービス事業者等に対する指導 104
(3) 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督 105
4. 障害者自立支援業務実地指導について 106

特別指導第一課・特別指導第二課

1. 制度の概要 108
2. 業務内容 108
3. 計画と実績 108

麻薬取締部

1. 麻薬等の取締業務について 109
2. 麻薬等事犯の取締りに関して 109
3. 麻薬取扱者等に対する指導・監督について 109
4. 麻薬等中毒者対策について 110
5. 薬物乱用防止普及啓発活動について 110

社会保険審査官

1. 制度の概要 112
2. 業務内容（審査請求） 112
3. 実績 113

第Ⅲ章	緊急対応業務	
1	新型インフルエンザ対応業務について	115
2	介護療養型医療施設に関する緊急調査について	115
3	緊急支援対応円滑化電話相談窓口の設置について	116
第Ⅳ章	資料・データ集	
1	沿革	117
2	主な所掌業務（課別）	120
3	所在地・連絡先一覧	126
4	年表（主な行事等）	128
5	所掌事務にかかる参考資料・データ集（課別）	
	総務課関係	
1.	国家試験 受験者数・合格率	131
	企画調整課関係	
1.	関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの 保険医療機関及び保険薬局の指定状況	133
	年金指導課関係	
1.	年金制度の概要	135
2.	社会保険庁・社会保険事務局・社会保険事務所が 担っていた業務の仕分け	137
3.	日本年金機構の位置づけ	138
4.	基本的な業務の流れについて	139
	年金調整課関係	
1.	年金委員委嘱人数（年金事務所別）	141
2.	学生納付特例事務法人指定校一覧表	142
3.	学生納付特例事務取扱教育施設一覧表	142
	指導養成課関係	
1.	都県別養成施設（所）学校数	143
2.	平成21年度に指定した養成施設（所）一覧	144
3.	平成21年度に廃止した養成施設（所）一覧	148
	医事課関係	
1.	平成21年度医療安全に関するワークショップ プログラム	151
2.	医療観察法 指定入院医療機関一覧	152
3.	医薬品・医療機器製造業の許可等	153
4.	毒劇物営業者の登録等業務	153
5.	薬事監視業務	153

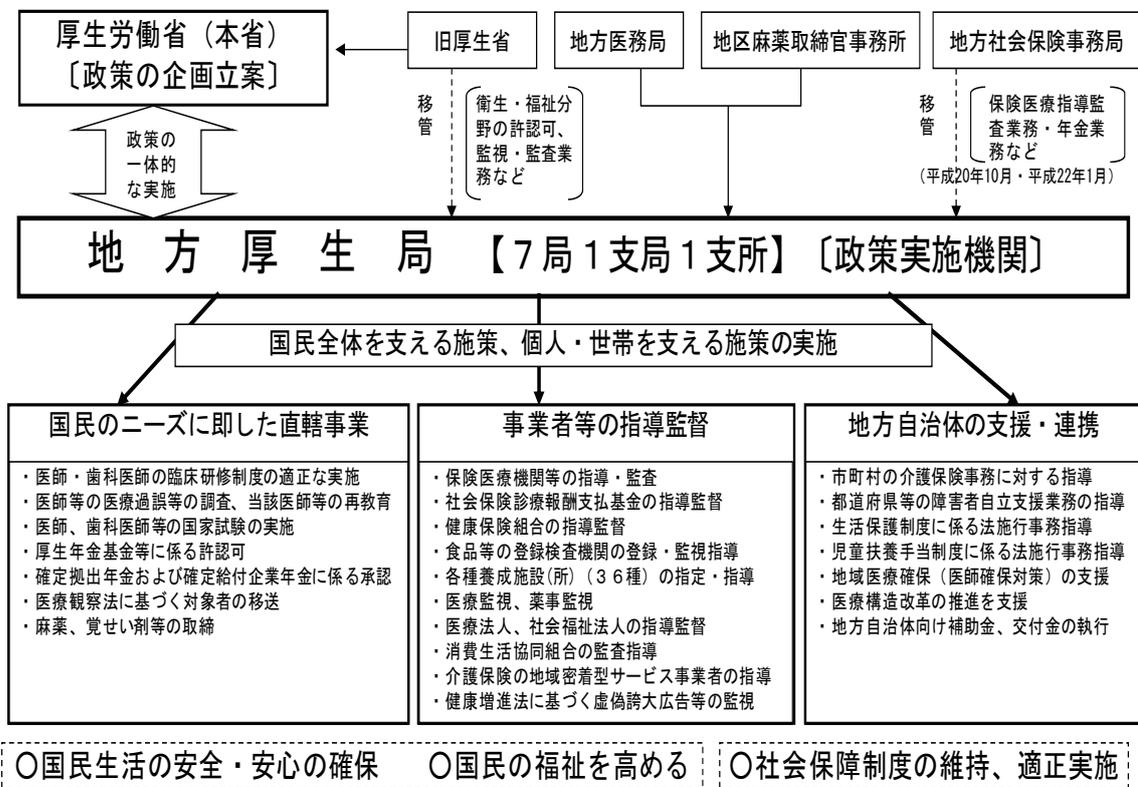
6. 医薬品等の輸入届業務	153
保険課関係	
1. 健康保険組合の状況	155
年金課関係	
1. 厚生年金基金の状況	157
2. 代行返上の状況	157
3. 確定拠出年金の状況	158
4. 確定給付企業年金の状況	158
医療課関係	
1. 特定機能病院一覧	159
2. 国の開設する病院一覧	160
3. 国の開設する診療所一覧	163
4. 保険医療機関等の指導状況	168
5. 指定訪問看護事業者の指導状況	169
6. 保険医療機関等の指定状況	169
7. 指定訪問看護事業者の指定状況	169
8. 保険医等の登録状況	170
9. 関東信越地方社会保険医療協議会各部会の開催状況	170
麻薬取締部関係	
1. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(全国)	
(1) 法令別検挙人員	171
(2) 主な薬物の押収量	171
(3) 覚せい剤事犯における未成年検挙者の推移	171
(4) 大麻事犯における未成年検挙者等の推移	172
(5) MDMA等錠剤型麻薬事犯における未成年検挙者及び 20歳代検挙者の推移	172
2. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(関東信越厚生局麻薬取締部)	
(1) 法令別検挙人員	173
(2) 主な薬物の押収量	173
社会保険審査官関係	
1. 審査請求取扱状況	175
2. 審査請求決定状況	176

関東信越厚生局の概要

1 地方厚生局の概要

地方厚生局は、中央省庁等改革基本法に基づき、国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関として、平成13年1月6日に設置されたブロック機関です。

平成15年4月の健康福祉部の設置、平成16年4月の国立病院等事務の独立行政法人国立病院機構への引き継ぎ、さらには、社会保険庁改革に伴う平成20年10月の保険医療機関・保険薬局への指導監査等の事務移管、平成22年1月の年金関係業務等の移管といった組織再編を経て、現在の体制になっています。

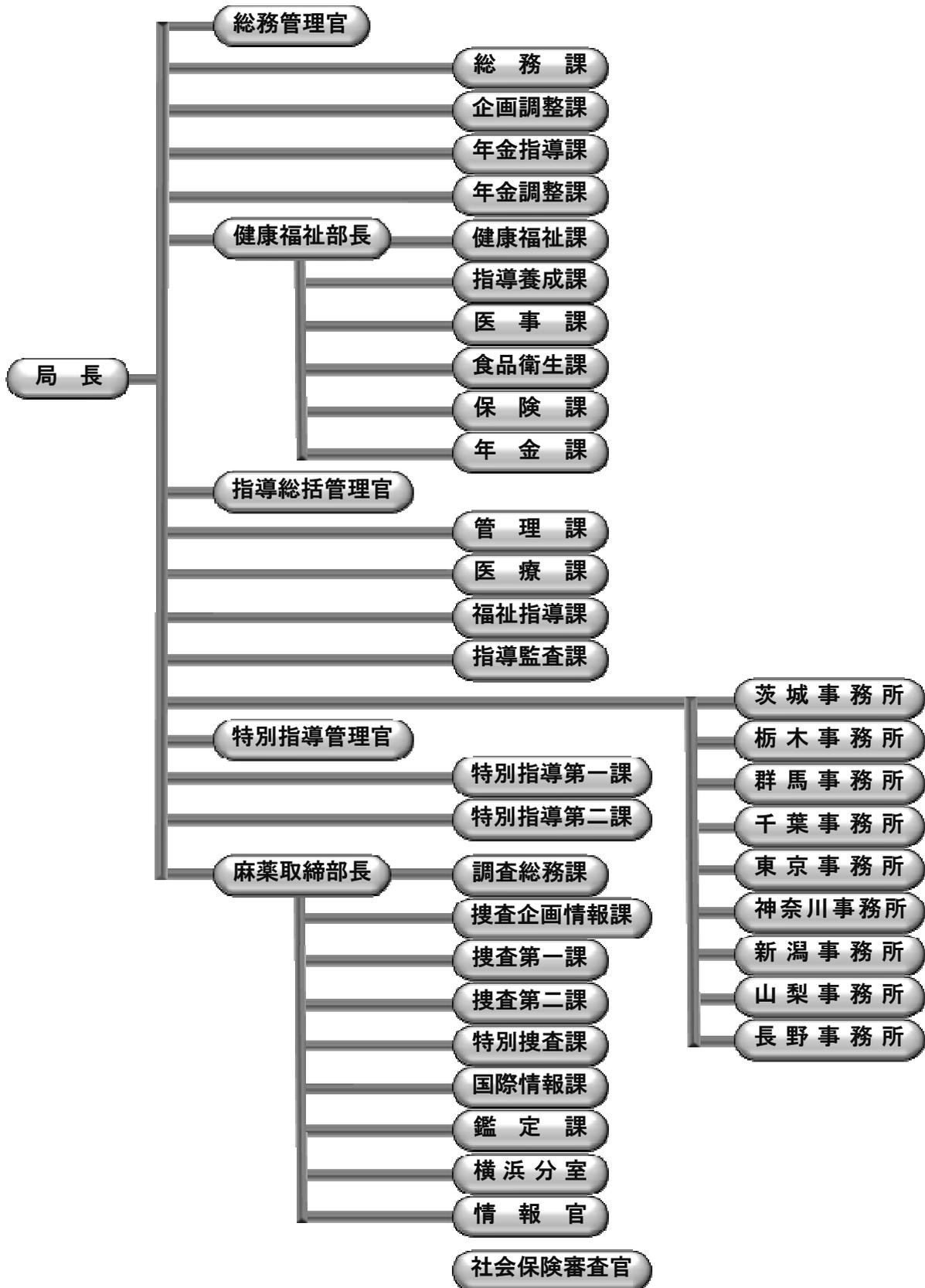


なお、関東信越厚生局の管轄区域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の1都9県となっています。



関東信越厚生局では、国民に身近な社会保障政策の実施機関として、上記のような多様な業務を行っています。

2 組織体制（平成22年1月～）



※ 所在地、連絡先は、126ページに記載しています。

第 I 章 重点实施事项等

1 組織再編への対応

(1) 平成22年1月の組織再編

平成18年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、それまで社会保険庁が所管していた政府管掌健康保険事業を新たな非公務員型の公法人（全国健康保険協会）が行うこととされました。

これを受け、平成20年10月には、「全国健康保険協会」の設立に合わせ、社会保険事務局で行われていた保険医療機関の指導監督業務等が地方厚生局に移管され、地方厚生局における組織再編が行われました。

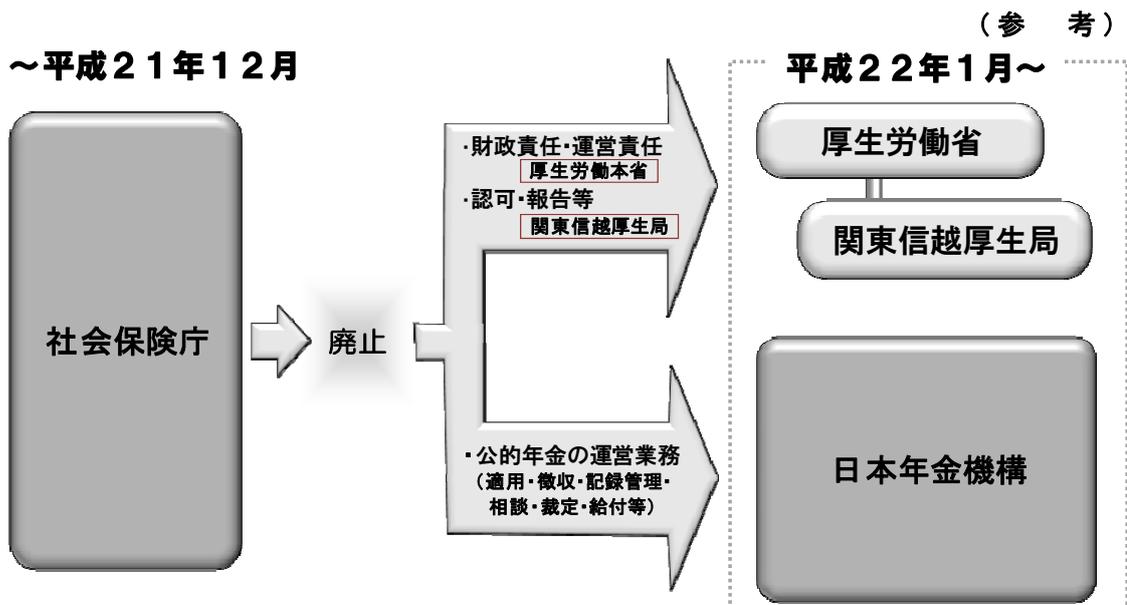
また、平成19年6月に成立した「日本年金機構法」により、公的年金に係る財政責任・運営責任は国が担いつつ、事業運営に関する業務を新たな非公務員型の公法人（日本年金機構）が行うこととされました。

これを受けて、平成22年1月には、「日本年金機構」の設立に伴い、社会保険事務局で行っていた一部の年金業務等が地方厚生局に移管され、地方厚生局における組織再編が行われました。

(2) 局内の対応

関東信越厚生局では、平成22年1月の業務移管にあたり、管内社会保険事務局の現状把握・問題点の整理・分析等を通じ、業務が円滑に移管されるよう、平成21年5月に「組織再編プロジェクトチーム」を設置し対応することとしました。

また、プロジェクトチームにおける具体的な検討や作業は、4つのワーキングチーム（年金指導課WT、年金調整課WT、社会保険審査官WT、総務関係WT）を設置して行いました。



3 基本理念等及び業務改善推進計画の策定

関東信越厚生局では、国民の行政サービスに対するニーズの高度化、多様化に的確に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指していくため、平成21年9月30日に「関東信越厚生局ビジョン策定委員会」を設置し、「基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ」、「業務改善推進計画」を策定することとしました。

この策定にあたっては、委員会における検討のみでなく、若手職員を中心としたチームを設置して検討を進めるとともに、局内の全職員から意見を募集するなど、局内全体を巻き込んだ議論の末、平成22年1月26日に基本理念等をまとめるとともに、平成22年2月22日に業務改善推進計画（平成21年度版）をまとめました。

関東信越厚生局「基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ」

平成22年1月26日決定
関東信越厚生局ビジョン策定委員会

○ 基本理念

私たち関東信越厚生局は、
地域社会の身近な行政機関として、
厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、
時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、
将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしをささえます。

○ 職員行動規範

私たち関東信越厚生局職員は、厚生労働省の「行動指針」をふまえつつ、
厚生労働省と地域社会との架け橋の役割をはたすため、

- 地域社会のみなさまの声に十分に耳をかたむけます。
- 行政サービスの点検や見直しをおこない、その向上につとめます。
- 行政情報を積極的に発信してまいります。

また、地域社会をささえるために、厚生行政の担い手として、

- 公正・中立な立場で職務を遂行いたします。
- 法令を遵守し、責任のある行動をいたします。
- 自己研鑽にはげみ、自らの向上心を高めます。

○ キャッチフレーズ

ひと、暮らし、みらいのために

ホームページのアドレス：

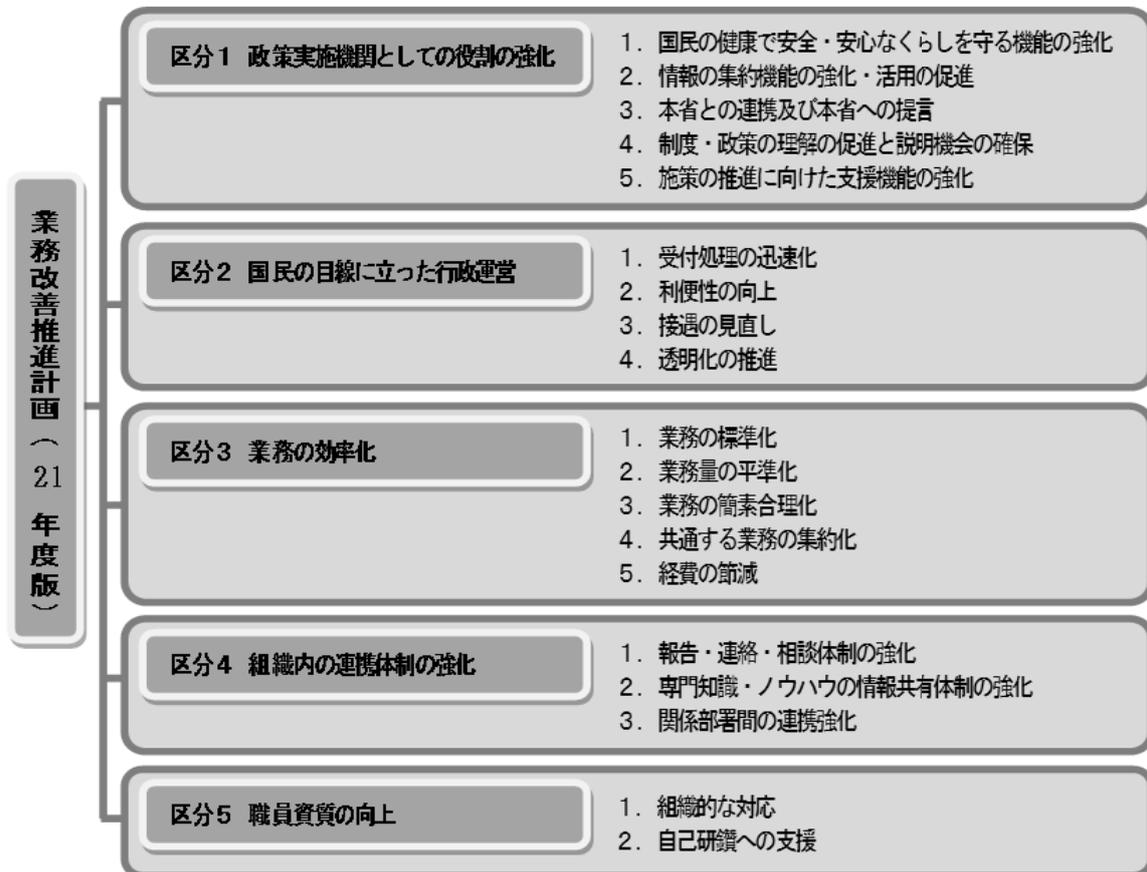
<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/news/documents/kihonrinen.pdf>

業務改善推進計画（平成21年度版）の概要

1 業務改善推進計画について

関東信越厚生局では、国民の行政サービスに対するニーズの高度化・多様化に的確に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指していくため、平成21年9月に「関東信越厚生局ビジョン策定委員会」を設置し、「基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ」を策定（平成22年1月26日）するとともに、業務の効率化や職場環境の改善など、業務の改善に資するため「業務改善推進計画」を策定（平成22年2月22日）しました。この「業務改善推進計画」の策定にあたっては、委員会の下に若手職員を中心とした業務改善推進計画策定チームを設置し議論を重ねるとともに、局内各課・各職員からも幅広く意見を聴きながら、局を挙げて検討を重ねてきました。

2 計画の構成



3 具体的な改善提案

各課からの改善提案事項数	230項目
うち局内全課で取り組む事項	24項目

第Ⅱ章 業務概況（計画と実績）

総務課

1. 情報公開・個人情報保護等の推進

(1) 情報公開について

① 概要

政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」に基づき、関東信越厚生局においても、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された6つの類型（※1）に該当するもの以外の情報を開示することとしています。

※1 不開示情報として規定された6つの類型

- ① 個人に関する情報
- ② 法人等に関する情報
- ③ 国の安全等に関する情報
- ④ 公共の安全等に関する情報
- ⑤ 審議、検討等に関する情報
- ⑥ 行政事務・事業に関する情報

② 実績

	開示請求 件数	開 示 結 果		
		開示（部分開示含）	不開示	取り下げ
18年度	14	16	1	
19年度	13	10	1	
20年度	655	631	13	1
21年度	1,206	1,180	15	5

(2) 個人情報保護への対応について

① 概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、関東信越厚生局においても、保有する個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された7つの類型（※1）に該当するもの以外の情報を開示しています。

※1 不開示情報として規定された7つの類型

- ① 生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報
- ③ 法人等に関する情報
- ④ 国の安全等に関する情報
- ⑤ 公共の安全等に関する情報
- ⑥ 審議、検討等に関する情報
- ⑦ 行政事務・事業に関する情報

② 実績

平成21年度 5件

(2) 公益通報者の保護について

① 概要

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とした「公益通報者保護法」に基づき、関東信越厚生局では、公益通報窓口を設置し、内部職員及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っています。

② 実績

平成21年度 該当なし

2. 国家試験の実施

(1) 概要

各種国家資格等に関する業務については、資格者の実施する行為が国民の生命身体に直接影響を与えるものであり、全国一律の能力を担保する必要から、国（厚生局）において実施しています。

(2) 実績

平成21年度において、12職種（※）の国家試験を実施しました。

国家試験は各法律、施行令、施行規則等に基づき実施されます。

総務課において、

- ① 受験願書等受付（受付処理、受験願書等の内容審査、受験番号の設定、受験票の交付）
- ② 試験の実施（試験会場の確保、試験会場の整備、試験当日の運営）
- ③ 受験資格の確認（卒業証明書、実習終了証明書等）
- ④ 合格発表

の業務を担当しています。

受験地（会場）は、医師・歯科医師は東京都・新潟県において、それ以外の試験は東京都において大学の教室を借用し実施しています。

※ 12職種

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師、管理栄養士

3. 国民の皆様からのご意見・ご要望・ご質問について

国民の皆様から頂いた「ご意見・ご要望・ご質問」につきましては、今後の厚生労働行政の参考とさせていただくため、下記のホームページアドレスで募集しています。（原則として回答はいたしません）

国民の皆様からのご意見・ご要望・ご質問について

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/goiken/index.html>

企画調整課

1. 局の総合的な企画及び立案に関する業務について

企画調整課では、局の総合的な企画及び立案を所掌しています。

このため、係る業務について、本省との連絡調整や局内の取りまとめや調整等を行っています。

また、第I章の重点事項にも掲載している、組織再編プロジェクトチーム、局の業務計画、ビジョン策定委員会といった、局内横断的な取り組みに係る、局内調整や取りまとめなど、事務局としての役割も担っています。

局内の多種多様な業務が円滑かつ確実に遂行されるよう、引き続き、対外的な調整や局内の取りまとめなどに努めることとしています。

○ 21年度に企画調整課が事務局を担った主な業務

- | | |
|-----------------------------|------|
| 1 組織再編への取り組み（組織再編プロジェクトチーム） | 5頁参照 |
| 2 局の業務計画 | 6頁参照 |
| 3 基本理念等の策定（ビジョン策定委員会） | 7頁参照 |
| 4 業務改善推進計画の策定（同上） | 7頁参照 |

2. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について

(1) 制度の概要

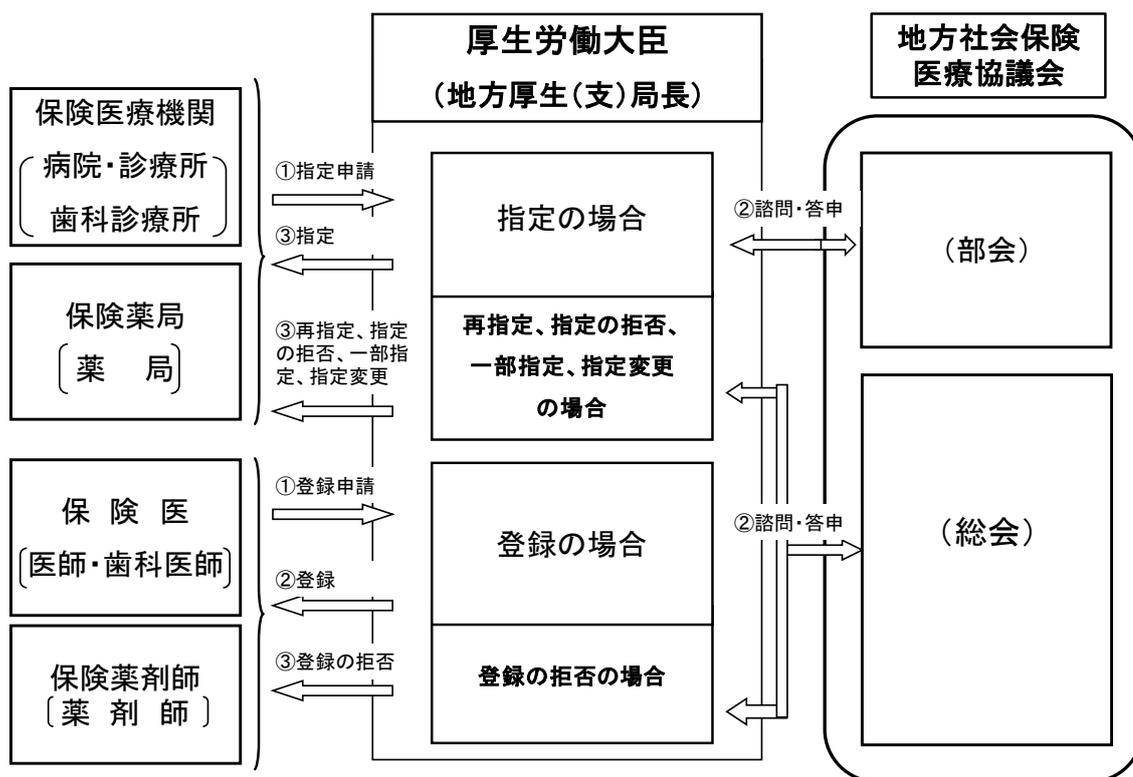
社会保険医療協議会法（昭和25年法律47号）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が、地方には、「地方社会保険医療協議会」が設置されており、「地方社会保険医療協議会」については、全国8ブロックに設置されている地方厚生（支）局ごとに設置されています。

① 協議会の所掌事務

同法第2条第2項の規定により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。」と定められています。

② 協議会の組織

審議内容により「保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し」などを審議する「総会」と「保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の審議事項を除く）」を審議する「部会」で構成され、定数はそれぞれ20名と8名です（※）。なお、部会については関東信越地方社会保険医療協議会議事規則第7条1項の規定により、都道府県ごとに部会を置くことができ、管内1都9県に設置されています。（※）法第3条第1項各号に定められた代表



③ 協議会の構成員

総会審議のみに参画する委員2名、総会及び部会の審議に参画する委員18名と、原則として部会審議にのみ参画し事案により総会審議に参画する臨時委員62名の計82名です(平成22年3月末現在)。

(2) 業務内容

企画調整課及び関東信越厚生局管内の各都県の事務所(埼玉県については指導監査課。以下同じ)が、それぞれ総会と部会の庶務を担当しています。

具体的には、関東信越地方社会保険医療協議会会長(又は会長から付託を受けた部会長)との調整を行ない、委員(総会に参画する臨時委員を含む)への総会(部会)開催前後での事務手続きまでを行っています。

また、委員及び臨時委員の改選に関する事務も行っています。なお、地方社会保険医療協議会委員及び臨時委員の任期は2年とし、1年ごとにその半数を任命することとなっています(法第4条第1項)。

(3) 実績

① 総会

総会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し等を審議するため開催する外、法第6条において「正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない」とされています。

平成21年度では、審議事案発生の可能性を考慮し、年度当初の計画

で 概ね四半期に一度開催を見込んでいました。

【開催状況】

平成21年度には、審議事案の発生が当初計画と異なり総会を2回開催しました。

総会の開催概要は以下のとおりです。

	審議を行なった事項	答申件数	
		保険医療機関	保険医
第三回総会 (H21.8.19開催)	・保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し	1件	1名
第四回総会 (H21.10.21開催)	・保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し	1件	1名

なお、議事要旨等は、関東信越厚生局のホームページ (http://kous-eikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/shakaihoken_kyogi/sokai/index.html) に掲載しています。

② 部会

関東信越厚生局管内の各都県の事務所では、指定申請を随時受理しており、これに対応するため、部会の開催も毎月1回開催を予定し、平成21年度は全部会（管内10部会）が計画通り毎月開催しました。

(ア) 開催状況

管内10部会とも、平成21年4月から平成22年3月まで（主に平成21年5月から平成22年4月指定分）の各月について開催し、保険医療機関の指定を審議しました。平成21年度に管内10部会で審議された保険医療機関等の数は以下のとおりです。

	医科		歯科		薬局	
	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新
審議件数	1,683	3,678	1,162	3,374	1,290	1,891

(イ) 部会ごとの指定状況

部会の答申を得て各都県の事務所が指定した件数は、第IV章資料・データ集を参照ください（企画調整課関係「関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの保険医療機関及び保険薬局の指定状況」）。

③ 改選について

平成21年10月の半数改選のため、関係の団体に推薦の依頼を行い、内申の手続きを行うとともに、平成21年10月1日付で41名（委員10名、臨時委員31名）に対し委嘱を行いました。

3. 医療安全に関する取り組みの普及及び啓発について

(1) 制度の概要

医療は、私たちが安心して健康に暮らす上で欠かすことができないものです。一方、医療事故は相次いで発生しており、場合によっては、死亡などの不幸な結果につながるものもあります。医療の安全を確保することは、とても重要な課題です。

厚生労働省においては、医療の安全を確保するため、有識者からなる検討会における検討や意見募集に寄せられた意見を踏まえながら、医療事故を調査・評価する仕組みについて検討しています。

(2) 業務内容

当局では、医療事故を調査・評価する仕組みの創設に向けた取り組み状況の周知及び都県ごとの協力体制を構築するなどの環境整備等を行っています。

(3) 実績

① 地域説明会（シンポジウム）の開催

医療事故を調査・評価する仕組みについて、広く国民の皆様にご存知いただき、意見の醸成を図ることを目的としたシンポジウム（パネルディスカッション、講演等）を開催しました。

ア 日時

平成21年10月25日（日）13:30～16:30

イ 会場

川口駅前市民ホール「フレンジア」

（埼玉県川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟4階）

ウ プログラム

- ・我が国の医療安全における、この10年間の歩み
塚原 太郎 厚生労働省大臣官房参事官
- ・特別講演 医療事故を調べる ～新たな仕組みは必要なの？～
岩本 裕 氏 NHK解説委員／週刊こどもニュースお父さん役
- ・パネル討議 テーマ わたしたちが新たな仕組みに期待すること
<コーディネーター>
岩本 裕 氏 NHK解説委員／週刊こどもニュースお父さん役
<パネリスト>
豊田 郁子 氏 医療の良心を守る市民の会
菅俣 弘道 氏 医療事故市民オンブズマン・メディアオ
西田 博 氏 東京女子医科大学心臓血管外科

エ 参加者数

156人

② その他、医療安全に資する協力体制の構築等の環境の整備

医療事故死の原因究明・再発防止に役立つ新しい仕組みについて、各地域の医療従事者及び関係者間における意見交換会を開催するなどの取り組みを行いました。

ア 医療安全に係る新潟県意見交換会 平成21年7月1日開催

4. 医療構造改革について

(1) 制度の概要

国民皆保険を維持し、将来にわたって持続可能な医療保険制度を構築するためには、治療を重視した医療から、疾病の予防を重視した保健医療への転換を図るとともに、医療提供体制、医療保険制度等の在り方等にまで踏み込んだ見直しを行うなど、抜本的な医療構造改革が必要です。

平成18年6月に成立した医療構造改革関連法は、これらのために制度的改正が必要な内容を盛り込んだものであり、今後数年をかけて段階的に実施することとしています。

医療構造改革に係わる都道府県の役割としては、地域の実情を踏まえた医療費適正化計画の策定及び関連する三計画（健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画）の見直しを総合的・一体的に進めるとともに、各種施策のコーディネート、様々な関係者との調整等を果たしていくことが求められています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、管内都県に対して、制度の円滑かつ適切な実施が行われるよう必要な助言等を行っています。

なお、平成22年度は5年計画の中間年として、中間評価が行われることになっています。

(3) 実績

① 医療費適正化計画（平成20年度策定計画）

都道府県が策定する医療費適正化計画においては、国の定める参酌標準に即して医療費適正化のための目標を定め、その実現に向けた施策を明らかにする必要があることから、管内都県に対する各種の情報提供等を行いました。

② 健康増進計画（平成20年度策定計画）

特定健診及び特定保健指導の実施率、メタボリック症候群の改善に向けた目標等を定めて必要な施策を講じるよう、管内都県に対する各種の情報提供等を行いました。

③ 医療計画（平成20年度策定計画）

4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）及び5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）について、関係者と協議の上、地域の医療連携体制を構築し、地域の実情に応じた各医療機関の機能分担及び連携の状況を医療計画に明らかにした上で必要な施策を講じるよう、管内都県に対する各種の情報提供等を行いました。

④ 介護保険事業支援計画（平成21年度策定計画）

療養病床再編等を踏まえつつ、地域実情に応じた第4期介護保険事業支援計画が策定されるよう、管内都県に対する各種の情報提供等を行いました。

5. 首都圏広域地方計画について

(1) 制度の概要

首都圏広域地方計画は、国土形成計画法に基づく法定計画（国土交通省所管）で、全国計画と広域地方計画から構成されています。全国計画は、平成20年7月4日に閣議決定されており、広域地方計画は、閣議決定された全国計画の下、全国8ブロック（東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏）ごとに地域特性も踏まえて作成されることとなっています。なお、関東信越厚生局の該当する首都圏において、国土交通大臣決定を経て「首都圏広域地方計画」が策定されました（平成21年8月4日国計地第25号）。

(2) 業務内容

国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する府省横断的な計画であり、当局も首都圏広域地方計画協議会のメンバーとして参画しています。

現在、「首都圏広域地方計画」の実施にあたり、具体的な実施計画（案）を作成しているところであり、その中で戦略プロジェクト毎に進捗状況を把握・検証することとされている。

当局は、首都圏広域地方計画の24のプロジェクトのうち「少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりプロジェクト」（【参考】参照）を担当しています。

【参考】 出典 首都圏広域地方計画（平成21年8月 国土交通省）P53～P55から抜粋

5. 少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりプロジェクト

■目的・コンセプト

今後急速に進展する少子高齢化にともなう医療、福祉、住宅等様々な分野における課題に対応するため、子どもを生き育てやすく、また高齢者を始め誰もが安心して暮らすことのできる快適なまちづくり・住まいづくりを推進するとともに、安全で安心な医療体制を構築する。

■具体的取組内容

(1) 子育て支援と児童の安全・安心の確保

- ① 公的賃貸住宅への優先入居、高齢者の所有する住宅を借り上げて子育て世帯等に転貸する仕組みの構築等により子育て世帯向け住宅を重層的に提供する。
- ② 公共賃貸住宅団地の建替えや都市再開発に併せた保育所の整備、駅前空店舗を活用した保育所等の整備、地域子育て支援拠点等乳幼児を持つ親が気軽に交流・相談できる場の整備や、公園等の公共空間の整備等を推進するとともに、企業内保育所の設置やテレワーク、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた企業への働きかけを促進する。
- ③ 放課後子ども教室や放課後児童クラブの設置等により児童の放課後の居場所を確保するとともに、子どもにとっても歩きやすい歩行空間とするための歩道の整備や無電柱化、防犯パトロール隊や「こどもの110番の家」等地域による見守り、防

犯カメラやI C端末等の活用、道路、公園における夜間照明の確保や死角の解消等を推進し、通学時等の安全を確保する。

(2)高齢者等が安心して暮らせる地域づくり

(3)ニュータウン等の再生

(4)安全で安心な医療体制の確保

(3) 実績

日 付	会 議 名 称	内 容
平成 22 年 1 月 18 日	第 20 回首都圏広域地方計画 担当課長会議	首都圏広域地方計画(平成 21 年 8 月決定) のフォローアップに向けた今後の進め方
平成 22 年 2 月 24 日	第 21 回首都圏広域地方計画 担当課長会議	モニタリング指標(戦略プロジェクト) の修正と情報提供について
平成 22 年 3 月 26 日	第 8 回首都圏広域地方計画 協議会幹事会	戦略プロジェクトのモニタリング指標と 具体的取組内容について

年金指導課

1. 国に代わって日本年金機構が行う事務に関する認可について

(1) 公的年金制度と日本年金機構の位置づけ

公的年金制度は、全国民の強制加入を前提に、世代間扶養と所得再分配を行う仕組みであり、老後の所得保障の支柱として高齢者の老後生活を支える役割を担っています。

この年金制度を充実発展させ、国民の将来に対する安心を確保するためには、年金の安定的な運営と国民の信頼に応えるための事業運営体制が不可欠であるとして、平成22年1月、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、新たに非公務員型の年金公法人である日本年金機構（以下「機構」という。）を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運營業務を委任・委託されたところです。

(2) 業務内容

機構に委任された業務のうち、滞納処分等のような権力的な性格を有する業務を行政機関以外の者に行わせる場合は、その事務処理に当たっての公正性、客観性を担保するとともに国の監督体制を十分に確保する必要があります。このため、機構が滞納処分や適用事業所の立入調査等を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可（厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任）を受けなければならないと規定されました。

関東信越厚生局においては、以下の認可等業務について、平成22年1月1日付年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」に定められた「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領」等に基づき、適確な審査を行っています。

① 認可業務

- ア 機構の徴収職員・収納職員の認可
- イ 機構が行う滞納処分等の認可
- ウ 機構が行う立入検査等の実施に係る認可

② 滞納処分等の結果報告の受理

厚生年金保険法等の社会保険各法において、機構が滞納処分等をした場合は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を大臣に報告しなければならないこととされており、当該省令等（省令は平成21年12月28日公布、取扱通知は平成22年4月末現在未発出）に基づき、結果報告を受理（厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任）しています。

- ア 機構が滞納処分等をした場合の結果報告の受理
- イ 機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果報告の受理

(3) 実績

21年度実績	徴収職員・収納職員の認可	9件
	滞納処分の認可	100件
	立入検査の実施に係る認可	42件

2. 社会保険庁廃止に伴う残務整理について

(1) 整理専門官の配置

社会保険庁の廃止に伴い、社会保険事務局の人事、給与、共済及び経理等の残務整理を行うため、関東信越厚生局の各事務所長、総務課長補佐（会計担当）及び移行時に業務を行っていた転籍職員の一部を年金指導課の整理専門官に発令し、残務整理にあたりました。

また、残務業務を円滑かつ適切に行うためには、移行時にこの業務を担当していた機構の職員の支援が必要不可欠であることから、機構と協定を締結し、当該職員の派遣により残務整理を行いました。

なお、整理専門官及び機構からの派遣職員の任期はともに3月31日までとされました。

(2) 整理専門官の業務内容

- ① 人事関係
 - ・退職手当（所得税等）の計算・支払及び関係機関への通知・支払
 - ・諸報告の作成
 - ・退職分の人事記録の記載、移管
- ② 給与関係
 - ・正規職員給与の支払処理
 - ・非正規職員給与等の支払処理
 - ・平成21年源泉徴収票の作成
 - ・平成21年法定調書の作成
 - ・平成22年源泉徴収票の作成
 - ・平成22年法定調書の作成
 - ・健康保険・雇用保険の喪失等届出処理
- ③ 共済関係
 - ・平成21年12月分の月次処理
 - ・平成21年度の決算処理
- ④ 経理関係
 - ・日銀代理店に対する取引関係通知書の提出
 - ・検査員検査（帳簿・金庫等の検査）の立会い
 - ・帳簿等の引継ぎ
 - ・現金払込仕訳書の作成・提出
 - ・歳入歳出外現金出納計算書の作成・提出
 - ・健保協会承継債権債務等の調査報告（船特）
 - ・未払金（契約対価等）の支払
 - ・歳入徴収額計算書（年特及び船特の第3四半期分）
 - ・前渡資金出納計算書（12月分及び1月以降分）
- ⑤ 文書及び会計帳簿等の移管
（年金局総務課へ移管した文書）
 - 給与関係
職員別給与簿、基準給与簿、管理職員特別勤務手当整理簿、特殊勤務手当整理簿、諸手当認定簿、源泉徴収票、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書、扶養控除等申告書、住宅取得特別控除申告書及び住民税通知書（事業主分）
 - 非常勤職員（謝金職員及び賃金職員等）関係
雇用契約書、人事異動通知書、人事記録、出勤簿及び職員別給与簿
 - 再就職支援関係

再就職支援の関係で個人別に状況を纏めたファイル

(年金局事業企画課会計室へ移管した文書等)

○管財関係

国有財産台帳（地方厚生局移管分を除く）、索引簿、補助簿、附属
図面等、物品管理簿（地方厚生局移管分を除く）

○決算関係

平成21年4月～12月までに歳入徴収官が取り扱った収入済額
歳入額のうち、国有財産売払代、不用物品売払代、国有財産使用料に
係る証拠書類一式のコピー

○出納関係

収入官吏、歳入歳出外現金出納官吏及び資金前渡官吏にかかる次の
帳簿等

- ・現金出納簿
- ・前渡資金明細簿
- ・国庫金振替書
- ・小切手帳
- ・小切手及び国庫金受払簿
- ・会計機関印の印章

【参考】

残務承継官の設置

社会保険事務局及び社会保険事務所に設置されている会計機関等の廃止に伴い、会計関係の残務を引き継ぐ残務承継官について、次のとおり設置されました。

(社会保険事務局)

- ・廃止資金前渡官吏の残務承継官→事務所長及び総務課長補佐
- ・廃止歳入歳出外現金出納官吏の残務承継官→同上

(社会保険事務所)

- ・廃止収入官吏の残務承継官→厚生労働省年金局事業企画課長補佐
- ・廃止分任資金前渡官吏残務承継官→同上
- ・廃止歳入歳出外現金出納官吏の残務承継官→同上

年金調整課

1. 社会保険労務士法に関する業務について

(1) 制度の概要

社会保険労務士は、社会保険労務士試験に合格した後に全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録された者であり、「社会保険労務士法」に基づき労働保険（ハローワーク等）や社会保険（年金事務所等）の届出書類の作成及び申請手続の代行業務及び企業の人事労働管理のコンサルティングにより、企業の健全な発展と、そこに働く労働者の福祉の向上を役割としています。

さらに、平成22年1月1日からは日本年金機構と全国社会保険労務士会連合会との業務委託契約により、「年金相談センター」での年金相談業務も社会保険労務士が行うこととなりました。

(2) 業務の内容

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令については、社会保険庁の所掌事務となっており、一部の業務（社会保険労務士の監督、労務士団体の設立等の許可及び監督）は権限委任により、地方社会保険事務局において行っていました。

平成21年12月31日の社会保険庁廃止に伴い、当該業務は平成22年1月1日以降は国（厚生労働省）において行うとされ、社会保険労務士法施行規則第34条により地方社会保険事務局長へ委任されていた以下の権限も省令により、地方厚生局へ権限が委任されました。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査。
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理。
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令。
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査。
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告。
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞。
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険士試験への協力等。

(3) 管内の状況

管内(1都9県)各県社会保険労務士会員数の状況は次のとおりです。

(平成22年度3月31日現在)

都 県 名	会 員 数 (単位：人)				社労士 法人数
	合計	開業	勤務	その他	
東 京 都	8,266	3,506	3,649	1,111	127
神 奈 川 県	2,131	1,356	325	450	「－」
千 葉 県	1,275	902	199	174	10
山 梨 県	153	126	20	7	1
埼 玉 県	1,684	1,136	362	186	10
茨 城 県	416	322	55	39	2
栃 木 県	312	262	31	19	3
群 馬 県	535	354	167	14	1
長 野 県	591	376	200	15	7
新 潟 県	501	340	116	45	4
管 内 計	15,864	8,680	5,124	2,060	165

2. 年金委員委嘱等について

(1) 制度の概要

年金委員は、「日本年金機構法第30条」に基づき設置され、政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行い、もって年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的としています。

その職務については、「職域型」においては適用事業所の事業主・被保険者に対し、「地域型」においては地域住民に対して、各種届出手続についての相談、助言及び年金制度に関する広報等を行うこととされています。

(2) 業務の内容

年金委員は、厚生年金保険適用事業所の事業主(「職域型」)、市区町村長又は地域団体(「地域型」)などの推薦により厚生労働大臣が委嘱することとなっています。

当厚生局においては、事業主や市区町村より推薦のあった年金委員に対して、委嘱・解嘱に係る審査、決定及び委嘱状・解嘱状の発行、年金委員に伴う諸事務手続及び年金委員名簿の管理と変更を行います。

(3) 現在の状況

①「職域型」年金委員

厚生年金保険適用事業所ごとに設置され、委員数は事業所の被保険者数が10人以上～300人未満で1名、300人以上で2名とされています。

②「地域型」年金委員

市区町村、地域団体から推薦のあった者について、小学校区ごとに設置することとなっています

年金委員の委嘱人数 (平成22年3月31日 現在)

都 県 名	「職域型」	「地域型」
東 京 都	7,272	9
神 奈 川 県	3,569	88
千 葉 県	2,949	85
山 梨 県	1,472	91
埼 玉 県	2,785	71
茨 城 県	2,335	341
栃 木 県	2,089	160
群 馬 県	1,881	244
長 野 県	4,639	111
新 潟 県	4,916	84
管 内 計	33,907	1,284

(単位： 人)

3. 学生納付特例事務法人について

(1) 制度の概要

学生納付特例制度 (本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期

間猶予される制度)を活用するには、毎年学生が市区町村や年金事務所の窓口申請を行う必要がありますが、出来るだけ申請のしやすい環境を整備し、学生の年金受給権を確保することを目的として「国民年金法第109条の2」により学生納付特例事務法人制度が設けられました。よって、この制度の指定を受けた大学等においては、学生からの委託を受け、学生納付特例の申請を代行できることとされました。

(2) 業務内容

学生納付特例事務法人の指定等(指定、改善命令、指定の取消等)については社会保険庁長官から権限の委任を受けて旧地方社会保険事務局が行っていましたが、社会保険庁廃止に伴い、「国民年金法第109条の9」(地方厚生局長等への権限の委任)により、地方厚生局が行うこととなりました。

当厚生局は、「国民年金法第109条の2」に基づき学生納付特例事務法人の指定等を行っています。

- ① 学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定。
- ② 学生納付特例事務法人への改善命令
- ③ 学生納付特例事務法人制度の普及・推進

(3) 学生納付特例事務法人指定状況

平成21年度学生納付特例事務法人追加指定校

- ・ 学校法人 日本社会事業大学
- ・ 学校法人 新潟工科大学
- ・ 学校法人 三友学園

(3校については旧社会保険事務局にて指定)

4. 保険料納付確認団体について

(1) 制度の概要

保険料納付確認団体は、「国民年金法第109条の3」により、同種、同業の被保険者で構成される団体(医師会等)で、国の指定を受けた場合、その団体に所属する国民年金の被保険者に対して将来の年金権を確保する観点から、当該団体が本人の国民年金保険料の納付情報を定期的に確認し保険料納付の注意、促進を行う団体であります。

(2) 業務内容

保険料納付確認団体の指定等（指定、改善命令、指定の取消等）については社会保険庁長官から権限の委任を受けて旧地方社会保険事務局が行っていましたが、社会保険庁廃止により、「国民年金法第109条の9」（地方厚生局長等への権限の委任）により、地方厚生局が行うこととなりました。

当厚生局は、「国民年金法第109条の3」に基づき保険料納付確認団体の指定等を行っています。

- ① 保険料納付確認団体の指定及び指定の取消に係る審査及び決定。
- ② 保険料納付確認団体への改善命令
- ③ 保険料納付確認団体被保険者への情報提供
- ④ 保険料納付確認団体の制度の普及・推進

(3) 保険料納付確認団体指定状況

（平成22年度3月31日 現在）

- ・ 千葉医師会
- ・ 山梨薬剤師会

（2団体については旧社会保険事務局にて指定）

5. 国民年金等事務取扱交付金の交付関係事務について

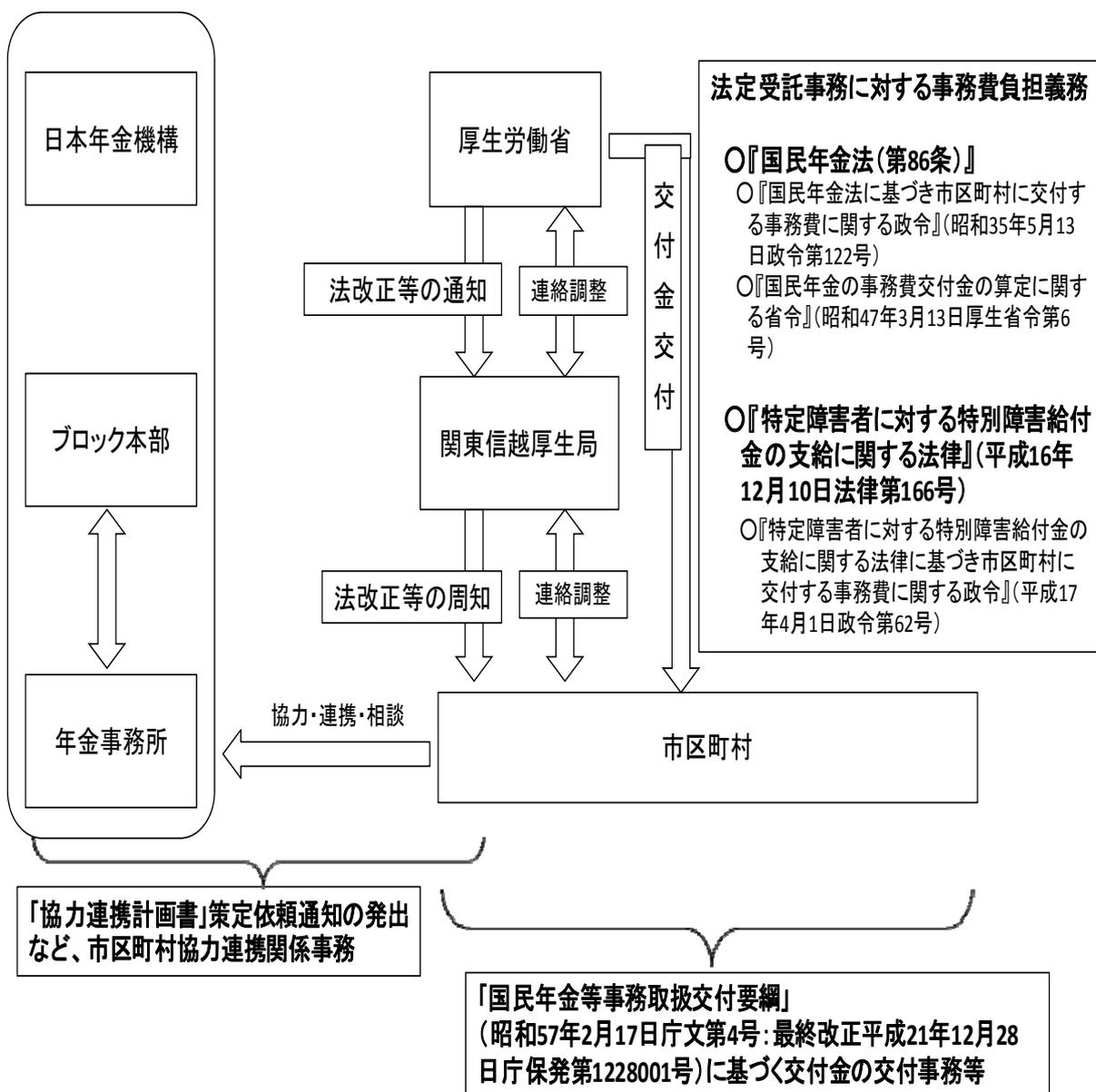
(1) 制度の概要

国民年金等事務取扱交付金は、「国民年金法第86条」により、市区町村が「法定受託事務」（地方自治法に定める地方公共団体の事務）を遂行するに当たり必要とされた経費について国が負担するものと、法律には定めないが「法定受託事務」以外に市区町村が国民年金事務に係る「協力・連携事務」に使われた経費に対して交付するものと2つに分けられます。

(2) 業務の内容

旧社会保険庁時代、市区町村で行われていた国民年金等の「法定受託事務」「協力・連携事務」については、社会保険庁廃止後も継続実施されることとなりましたが、国民年金等事務取扱交付金（「法定受託事務」「協力・連携事務」等に要した経費を市区町村へ精算する事務）の以下の交付申請等については、地方厚生局長が行うものとされました。

交付金事務の流れ



(3) 交付金交付実績

① 法定受託事務に係る交付金

都 県 名	市区 町村 数	交付申請額	概算交付額	精算交付額
東 京 都	6 2	2,864,661	2,016,398	精 査 中
神 奈 川 県	3 3	1,682,621	1,149,687	
千 葉 県	5 6	1,083,837	775,115	
山 梨 県	2 8	185,491	129,463	
埼 玉 県	7 0	1,360,758	948,461	
茨 城 県	4 4	609,528	432,661	
栃 木 県	3 0	378,290	258,565	
群 馬 県	3 6	386,741	269,085	
長 野 県	7 8	423,310	295,375	
新 潟 県	3 1	406,649	283,067	
管 内 計	4 6 8	9,381,891	6,557,877	

(平成21年度、交付金額は「旧社会保険事務局」概算分も含む年額)

(単位：千円)

② 協力・連携に係る交付金

都 県 名	市区 町村 数	交付申請額	概算交付額	精算交付額
東 京 都	6 2	406,143	281,938	精 査 中
神 奈 川 県	3 3	200,278	158,116	
千 葉 県	5 6	172,571	128,734	
山 梨 県	2 8	18,532	12,049	
埼 玉 県	7 0	205,821	134,074	
茨 城 県	4 4	81,753	54,427	
栃 木 県	3 0	50,017	33,759	
群 馬 県	3 6	48,777	33,982	
長 野 県	7 8	61,776	43,864	
新 潟 県	3 1	52,970	33,330	
管 内 計	4 6 8	1,298,643	914,273	

(平成21年度、交付金額は「旧社会保険事務局」概算分も含む年額)

(単位：千円)

6. 日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付関係事務について

(1) 制度の概要

日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金（健康保険事務指定市町村交付金）は、指定を受けた市区町村が日雇被保険者に対して日雇特例被保険者手帳の交付及び日雇保険料の徴収等の諸手続業務に要した事務経費を交付するものです。

(2) 業務内容

健康保険事務指定市町村交付金は、「健康保険法施行令61条」の規定により、社会保険庁長官が市区町村を指定し、指定された市区町村が日雇特例被保険者に係る諸手続の代行を行っていましたが、社会保険庁廃止により平成22年1月以降は、厚生労働大臣が市区町村を指定することとされました。

当厚生局は、市区町村より提出された日雇特例被保険者交付金申請書及び各種報告書の内容審査をし、厚生労働省への報告を行っています。

(3) 日雇特例被保険者交付金の交付実績

健康保険事務指定市区町村交付金支給実績（平成22年3月31日現在）

都 県 名	指定市区町村数	申請市区町村数	交 付 金 支 給 額 (単位： 円)	
			件 数	金 額
東 京 都	20	18	103	8,172
神 奈 川 県	4	4	35	2,778
千 葉 県	9	8	137	10,880
埼 玉 県	3	3	154	12,234
茨 城 県	1	1	43	3,416
群 馬 県	5	1	12	953
管 内 計	42	35	484	38,433

(単位： 千円)

健康福祉課

1. 中小企業等協同組合の設立認可等について

(1) 制度の概要

中小企業等協同組合は、中小規模の事業を行う者や勤労者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことにより、経済活動の機会を確保するとともに、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立された法人です。

中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合（協業組合、商工組合、商工組合連合会）及び商店街振興組合法に基づく組合（商店街振興組合、商店街振興組合連合会）があります。

(2) 業務内容

当厚生局においては、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合で、その組合が定める定款の事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管する法律に属するもの（全国を区域とするものを除く。）であって、主たる事務所の所在地が管内1都9県にある中小企業等協同組合（平成22年3月31日現在201組合）の監督に関する業務を行っています。

(3) 実績

設立認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5件
定款変更認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・94件

- 中小企業等協同組合一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/chushokigyo_h22.xls

2. 指定医療機関等の指定等について

(1) 制度の概要

次の各法律は、国の責任において医療の給付を行うことなどから、公費負担医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣等が指定し、所要の医療の給付を行うものです。

- ① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関
- ② 母子保健法に基づく指定養育医療機関
- ③ 児童福祉法に基づく指定療育医療機関
- ④ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関
- ⑤ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

(2) 業務内容

管内1都9県に所在する病院、診療所、薬局等に対して指定、指定の取消、変更届出等の受理事務に関する業務等を行うものです。

指定医療機関等	内 容 等	所管数
原子爆弾被爆者に対する指定医療機関	被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し医療費を全額国費で給付する認定疾病医療において、指定疾病医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定するものです。	170
母子保健指定養育医療機関 (国が開設したもの)	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生児体重2,000g以下等）に対し、その養育に必要な医療の給付等を行う病院若しくは診療所又は薬局を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定するものです。	32
児童福祉指定療育機関 (国が開設したもの)	結核に罹患している児童に対し、適切な医療に併せ学習の援助を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定するものです。	20
生活保護指定医療機関 生活保護指定介護機関 (国が開設したもの)	生活保護法に基づく医療扶助又は介護扶助として、困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定するものです。	64
戦傷病者指定医療機関	戦傷病者が先の大戦における公務上の傷病に起因する疾病に対し、医療費を全額国費で給付する療養の給付において、当該療養の給付を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定するものです。	42

(3) 実績

① 原子爆弾被爆者に対する指定医療機関

指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37件
 指定の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
 変更届等の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
 指定辞退の申出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

② 母子保健指定養育医療機関

指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
 指定の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件
 変更届等の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6件
 指定辞退の申出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

- ③ 児童福祉指定療育機関
 - 指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件
 - 指定の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件
 - 変更届等の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件
 - 指定辞退の申出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件
- ④ 生活保護指定医療（介護）機関
 - 指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件
 - 指定の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件
 - 変更届等の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 件
 - 指定辞退の申出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件
 - ※ 上記の届出等が行われた場合は、官報告示により公表することとなっています。（官報告示 11 件）
- ⑤ 戦傷病者指定医療機関
 - 指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件
 - 指定の取消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件
 - 変更届等の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 件
 - 指定辞退の申出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件

○ 指定医療機関等の指定一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

- ・ 原子爆弾被爆者に対する指定医療機関
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/genbaku_h22.xls
- ・ 母子保健指定養育医療機関
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/boshihoken_22.xls
- ・ 児童福祉指定療育機関
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/jidofukushi_h22.xls
- ・ 生活保護指定医療（介護）機関
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/seikatsuhogo_kikan_h22.xls
- ・ 戦傷病者指定医療機関
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/sensho_h22.xls

3. 特定感染症指定医療機関に係る監督について

(1) 制度の概要

特定感染症指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、新感染症（人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症）の患者の医療を担当する医療機関です。

(2) 業務内容

管内 1 都 9 県に所在する厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関の監督に関する業務を行っています。

- ・ 管内の指定医療機関
 国立国際医療センター（東京都）：4 床

成田赤十字病院（千葉県） : 2床

- (3) 実績
 - 報告の受理 0 件
 - 検査 0 件

4. クリーニング師試験の実施に係る指定試験機関の指定等について

- (1) 制度の概要
 - 指定試験機関は、クリーニング業法に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師の試験事務の全部又は一部を厚生労働大臣の指定する者に行わせる事ができる機関です。
- (2) 業務内容
 - 管内 1 都 9 県に所在する指定試験機関の指定及び監督に関する業務（クリーニング師試験の受験資格の認定の業務を含む。）を行っています。
- (3) 実績
 - 指定 0 件
 - 役員を選任等の認可等 0 件
 - 受験資格の認定 0 件

5. 生活衛生同業組合に係る振興計画の認定等について

- (1) 制度の概要
 - 生活衛生同業組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し衛生施設の改善向上を図るための法人格を有した非営利団体として、17業種（すし、麺、中華、社交（バー等）、料理（料亭）、一般飲食、喫茶、食肉販売、食鳥肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場、ホテル・旅館、簡易宿泊所、浴場、クリーニング）ごとに都道府県単位で厚生労働大臣の認可により設立される組合です。
 - この組合は、組合員である営業者の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）を作成し、この振興計画が厚生労働大臣が定める各業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（振興指針）に適合し、かつ、政令で定める基準（組合員の相当部分が当該振興事業に参加するなど）に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けることができます。
 - なお、振興事業に対する国の特別措置として、融資上の恩典（振興事業に基づいて整備する施設整備については、日本政策金融公庫の融資が、有利な条件で適用される。）及び税制上の恩典（振興事業に基づいて整備する共同施設については、租税特別措置法の定めるところにより減価償却の特例が認められる。）が受けられます。

(2) 業務内容

管内1都9県に所在する組合からの申請により、振興計画の認定、取消、変更認定及び実施状況報告の受理に関する業務を行っています。

(3) 実績

振興計画の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0件
振興計画の変更認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24件
※平成21年度見直し業種 飲食店営業（めん類）、旅館業、浴場業
実施状況報告書の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・119件

○ 生活衛生同業組合一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/shohi_eisei_h22.xls

6. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について

(1) 制度の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（病原体等）であって、病原性や国民の生命及び健康に与える影響等に応じて危険度の高い病原体等は一種、二種、三種、四種に分類（特定病原体等）され、それらを所持等する場合は申請若しくは届出等が必要であり、更に特定病原体等の区分に応じて、所持等する施設、使用、保管、滅菌及び運搬等に係る基準が設けられています。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県の三種病原体等の所持者からの所持等の届出の受付業務、並びに三種及び四種病原体等所持施設への立入検査により基準遵守等の確認を行っています。

(3) 実績

所持の届出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0件
所持の変更届出の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16件
三種、四種所持施設への立入検査・・・・・・・・・・・・18件

7. 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に係る処理業務について

(1) 制度の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づき、社会経済活動等による温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもので、その措置の一つとして、温室効果ガスを一定量排出す

る者に温室効果ガスの排出量を算定させ、国に報告することを義務付けています。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県に所在する事業者からの排出量報告書の受理、排出量一覧表の入力等の業務を行っています。

(3) 実績

排出量報告書の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

8. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名について

(1) 制度の概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており、かつ、補欠（後任者等）の任期は前任者の在任期間とされていることから、3年ごとに一斉改選が行われています。前回の一斉改選は平成19年12月1日に行われ、その任期は22年11月30日までとなっています。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県にかかる民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

(参考) 民生委員数（平成22年3月31日現在）

◇65,854 うち主任児童委員 5,651人

(3) 実績

区 分	処理件数
民生委員・児童委員の委嘱	1,126
民生委員・児童委員の解嘱	1,083
主任児童委員の指名	117

厚生労働大臣表彰状の授与	1 1 9
厚生労働大臣感謝状の授与	3 7 6
計	2, 8 2 1

- 民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱・指名状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/minsei_iin.xls

9. 精神保健指定医の申請等について

(1) 制度の概要

措置及び医療保護による入院及び退院の際の診療、一定の行動制限の判定等の職務を行う精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、所定の要件を満たす医師の申請に基づいて、厚生労働大臣が医道審議会の意見を聴いた上で、指定することとされています。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県にかかる精神保健指定医の指定申請書の受理及び本省への進達並びに精神保健指定医の証の発行及び再発行などの業務を行っています。

(参考) 精神保健指定医数（平成22年3月31日現在）

◇4, 704人

(3) 実績

区 分	処理件数
指定医の証の発行（新規）	1 9 0
指定医の証の発行（更新等）	6 0 0
指定医の証の再発行	3 5
指定医の取消	0
指定不適合者への通知	2 4
研修会受講延長の未承認	2
辞退届・死亡届の受理	9

計	860
---	-----

- 都県別精神保健指定医の状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/seishin.xls

10. 特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券の特別買上償還の証明について

(1) 制度の概要

特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券は、戦没者等の一定範囲の遺族等に対し、国として弔慰の意を表すため又は精神的痛苦に対して特別の慰藉を行うために支給されています。

特別買上償還は、特別弔慰金等の国庫債券について、当該国庫債券の記名者が、生活保護を受けている又は受けるおそれがある旨の証明を福祉事務所から受けた場合に限り、一定の割合で割り引かれた金額で残りの賦札を国が買い上げる制度です。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県にお住まいの方に対し、特別買上償還を受けるために必要な「国庫債券の買上を必要とする旨の証明書」を交付しています。

(3) 実績

区 分	交付件数
第22回特別給付金国庫債券	23
第23回特別給付金国庫債券	4
第8回特別弔慰金国庫債券	119
計	146

11. 消費生活協同組合の認可等及び監督について

(1) 制度の概要

消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的として、消費生活協同組合法に基づいて設立された法人であり、所管行政庁の認可を受けて設立されます。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内の2以上の都県の区域において事業を行う生協について、設立認可及び定款変更認可などの業務を行うとともに、これらの法人に対する監督を行っています。

(参考) 所管の生協数 (平成22年3月31日現在)

◇28組合

年度別	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
生協数	24	23	26	25	28

(3) 実績

区 分	処理件数
定款変更の認可	10
合併認可	1
解散認可	1
契約者割戻準備金積立の承認	1
計	13

- 消費生活協同組合一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。(関東信越厚生局ホームページ内)
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/shohi_seikatsu_22.xls

1.2. 地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について

(1) 制度の概要

地域において介護給付サービス等を提供する施設等の計画的な整備等を促進し、高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図るため、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」が制定され、民間事業者による保健、福祉に関する総合的な施設等の整備(特定民間施設)ができることとなり、この整備計画について厚生労働大臣の認定を受けると定められました。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県にかかる整備計画の認定(変

更)に関する事務を行っています。

(3) 実績

変更認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0 件

(参考) 当厚生局管内の認定施設数 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

◇ 1 施設

1 3. 施設整備に係る補助金等について

(1) 補助金等の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

(2) 業務内容

施設整備に係る補助金等の交付については、平成 16 年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

また、対象となる補助金等は、施設種別により次のように区分されています。

- ① 「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金」は、農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を対象として整備しています。また、「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」は、保健衛生施設等が災害により被害を受けた場合、その復旧に要する経費の一部を補助しています。
- ② 「地域介護・福祉空間整備等交付金」等は、高齢者関連施設を対象としています。
- ③ 「次世代育成支援対策施設整備交付金」は、児童及び母子関連施設を対象としています。
- ④ 「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」は、障害者(児)関連施設及び保護施設等を対象としています。
- ⑤ 「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」は、施設種別にかかわらずすべての社会福祉施設等を対象としています。

なお、「地域介護・福祉空間整備等交付金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」は平成 17 年度に創設された交付金です。

(3) 実績等

平成 21 年度における施設整備に係る補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交付目的及び対象施設	交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 7 条及び第 19 条の 10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 62 条の規定により、都道府県等の医療機関等の施設及び設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的	(施設整備) 1. 交付件数 18 件 2. 交付額 239,017 千円 (設備整備) 1. 交付件数 447 件

	とする。	2. 交付額 840,521千円
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する費用の一部を負担（補助）することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1. 交付件数 1件 2. 交付額 19,836千円
地域介護・福祉空間整備等交付金等	市町村が作成した「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」第4条に基づく市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する費用に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする。	
地域介護・福祉空間整備交付金	(対象施設) 小規模多機能型居宅介護拠点、小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム、小規模の特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護ステーション、小規模の老人保健施設、介護予防拠点、地域包括支援センター及び生活支援ハウス(離島、山村等の特別処置法に基づくものに限る。)	1. 交付件数 24件 2. 交付額 248,892千円
地域介護・福祉空間推進交付金	(対象事業) 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業、高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業、「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための地域における包括的なサービスを推進する事業、その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業及び地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	1. 交付件数 38件 2. 交付額 327,528千円
先進的事業支援特例交付金	ア) 介護療養型医療施設転換整備計画分(介護療養型医療施設から次に掲げる施設に転換するための整備事業)	1. 交付件数 304件 2. 交付額 5,708,947千円

	<p>老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるものでかつ、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合に限る。）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護拠点、生活支援ハウス（離島、山村等の特別処置法に基づくものに限る。）、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合する都道府県知事に届出のあるもの。</p> <p>イ) 先進的事業整備計画分 (対象事業)</p> <p>既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設の改修により、老人保健施設、特別養護老人ホームに併設されるショートステイ居室、認知症高齢者グループホームのユニット型に転換する事業、虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業、市町村から提案された全国的に見て先進的な事業及び既存の小規模福祉施設において消防法施行令改正に伴い平成21年4月より設置が義務化されたスプリンクラー等を整備する事業</p>	
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金</p>	<p>次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設整備等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。 (対象施設)</p> <p>児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、民間保育所（20年度から繰越を行った事業に限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、妊産婦ケアセンター、子育て支援のための拠点施設（20年度から繰越を行った事業に限る）</p>	<p>1. 交付件数 59件 2. 交付額 2,509,593千円</p>

	）、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設	
保育所施設整備費国庫補助金 (20年度補正予算関係)	待機児童が多い市区町村を中心に、保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	1. 交付件数 3件 2. 交付額 162,510千円 (本省にて繰越を行い、21年度交付決定を行った)
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、地方公共団体等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (対象施設) 障害者(児)関連施設及び保護施設等	1. 交付件数 62件 2. 交付額 1,807,364千円 注) 21年度は児童関連施設の繰越分はなし。
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、地方公共団体等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。	1. 交付件数 実績なし 2. 交付額 実績なし

○ 施設整備に係る補助金等の交付状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。(関東信越厚生局ホームページ内)

- ・ 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/hoken_eisei.xls
- ・ 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/saigai.xls
- ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金等
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/chiiki_kaigo.xls
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/jisedai.xls
- ・ 保育所施設整備費国庫補助金
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/hoikujo.xls
- ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/shakai_fukushi.xls

14. 義務的経費に係る補助金等について

(1) 補助金等の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

(2) 業務内容

義務的経費の補助金等に係る交付については、平成15年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っていません。

(3) 実績等

平成21年度における義務的経費の補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交付目的	交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10都県・15市・23特別区 2. 交付額 1,214,107,007円
結核医療費国庫補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10都県・15市・23特別区 2. 交付額 107,966,377円
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。	1. 交付先 10都県 2. 交付額 161,174,678円
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別	1. 交付先 10都県 2. 交付額

	手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。	7,687,980,439円
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	1. 交付先 10都県 2. 交付額 122,532,554円
児童扶養手当給付費国庫負担金	都道府県、市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県254市区 2. 交付額 44,791,196千円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事または市町村長が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県453市区町村 2. 交付額 257,512千円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県254市区 2. 交付額 11,257,109千円
婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金	売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県 2. 交付額 728,988千円

児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県196市区 2. 交付額 25,241,193千円
保育所運営費国庫負担金	保育所の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。	1. 交付先 407市区町村 2. 交付額 79,808,639千円

- 義務的経費に係る補助金等の交付状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/gimu_keihi.xls

15. 財産処分について

(1) 制度の概要

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

(2) 業務内容

補助金等の交付を受けた施設等に対する国庫補助財産の財産処分については、その業務を平成16年度から行っており、管内各都県等から提出された財産処分承認申請書の審査及び報告（包括承認事項）の受理等を行っています。

(3) 実績等

平成21年度における財産処分に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数 (保健衛生関係)	処理件数 (社会福祉関係)	合 計
財産処分承認申請	2	20	22
報告（包括承認）の受理	23	151	174
計	25	171	196

※ 上記の財産処分の承認に伴い、21年度返還金が生じたものは7件(保健衛生関係4件、社会福祉関係3件)です。

- 財産処分の処理及び包括承認の受理の状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。(関東信越厚生局ホームページ内)
- ・財産処分承認申請
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/zaisan_shori.xls
 - ・報告(包括承認)の受理
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/zaisan_juri.xls

16. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 制度の概要

- ① 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当は、離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。
- ② 児童扶養手当支給事務は、平成14年8月より当該手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市(区)及び福祉事務所設置町村へ権限移譲され、当該支給事務は都道府県・市等で行われています。

(2) 業務の内容

- ① 児童扶養手当支給事務指導監査は、関東信越厚生局管内の都県市等に対し、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。
また、本指導監査は、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱に基づき、各都道県、指定都市及び中核市にあっては3年に1回程度、指定都市、中核市を除く市、福祉事務所を設置する町村及び特別区については5年に1回程度の頻度により実施しています。
- ② 本指導監査の具体的な内容としては、ヒアリングや請求書等の閲覧により、(ア)事務処理体制の状況、(イ)新規認定、現況届及び各種届出に係る事務処理等の状況、(ウ)資格喪失届の事務処理状況などの確認を行い、是正又は改善指導などの技術的な助言を行っています。
なお、是正・改善指導などの技術的な助言に当たっては、現地において行うほか、指導監査の結果を検討し、必要がある場合は文書をもって行うとともに、その結果について報告を求めることとしています。

(3) 計画と実績

- ① 21年度の計画と実績

21年度計画	5県22市区
--------	--------

21年度実績	5県22市区
--------	--------

(21年度の主な指導事項)

指 摘 事 項	主 な 内 容
○障害認定医の配置	・障害認定の体制整備を図ること。
○新規認定請求書の受理事務	・請求書の記載内容や添付書類に不備のないことを確認の上受理すること。 ・規則上、請求時に不必要な書類がないことをもって受理しないという取扱いをしないこと。
○生計維持関係の確認	・受給者とその扶養義務者との生計維持関係の確認は十分行うこと。
○所得の審査	・養育費や所得証明書等による所得額の確認を十分行うこと。
○現況届の事務処理	・郵送による受付は原則行わず、本人持参による提出とすること。 ・現況届未提出者に対する時効処理等の対応を遺漏なく行うこと。
○資格喪失届に係る事務処理	・資格喪失日の公簿確認、資格喪失に至った事実の的確な確認等に努めること。 ・辞退を理由とした資格喪失を行わないこと。

② 年次推移（実績）

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
4都県81市区	4県81市区	1県27市区	4都県29市区	5県22市区

- 保護施設一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/seikatsuhogo_shisetsu_h22.xls

18. 消費生活協同組合に対する検査について

(1) 制度の概要

11の(1)参照のこと

(2) 業務の内容

- ① 生協に対する検査は、消費生活協同組合法第94条第2項に基づき組合の適正な運営を図ることを目的として実施しています。

検査は、関東信越厚生局管内の複数の都県で事業活動する組合に対し、消費生活協同組合連合会は概ね3年に1回、消費生活協同組合は概ね4年に1回実地による検査を行います。

(注) 組合の行う事業活動の区域が、都県の管轄する区域に限られている場合は、それぞれの都県が実施し、厚生局の管轄区域をまたがって事業活動を行っている場合は厚生労働省社会・援護局が実施しています。

- ② 検査の具体的内容は、組織運営、理事会運営、組合員管理、会計の状況等について確認するものです。

(3) 実績

- ・実施結果……………対象組合28のうち12組合
(21年度の主な指導事項)

事 項	主 な 内 容
組織・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定款と実態の乖離 ・整備すべき規程の不備 ・組合員資格の確認及び組合員名簿の管理が不十分 ・組合加入時の出資金について、職種等により差を設ける等の不適切な取り扱いの是正
理事会運営等	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会への理事の出席が低調等理事会運営の改善 ・総代選挙及び総代会等の手続きの不備
監事監査	<ul style="list-style-type: none"> ・監査内容が不十分
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・非組合員の利用が過大

指導養成課

1. 各種養成施設の指定及び監督について

(1) 制度の概要

保健・医療・福祉サービスについては、従事者が直接、受益者に接することにより、心身の維持向上に寄与しています。このため、こうした業務については国家資格等を付与し、国民が不利益を被らないよう質の確保を図る必要があります。

当局において所管する養成施設等は、当該施設の課程を修了あるいは卒業することにより、国家資格又は国家試験の受験資格等が得られることから、養成される内容の質が確保され、基準に基づき適正に運営されるよう指導監督を行っています。

なお、管理栄養士に係る指定等業務については、平成21年4月より厚生労働省から地方厚生局へ移管されたところです。

(2) 業務内容

当局においては、次の表に掲げる職種について、申請に基づき指定、変更の承認等の事務を行うとともに、基準に則り適正な運営が図られるよう指導調査の事務を行っているところです。

平成21年4月1日現在の養成施設の学校数、課程数及び入学定員は次のとおりです。

施設種別	学校数	課程数	入学定員
栄養士養成施設	59	59	5,685
管理栄養士養成施設	37	37	2,973
調理師養成施設	77	160	10,910
理容師養成施設	27	48	1,772
美容師養成施設	77	159	17,588
製菓衛生師養成施設	22	39	2,839
食品衛生管理者養成施設	44	62	5,641
指定保育士養成施設	166	195	19,637
社会福祉士養成施設	19	25	4,670
介護福祉士養成施設	132	154	7,725
福祉系高等学校	28	29	2,356
社会福祉主事養成機関	20	24	7,255
精神保健福祉士養成施設	13	24	2,390
児童福祉司養成施設	3	3	105
児童福祉施設職員養成施設	4	4	163
知的障害者福祉司養成施設	1	1	40

救急救命士養成所	16	17	1,285
診療放射線技師養成所	6	7	459
臨床検査技師養成所	11	11	630
理学療法士養成施設	40	54	2,795
作業療法士養成施設	31	38	1,479
視能訓練士養成所	5	6	240
臨床工学技士養成所	11	15	777
義肢装具士養成所	3	3	68
言語聴覚士養成所	12	15	698
あん摩マッサージ指圧師養成施設	3	5	250
はり師・きゅう師養成施設	29	53	1,977
あ・は・き師養成施設（※）	13	21	824
柔道整復師養成施設	33	63	3,198
歯科衛生士養成所	36	38	2,168
歯科技工士養成所	9	9	539
保健師助産師看護師養成所	188	223	11,466
合計	1,175	1,601	120,602

※：あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

注1) 食品衛生管理者養成施設には食品衛生監視員養成施設を含みます。

注2) 社会福祉士養成施設には社会福祉士学校を、また、介護福祉士養成施設には介護福祉士学校をそれぞれ含みます。（以下、同じ。）

注3) 食鳥処理衛生管理者養成施設、身体障害者福祉司養成施設は、当厚生局管内には指定を受けた養成施設がありません。

〔資料：各都県別養成施設の指定状況は、143ページを参照〕

(3) 実績

① 指定等に関する事務

平成21年度における指定、変更の承認及び変更届の受理等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

施設種別	処理件数				
	指定 (認定)	取 消	内 容 変 更	実 習 施 設	変 更 届
栄養士養成施設	2	4	13	—	12
管理栄養士養成施設	3	0	7	—	9

調理師養成施設	2	2	4	—	4
理容師養成施設	0	0	1	—	3 9
美容師養成施設	4	2	1 0	—	1 2 9
製菓衛生師養成施設	4	0	4	—	4
食品衛生管理者養成施設	7	0	0	—	5 5
指定保育士養成施設	3	9	1 1 5	—	4 4
社会福祉士養成施設	3	1	4	6	3 1
介護福祉士養成施設	6	1 5	2 2	5	8 7
福祉系高等学校	0	0	1	—	1 0
社会福祉主事養成機関	1	4	6	—	3
精神保健福祉士養成施設	1	2	3	2 6	5
児童福祉施設職員養成施設	0	0	1	0	0
救急救命士養成所	1	0	6	1	5
診療放射線技師養成所	0	0	1	1	0
臨床検査技師養成所	0	1	2	3	3
理学・作業療法士養成施設	0	3	2 3	2 9	2 6
視能訓練士養成所	1	0	3	0	3
臨床工学技士養成所	0	0	8	4	7
義肢装具士養成所	0	0	1	1	1
言語聴覚士養成所	0	0	6	1 5	7
あ・は・き師等養成施設※	2	2	2 2	0	1 4
柔道整復師養成施設	1	2	1 4	0	1 0
歯科衛生士養成所	4	1	8	8	2
歯科技工士養成所	1	1	1	0	0
保健師助産師看護師養成所	5	7	1 4 8	6 2	3 2
計	5 1	5 6	4 3 4	1 6 1	5 4 2

※：あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師・きゅう師養成施設、及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

注1) 上記の表に用いている用語は、次のように省略しています。

- ・指定（認定）：新規指定（認定）
- ・取消：申請による指定の取消し承認（但し栄養士、調理師は届け出数）
- ・内容変更：指定内容変更の承認（カリキュラム変更等）
- ・実習施設：実習施設の追加等承認

・変更届：変更届の受理

注2) 栄養士養成施設の新規指定は管理栄養士養成施設新規指定校
(厚生労働省で指定) の栄養士養成施設の指定

注3) 上記の養成施設を除く他の養成施設の実績は、ありません。

[資料：養成施設の指定状況は144ページ、取消状況は148ページを参照]

② 指導監督に関する業務

ア 指導調査の実施施設・実施課程

平成21年度における養成施設に対する指導調査の実施状況は、
次表のとおりです。

施設種別	実施施設数	実施課程数
栄養士養成施設	6	6
管理栄養士養成施設	4	4
調理師養成施設	5	10
理容師養成施設	4	8
美容師養成施設	4	9
製菓衛生師養成施設	1	1
食品衛生管理者養成施設	2	3
指定保育士養成施設	6	6
社会福祉士養成施設	3	3
介護福祉士養成施設	7	7
社会福祉主事養成機関	2	2
精神保健福祉士養成施設	1	2
救急救命士養成所	1	1
理学療法士養成施設	4	4
作業療法士養成施設	5	5
臨床工学技士養成所	1	1
言語聴覚士養成所	2	2
あ・は・き師養成施設	1	1
はり師・きゅう師養成施設	3	3
柔道整復師養成施設	1	1
歯科技工士養成所	1	1
保健師助産師看護師養成所	13	14
計	77	94

イ 指導調査の都県別実施課程

平成21年度における都県別の実施課程数は、次表のとおりです。

都県名	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
実施数	6	4	7	9	14
東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	計
34	8	4	2	6	94

2. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する業務について

(1) 概要

平成21年4月1日施行の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする者について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続を省略できるよう、実習演習科目について、文部科学大臣及び厚生労働大臣による事前の確認を受けることができる仕組みが定められました。

当厚生局では、平成20年度から、当該実習演習科目の確認を行っています。

(2) 実績

平成21年度における実習演習科目の確認に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
実習演習科目の確認	5
計	5

3. 各種講習会に関する業務について

(1) 食品衛生管理者資格認定講習会の登録について

① 概要

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護するため、「食品衛生法」により、乳製品や厚生労働大臣が定めている特に衛生上の考慮を必要とする食品等の製造、加工を行う営業者は、専任の食品衛生管理者を行うこととされています。

食品衛生管理者となるための一つの要件として、衛生管理業務に3年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者資格認定講習会の課程を修了した者と同法に規定されています。

当厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。

② 実績

平成21年度における食品衛生管理者資格認定講習会の登録はありません。

(2) 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録について

① 概要

食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康を保護するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」により、食鳥処理業者は食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者を置くこととされています。

食鳥処理衛生管理者となるための一つの要件として、食鳥処理業務に3年以上従事し、厚生労働大臣の登録を受けた食鳥処理衛生管理者講習会の課程を修了した者と同法に規定されています。

当厚生局では、この講習会の申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。

② 実績

区 分	登録件数
講習会の登録	4
計	4

(3) 介護技術講習等に係る実施報告及び変更届出の受理について

① 概要

介護福祉士試験の実技試験の受験者数の増大を受けて、介護福祉士試験の受験者の資質向上及び介護福祉士実技試験の適正実施に資するため、介護等に関する専門的技術についての講習（介護技術講習）を修了した者について、その者の申請により、以後3回の実技試験を免除する制度が、平成17年度から実施されました。

当厚生局では、当該講習の実施届、変更届及び実施報告書などの受理業務を行っています。

当厚生局管内の実施施設数（平成21年度実施分） 69施設

〔当厚生局管内の介護技術実施施設の状況は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shido_yosei/index.html

② 実績

平成21年度における介護技術講習等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数	書類の届出期限
講習実施届の受理	164	実施予定年度の前年度の1月末
実施変更届の受理	31	講習実施届後から実施年度の8月末
実施報告書の受理	216	講習会終了後1か月以内
計	411	
受講者数（人）	17,362	
修了者数（人）	17,112	

（イ）主任指導者養成講習及び指導者養成講習の処理状況

区 分	主任指導者	指導者	計
修了者名簿の受理（件）	9	14	23
修了者数（人）	170	371	541

（4）社会福祉主事資格認定講習会の指定及び監督について

① 概要

社会福祉主事の人材の確保及び資質の向上を図るため、社会福祉法第19条第1項第2号に基づき、社会福祉主事資格認定講習会が実施されています。

当厚生局では、当該講習会の指定、変更届及び報告書の受理等の業務を行っています。

② 実績

平成21年度における社会福祉主事資格認定講習会に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
事業報告書の受理	2
計	2

(5) 児童福祉司資格認定講習会の指定及び監督について

① 概要

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が公布されたことに伴い、児童福祉司の人材の確保及び資質の向上を図るため、児童福祉法第13条第2項第1号に基づき、児童福祉司資格認定講習会が実施されています。

当厚生局では、当該講習会の指定、変更届及び報告書の受理等の業務を行っています。

② 実績

平成21年度における児童福祉司資格認定講習会に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
事業報告書の受理	1
計	1

(6) 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施届出及び変更届出の受理について

① 概要

平成21年4月1日施行の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会について、平成21年度実施分から、当厚生局において実施届等の受理業務を行っています。

② 実績

平成21年度における社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理	1
社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理	3
介護教員講習会実施届の受理	3
介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理	6
計	13

〔当厚生局管内の実施施設の状況は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shido_yosei/index.html

（７）関東信越地区保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）の実施について

① 概要

病院以外の実習施設で次に掲げる特定分野について実習指導の任にある者を対象として、効果的な臨地実習指導のために必要な知識・技術を習得すること等を目的に、平成１９年度から「関東信越地区保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）」を実施しています。

（特定分野）

- ・ 保健師養成所における地域看護学
- ・ 助産師養成所における助産学
- ・ 看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論
- ・ 准看護師養成所における老年看護及び母子看護

② 実績

平成１９年度から平成２１年度までの当該講習会の受講修了者数は、次表のとおりです。

区分	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	合計
受講修了者数 （人）	４８	７７	７８	２０３

医事課

1. 健康危機管理について

(1) 概要

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を総括しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、平成17年度より、管内1都9県の健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、地方衛生研究所等）の連絡網を作成し、また、関係職員を対象として「関東信越ブロック健康危機管理連絡協議会」を定期的開催し、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員の相互連携を強化し、現実に健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるよう推進しています。

(3) 実績（平成21年度）

地方衛生研究所等主催による地域保健総合推進事業に係る地域ブロック会議、ブロック長会議等へ出席 …………… 4回

2. 医療安全に関する取り組みの普及及び啓発について

(1) 概要

医療機関等に対して、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管しております。

厚生労働省では平成13年度より毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置け医療安全対策の推進を図っています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、平成14年度から例年11月（「医療安全週間」の前後）に、管内病院の医療機関の管理者及び医療安全管理者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

(3) 実績（平成21年度）

平成21年11月9日～11月13日までの5日間におきまして、医療安全管理者等の資質向上を図るため、「医療安全に関するワークショップ」を開催しました。

開催日：平成21年11月9日～11月13日

場所：さいたま新都心合同庁舎1号館6階（6A）

参加者数：89名

*第IV章 資料・データ集P151参照

「1. 平成21年度医療安全に関するワークショッププログラム」

3. 医師の臨床研修について

(1) 概要

臨床研修病院の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

医師臨床研修制度は昭和23年に卒後1年のインターン制度として開始され昭和46年に臨床研修医制度として創設されました。昭和46年に創設された制度は、努力規定として位置づけられた研修でありましたが、平成16年4月からは、診療に従事しようとする医師には、2年以上の臨床研修を受けることが必修化となり医師法により義務づけられました。

この医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」となっており各臨床研修指定病院で作成されたプログラムで研修が実施されます。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、臨床研修修了に伴う医籍登録業務のほか、効果的な研修が実施されるよう、新規指定もしくはプログラム変更の申請を行った病院の研修プログラムの内容を精査し、関係法令の定める基準に照らして審査を行い、円滑に運用されるよう指導しております。

また、平成19年4月からは、臨床研修費等補助金の交付に関する事業が厚生労働省より事務委任され、各都県より提出される申請書の審査等も行っています。

(3) 実績（平成21年度）

新規指定申請等の審査の状況（平成22年度開始分）

臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	2件
臨床研修プログラムの変更	466件

臨床研修病院等の実地調査の状況

既指定臨床研修病院	1件
-----------	----

医籍登録の状況

医籍登録件数	2,780件
--------	--------

臨床研修費等補助金の交付状況

交付先及び交付額	交付先	1都9県(279件)
	交付額	57億4839万円

医師臨床研修病院指定状況（平成22年3月31日現在）

都県別指定病院数

府県名	施設数		
	施設数計	基幹型	協力型
茨城県	56	21	35
栃木県	22	9	13
群馬県	44	15	29
東京都	153	74	79
千葉県	77	33	44
埼玉県	54	30	24
神奈川県	102	55	47
新潟県	58	16	42
山梨県	24	6	18
長野県	48	27	21
合計	638	286	352

※基幹型であり、協力型でもある場合は、基幹型に計上

大学医学部附属病院数

府県名	施設数		
	施設数計	基幹型相当	協力型相当
茨城県	2	2	0
栃木県	3	2	1
群馬県	1	1	0
東京都	30	23	7
千葉県	7	7	0
埼玉県	7	6	1
神奈川県	12	7	5
新潟県	1	1	0
山梨県	1	1	0
長野県	1	1	0
合計	65	51	14

※基幹型であり、協力型でもある場合は、基幹型に計上

◎臨床研修病院等の情報については、下記のホームページに掲載されておりますのでご覧下さい。

サイト名：臨床研修プログラム検索サイト

(<http://www.reisjp.org/common/ad0.php>)

4. 歯科医師の臨床研修について

(1) 概要

歯科医師臨床研修施設の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

歯科医師臨床研修は昭和62年に一般歯科医養成研修事業として開始されました。その後、平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上の臨床研修を受けなければならないものとされ、平成18年4月より歯科医師臨床研修の必修化が開始されました。

この歯科医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修については、患者中心の全人格的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な診療能力(態度・技能・知識)を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならない。」となっており、大学病院や各臨床研修施設で作成し、医道審議会歯科医師臨床研修部会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、新規指定もしくはプログラム変更等の申請を行った施設の研修プログラムの内容を関係法令の定める基準に照らして審査しております。また、他の地方厚生局管轄の申請の2次審査や臨床研修施設の実地調査も各厚生局の担当者との共同で実施しています。

また、全国各地で開催される指導歯科医講習会において、臨床研修制度の周知に関する講演を担当するなど、全国厚生局の総括的な役割も有しています。

臨床研修修了に伴う歯科医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っています。

(3) 実績 (平成21年度)

新規指定申請等の審査の状況 (全国)

臨床研修施設の指定申請に係る審査……………56件

臨床研修プログラムの変更……………50件

歯科医籍登録の状況

歯科医籍登録件数 …………… 1, 068件

臨床研修施設の実地調査の状況 (全国)

新規指定申請施設 …………… 8件

大学病院・既指定施設 …………… 28件

指導歯科医講習会への講師派遣件数…………… 6件

歯科医師臨床研修施設指定状況（平成22年3月31日現在）

都県別指定施設数

都県名	施設数			
	施設数計	単独型	管理型	協力型
茨城県	24	0	0	24
栃木県	19	1	0	18
群馬県	17	1	0	16
東京都	258	14	4	240
千葉県	113	3	3	107
埼玉県	134	3	1	130
神奈川県	180	5	1	174
新潟県	25	0	0	25
山梨県	8	1	1	6
長野県	25	4	0	21
合計	803	32	10	761

※単独型（管理型）であり、協力型でもある場合は、単独型（管理型）に計上

※単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上

医科大学・歯科大学（附属）病院数

府県名	施設数			
	施設数計	単独型相当	管理型相当	協力型相当
茨城県	2	1	0	1
栃木県	2	2	0	0
群馬県	1	0	1	0
東京都	17	6	7	4
千葉県	5	2	3	0
埼玉県	3	0	3	0
神奈川県	5	0	5	0
新潟県	2	0	2	0
山梨県	1	1	0	0
長野県	2	1	1	0
合計	40	13	22	5

※単独型（管理型）であり、協力型でもある場合は、単独型（管理型）に計上

※単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上

◎臨床研修病院等の情報については、下記のホームページに掲載されておりますのでご覧下さい。

サイト名：歯科医師臨床研修プログラム検索サイト

(<http://www.d-reisjp.org/common/ad0.php>)

5. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療について

(1) 概要

心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する業務を所管しています。

心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様な他害行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」が平成17年7月に施行されました。

この法律は、心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対しての処遇が定められたものであります。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成なども行っています。

(3) 実績（平成21年度）

指定入院医療機関の指定	4件
指定通院医療機関の指定	17件
指定入院医療機関の選定及び移送	94件
指定通院医療機関の選定	56件
精神保健判定医の名簿収載	281件
精神保健参与員の名簿収載	239件
診療報酬請求の審査・支払	4,447件
指定入院医療機関に対する指導監査	6件
指定通院医療機関に対する指導監査	5件
○指導監査における主な指摘事項（口頭指導のみ）	
・ガイドラインで定められた各種会議の開催について （定められた委員の出席促進等）	2件
・上記会議等の議事録の未整理等	2件

その他、法施行に際し、制度の円滑な運用のために、厚生労働本省、各都県担当部局、地方裁判所、保護観察所、鑑定病院等の関係機関と度重なる打合せを行っております。

6. 医師確保及び地域医療の確保・推進について

(1) 概要

医師の確保に関する事及び地域医療の確保・推進に関する業務を所管しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、平成18年度に成立した医療制度改革関連法に基づき、地域や診療科による医師不足問題への対応や、医療計画・健康増進計画等の見直し等に関して、地方自治体等に対し支援を行っています。

(3) 実績（平成21年度）

地方公共団体からの医師派遣申請・・・・・・・・・・・・・・・・申請なし
各都県が開催する地域医療対策協議会等への出席・・・・6都県16回

7. 行政処分を受けた医師・歯科医師の再教育について

(1) 概要

医師等の行政処分に係る調査の実施に関する業務及び行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関する業務を所管しております。

医師法及び歯科医師法の改正に伴い、平成19年4月1日より、1年以上の業務停止の行政処分を受けた医師・歯科医師、免許の取り消し処分に対し再免許を受けようとする者は、再教育として個別研修（倫理研修又は技術研修）を実施することになりました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、個別研修開始前における個別研修計画書の受理及び個別研修終了後における個別研修修了証の交付を行っています。

(3) 実績（平成21年度）

個別研修計画書受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6件
個別研修修了証交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10件

8. 薬事監視業務

(1) 医薬品製造業等の許可業務について

①概要

業として医薬品等を製造する場合は、薬事法に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については、地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県にその権限が委譲されています。

②業務内容

地方厚生局ではこれらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

ア 厚生労働大臣の指定する医薬品、医療機器

- ・生物学的製剤
- ・放射性医薬品
- ・国家検定医薬品
- ・遺伝子組換え技術応用医薬品
- ・細胞培養技術応用医薬品
- ・細胞組織医薬品
- ・特定生物由来製品医薬品
- ・細胞組織医療機器

イ 地方厚生局における具体的業務

製造業等申請及びその届出に係る処理事項

- ・医薬品、医療機器製造業許可
- ・医薬品、医療機器製造業許可更新
- ・医薬品、医療機器製造業区分追加（変更）許可
- ・生物由来製品製造管理者の承認
- ・各種届出の受理（変更、休止、廃止、再開の届）
- ・医薬品製造、医療機器製造業許可証書換・再交付

③実績（平成21年度）

医薬品・医療機器製造業の許可等件数 121件
（詳細は第IV章 資料・データ集参照P153のとおり）

(2) 毒物劇物製造業等の登録等事務について

①概要

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業又は輸入業の登録を受けた毒物劇物営業者でなければ、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で、製造又は輸入してはならない。また、毒物劇物販売業の登録を受けた者でなければ、毒物及び劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならないとされています。このうち毒物劇物製造業又は輸入業の一部の登録に係る厚生労働大臣の権限が地方厚生局に委任されています。（毒物劇物製造業又は輸入業の一部及び毒物劇物販売業の全部の登録が都道府県知事の権限となっています。）

②業務内容

地方厚生局では、これらに係る申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

ア 地方厚生局長が行う登録業の範囲

都道府県知事が行う製造業及び輸入業（製剤の製造若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者）以外の製造業及び輸入業です。

イ 地方厚生局における具体的業務

事務処理する申請及び届出

- ・ 毒物劇物製造（輸入）業登録
- ・ 毒物劇物製造（輸入）業登録更新
- ・ 毒物劇物製造（輸入）業登録変更（品目追加）
- ・ 登録票（許可証）書換え交付
- ・ 登録票（許可証）再交付
- ・ 毒物劇物取扱い責任者設置届（変更届）
- ・ 各種変更届

③実績（平成21年度）

毒劇物営業者の登録等業務件数 1, 150件
（詳細は第IV章 資料・データ集参照P153のとおり）

(3) 輸入監視業務（薬監証明発給業務）について

①概要

平成 17 年 3 月 31 日薬食発第 0331002 号厚生労働省医薬食品局長通知「薬品等輸入監視要領の改正について」の別添「医薬品等輸入監視要領」に基づき、薬事法又は毒物及び劇物取締法の規定により、輸入される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物及び劇物の検査を通関前に行い、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流通することを未然に防ぐことを目的とし、通関前に輸入者に指定の書類を提出させています。

②業務内容

地方厚生局では、上記提出書類を審査し、問題がなければ「厚生労働省確認済輸入報告書」（以降「薬監証明書」という。）を発給します。

ア 関東信越厚生局が担当する輸入監視業務の所轄範囲

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関される輸入貨物

(参考)

- ・近畿厚生局：名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関で通関される輸入貨物
- ・九州厚生局沖縄麻薬取締支所：沖縄地区税関で通関される輸入貨物

③実績（平成 21 年度）

薬監証明書発給件数	34,109 件
薬監証明等に係る電話照会件数	約 1,000 件/月

(詳細は第IV章 資料・データ集参照 P 153 のとおり)

(4) 立入検査等業務

①概要

医薬品等の製造業の許可要件として、その製造所（前期の許可を受けた業態）の構造設備が厚生労働省令で定める基準に適合することが求められています。地方厚生局では、平成16年3月まで医薬品等の大臣許可施設に対して厚生労働省令で定める基準に適合しているかを実地又は書類により調査していましたが、平成16年4月よりこの業務を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行わせることとなりました。

②業務内容

地方厚生局では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施した調査結果を受け、許可要件を満たしているかどうかを確認しています。

ただし、許可対象施設において違反が判明した場合等、保健衛生上の確保を図る必要があると判断される場合には、事情聴取や立入検査等を行い、その結果に応じて報告命令や改善命令及び業務停止の法に基づく執行を、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課と連絡、相談しながら実施します。

参考：製造所が遵守すべき要件

「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則」

「医療用具の製造管理及び品質管理規則」

「放射性医薬品の製造及び取扱規則」

「薬局等構造設備規則」

③実績（平成21年度）

なし（医薬品製造業の廃止届に伴う現地調査(任意) 1件実施）

(5) 医薬品等輸入届書の確認業務について

①概要

未承認医薬品等の日本国への不法な持込の水際での防止及び医薬品等の輸入の際の通関手続きの円滑化・効率化の観点から、改正薬事法の施行に伴い平成17年4月1日より、医薬品等を輸入し、製造販売又は製造しようとする製造販売業者又は製造業者は、通関のときまでに輸入品目等を届けなければならないこととされています。

②業務内容

地方厚生局では、提出された輸入届書について、添付書類との照合により記載内容の確認を行い、届出者に確認印を捺印したものを返送します。

③実績（平成21年度）

医薬品等輸入届の確認件数 24,789件
（詳細は第IV章 資料・データ集参照P153のとおり）

食品衛生課

1. 総合衛生管理製造過程の承認について

(1) 制度の概要

平成7年5月、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律が公布され、食品の製造等に関し、危害を未然に防止する衛生管理手法として国際的にも有効とされる、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に基づく、総合衛生管理製造過程の承認制度が創設されました。本制度は、規制緩和策の一環として発足し、承認を受ければ、必ずしも食品衛生法の製造基準によることなく、独自の方法により食品を製造できる仕組みを導入したものです。平成15年の食品衛生法の改正では、本制度の一層の充実・強化を図るため、一定の有効期限（3年間）を設定する更新制度が導入されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新、変更）内容の審査、立入調査、定期監視を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進とその基礎を成す一般的衛生管理、特に、事業者による内部検証の向上に努めています。

- ・ 総合衛生管理製造過程の承認審査等
- ・ 事前相談（申請者及び都道府県等）
- ・ 書類審査（原料から製品出荷までの製造工程での衛生管理及び科学的根拠に基づいた重要な管理点の設定等承認基準に基づく審査）
- ・ 立入調査（現地における製造工程の確認及び改善指摘などの調査）
- ・ 指摘事項の確認（書類審査、現地調査で発出した指摘事項に対する改善状況などの確認・審査）
- ・ 承認書の交付

(3) 実績

新規承認件数	12件
変更承認件数	7件
更新承認件数	24件
承認施設の立入調査	182件

総合衛生管理製造過程施設一覧（関東信越厚生局管内）は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

主な指摘事項

事 項	主な指摘事項
重要管理点	重要管理点である加熱殺菌工程における製品の流量を管理基準としない理由を提示すること。
測定機器の校正	施設内の温度計について、校正を行う際の許容範囲、許容範囲を超えた際の対応について規定を定めること。
記録	記録の修正方法については、記録者等が特定されるよう規定を見直すこと。

平成21年度総合衛生管理製造過程承認施設（関東信越厚生局管内）に係る立入調査結果の主な指摘事項は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

2. 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに食品衛生検査施設に対する技術的助言について

(1) 制度の概要

食品衛生法第29条に規定される都道府県等の食品衛生検査施設及び法第31条に規定される登録検査機関では、食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴い試験検査の信頼性を確保する見地から、適切な業務管理を実施する必要が生じ、平成7年の食品衛生法改正において、これらの食品衛生検査施設及び登録検査機関にG L P（Good Laboratory Practice）による業務管理が導入されました。更に、平成15年の食品衛生法の改正により、公正性・中立性を備える民間法人でも検査が実施できるよう指定制度から登録制度に移行され、定期的な見直しを行うための更新制度の導入、検査の技術的基準が設けられ、制度の透明性が図られています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、検査機関の登録業務の他に、登録検査機関に対し、業務規程の遵守、試験検査の精度管理及び業務管理の実施、帳簿等の適正な記録とその保存をはじめとしたG L Pへの適合性に関する監査指導等を実施しています。また、地方衛生研究所等の自治体が設置する食品衛生検査施設に対しては、必要に応じG L Pに関する技術的助言を行っています。

①登録検査機関

登録・認可に関する事項

- ・登録の申請
- ・検査事業所の設置等の届出受理

- ・業務規程の認可及び変更認可
- ・検査業務の休止・廃止の許可
- ・登録事項変更の届出受理
- ・適合命令、改善命令

製品検査・自主検査等の業務管理に関する事項

- ・業務管理に関する技術上の基準への適合性（組織、施設・検査器具等の管理、製品検査の管理、信頼性確保業務等）に係る監査指導
- ・業務規程の遵守に係る監査指導
- ・帳簿の記載事項・保存に関する監査指導
- ・立入調査等の実施

②自治体の設置する食品衛生検査施設に対する技術的助言等

(3) 実績

①新規登録施設 1施設

財団法人新潟県環境分析センター

登録検査機関への立入回数 47回

②自治体関係者への業務管理研修会

対象者：食品衛生検査施設の担当者

開催日：平成22年1月20日

場 所：財団法人食品環境検査協会

開催日：平成22年2月3日

場 所：財団法人新日本検定協会

開催日：平成22年2月17日

場 所：財団法人日本冷凍食品検査協会

登録検査機関の一覧（関東信越厚生局管内）は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

③主な指摘事項

項 目	主な指摘事項
試験品の取扱いの管理	サンプリングの状況が確認できるよう記録方法について検討し、併せて、現場で撮影した写真の有効な活用方法についても検討すること。
検査の操作等の管理	検査実施標準作業書は、告示法あるいは通知法に基づいた内容か点検を行い、必要に応じて見直すこと。

精度管理	内部精度管理及び外部精度管理について、評価は確実に実施し、改善等が必要な場合は速やかに措置を講じること。
精度管理	業務規程において検査手数料を認可している検査項目については、適切な精度管理と評価を行うこと。

平成21年度登録検査機関（関東信越厚生局管内）に係る監査結果の主な指摘事項は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

3. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて

（1）制度の概要

平成15年に食品安全基本法の制定、及び食品衛生法の改正により、国民の健康保護を優先する新たな食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、その具体的な実施と展開を支える柱として「リスクコミュニケーション」が位置づけられました。厚生労働省では、平成15年から、内閣府（食品安全委員会）、農林水産省との連携を図りながら、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなどとのリスクコミュニケーションの取組を進めています。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、自治体と協力しながら、リスクコミュニケーションの実施について取組を行っています。

（3）実績

埼玉県消費者団体連絡会懇談会

- ・実施年月日 平成21年11月20日
- ・実施場所 さいたま新都心合同庁舎

食品の安全性に係る意見交換会

- ・実施年月日 平成22年1月29日
- ・実施場所 カゴメ株式会社那須工場

食品の安全性に係る意見交換会の実施結果は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/riskcom.html

4. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止について

（1）制度の概要

健康の保持増進に役立つものとして販売される食品が増加してきてお

り、これらの食品について虚偽又は誇大な広告が行われた場合、これを信じた国民が適切な診療の機会を失う等のおそれがあることから、健康増進法の一部が改正（平成15年5月30日）され、食品として販売するものに関し、健康の保持増進効果等について、著しく事実に相違する表示を行い、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされました。

この規定に違反する者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告、および勧告に従わない場合の命令の権限が平成16年4月1日より厚生労働大臣から地方厚生局長にも委任されました。また、平成21年9月1日には消費者庁が設置されたことに伴い、健康増進法に係る虚偽・誇大広告等の表示規則について厚生労働大臣から移管されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、食品として販売するものに関し、健康の保持増進効果を謳う表示について、事業者への指導、及び消費者庁や自治体と連携を図りながらその指導等を行っています。

(3) 実績

自治体からの相談及び指導	35件
事業者からの相談及び指導	1件

5. 食肉輸出施設に対する認定について

(1) 制度の概要

国産牛肉の米国への輸出は、米国政府が定める施設の構造・設備、衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合すること、並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが要件となっています。

また、カナダ政府、香港政府も同様な政策を行っており、平成19年3月に対米国輸出食肉取扱い施設が対カナダ輸出食肉取扱い施設として認定され、平成20年1月に対香港輸出食肉取扱い施設として、また、平成21年7月には対シンガポール輸出食肉取扱い施設としても認定されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、対米国輸出食肉取扱い施設として認定されている施設に対して、毎月1回の査察を行うとともに、輸出施設等の監視・改善指導等を実施しています。

①食肉輸出施設の認定準備作業

- ・事前相談（申請者及び自治体等）
- ・認定に関する本省との連絡調整

②認定施設に対する査察及び指導

- ・認定施設への定期的な現地査察（12回／年）
- ・査察結果に基づく改善措置を自治体に通知するとともに本省へ報告
- ・輸入国による査察の際の対象施設への同行

(3) 実績

現地査察 12回/年

食肉輸出認定施設一覧（関東信越厚生局管内）は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

6. 対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する認定に係る指導、確認及び査察について

(1) 制度の概要

EU域内に輸出される水産食品については、その加工場等がEUの定めた要件に適合しなければならないこととされ、一方、米国では、水産食品に対するHACCPの導入に関する連邦規則が平成9年12月18日から施行され、この規則が我が国から米国へ輸出される水産食品に対しても適用されることとなり、その取扱いについて厚生省（当時）は平成9年12月に「対米輸出水産食品の取扱い要領」を定めました。

このため、EUや米国に水産食品を輸出する場合にあってはこれらの要領に基づいて、都道府県等がHACCPをはじめとした諸要件を具備していることを確認した認定施設において、製造加工された水産食品のみが輸出可能となっています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、水産食品取扱施設の認定に係る現地調査や、認定後の現地査察等について、自治体と共に実施しています。

①認定に係る指導・確認

- ・自治体からの事前確認
- ・認定可否の決定（自治体の審査及び調査の結果に基づいた協議に対する可否決定及びその結果の通知）

②認定施設に対する査察

- ・認定施設への定期的な現地査察（年間の査察計画、対EU2回/年、対米1回/年）
- ・査察結果の通知（対象施設の改善指導等を自治体へ通知）
- ・輸入国の査察における対象施設への同行

(3) 実績

現地査察

対米国輸出水産施設 12回

対EU輸出水産施設 7回

対EU、対米国輸出水産食品認定施設一覧（関東信越厚生局管内）は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

7. 食中毒に係る調整事務について

(1) 制度の概要

食中毒の発生を防止するため、都道府県等の地方自治体136（当局管内47）に所属する食品衛生監視員が、食品関係営業施設に対して監視指導を実施していますが、近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県等と共同で立ち入り調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省との間の連絡調整を行うこととされています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、複数の都県をまたがるような大規模食中毒の発生時には、自治体等と共同で立ち入り調査等を行います。また、日常の食中毒対策等の実施及び食中毒事件の情報収集について、自治体及び厚生労働本省と連携を図り調整を行っています。

- ・食中毒事例の情報収集
- ・自治体との連絡調整
- ・厚生労働本省の指示に基づく調査

(3) 実績

食中毒速報等収集 253件

保険課

1. 制度の概要

医療保険制度とは相互扶助の精神のもとに、保険料を出し合い、病気、けが、出産、死亡などのときに必要な医療や現金の給付を受けることにより、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

我が国は、すべての国民が労働の形態、職種、職域等によって、いずれかの制度に加入する国民皆保険の制度となっています。

○ 医療保険制度の種類

我が国の医療保険制度は職域保険である「被用者保険」と、地域保険である「国民健康保険」とに大別されます。なお、被用者保険には、民間企業や団体に雇用されている人たちを対象とした「健康保険」、公務員を対象とした「共済組合」などがあります。

	制度	加入者	保険者
被用者保険	健康保険	企業のサラリーマン・OLが加入	健康保険組合 全国健康保険協会
	船員保険	船員として船舶所有者に使用される方が加入	全国健康保険協会
	共済組合	国家公務員・地方公務員が加入	共済組合
地域保険	国民健康保険	自営業者等、被用者保険の加入者以外の方が加入	市区町村
	後期高齢者医療制度	75歳以上の方および65歳～74歳で一定の障害の状態がある方で、広域連合の認定を受けた方が加入	後期高齢者医療広域連合

2. 業務の内容

関東信越厚生局では、健康保険の保険者である健康保険組合及び全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）支部に対する指導監督を行っています。

健康保険組合及び協会けんぽ支部は、国の医療保険制度の一端を担っていることから、医療保険制度に支障を来さないよう、適正な医療給付と健全な財政を確保するため、厳正に指導監督を実施しています。

保険課では、その他、設立・解散・合併等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務、各種証明事務、諸調査及び諸統計の取りまとめなどを行っています。

(1) 健康保険組合について

①概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。企業のサラリーマンが加入し、企業が単独で設立する場合は700人以上、同業種の複数の企業が共同で設立する場合は3,000人以上の被保険者数が必要であり、国の認可を受けて設立します。

平成22年3月末現在、当管内における健康保険組合数は824（茨城16、栃木9、群馬11、埼玉34、千葉34、東京599、神奈川77、新潟17、山梨5及び長野22）組合であり、全国の1,473組合のうちの55.9%を占めています。

平成21年度における新設組合等については、次のとおりです。

(新設)

平成21年10月1日 あらた健康保険組合
平成21年12月1日 サザビーリーグ健康保険組合
平成22年1月1日 日本年金機構健康保険組合

(解散)

平成21年4月1日 赤井電機健康保険組合
秩父健康保険組合
東武運輸健康保険組合
埼玉県トラック健康保険組合
ジョンソンコントロールズ健康保険組合
平成21年6月1日 新潟運輸グループ健康保険組合
平成21年10月1日 ときわ通運健康保険組合
平成21年12月1日 横浜市健康保険組合
川崎市役所健康保険組合

(合併消滅)

平成21年4月1日 カルピス健康保険組合
平成21年10月1日 新光証券健康保険組合
平成21年12月1日 大和生命健康保険組合

②実績

ア 各申請書等の処理件数

平成21年度における各申請書等の処理件数は、次のとおりです。

(単位：件)

規約変更認可申請書等の認可	規約変更届書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
4,676	7,444	10,776	3,387

イ 指導監督

健康保険組合への実地指導監査は、平成13年3月22日保発第76号厚生労働省保険局長通知及び平成21年3月31日保保発第0331003号厚生労働省保険局保険課長通知において示された実地指導監査の実施方針に基づき、次の組合に対して適正かつ円滑な組

合運営を図る観点から実施しました。

- ・準備金等の合計額が法定給付費等の3ヶ月分相当未満若しくは給付費等臨時補助金の交付を3年度継続して受けている財政窮迫組合
- ・保険料の未収や診療報酬の未払いのある組合
- ・被保険者一人当たりの医療費が全組合の医療費の平均を大幅に超えている組合
- ・前回監査から相当期間が経過している組合

なお、平成21年度における実地指導監査等の件数は次のとおりです。

(単位：件)

21年度計画	120
21年度実績	131

※21年度実績は、事務指導7件を含む。

【実地指導監査における主な指示事項】

- ・会計諸帳簿間の突合・確認については、相互チェック体制のもと定期的に行うこと
- ・医療費適正化の観点からレセプト点検の充実・強化を図ること
- ・被扶養者の認定にあたっては、内規を見直すとともに、法令・通知に基づき適正に行うこと など

実地指導監査による指摘・指示事項の一覧は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。

(関東信越厚生局ホームページ内)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/hoken/documents/h21_shido_kekka.pdf

(2) 協会けんぽ支部について

① 概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日に協会けんぽが設立されたことにより、当管内10都県に所在する支部の指導監督を行うこととなりました。

② 実績

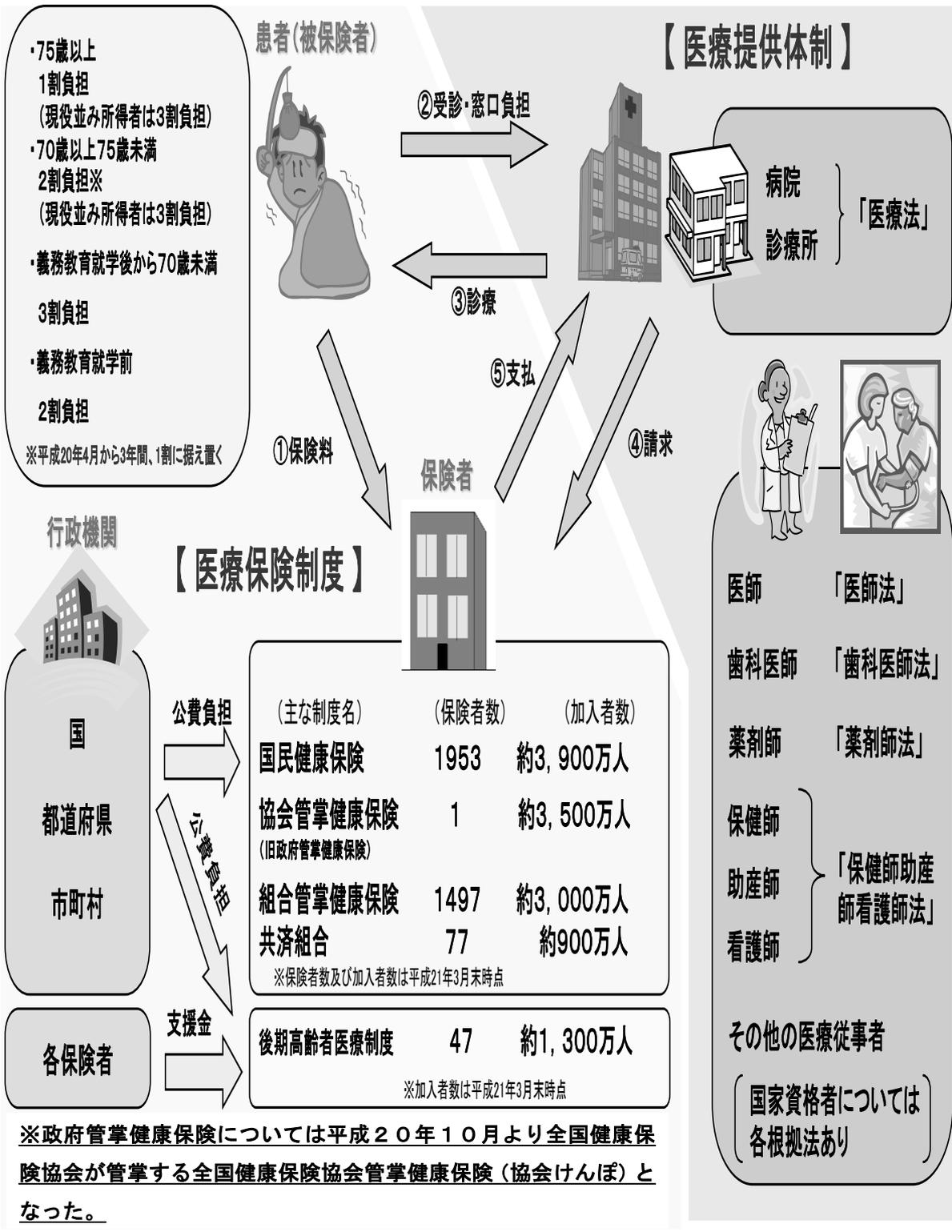
ア 各申請書等の処理件数

協会けんぽ支部が自ら滞納処分を行う場合は、滞納処分認可申請書を提出し認可を受けなければなりません。平成21年度は申請がありませんでした。

イ 指導監督

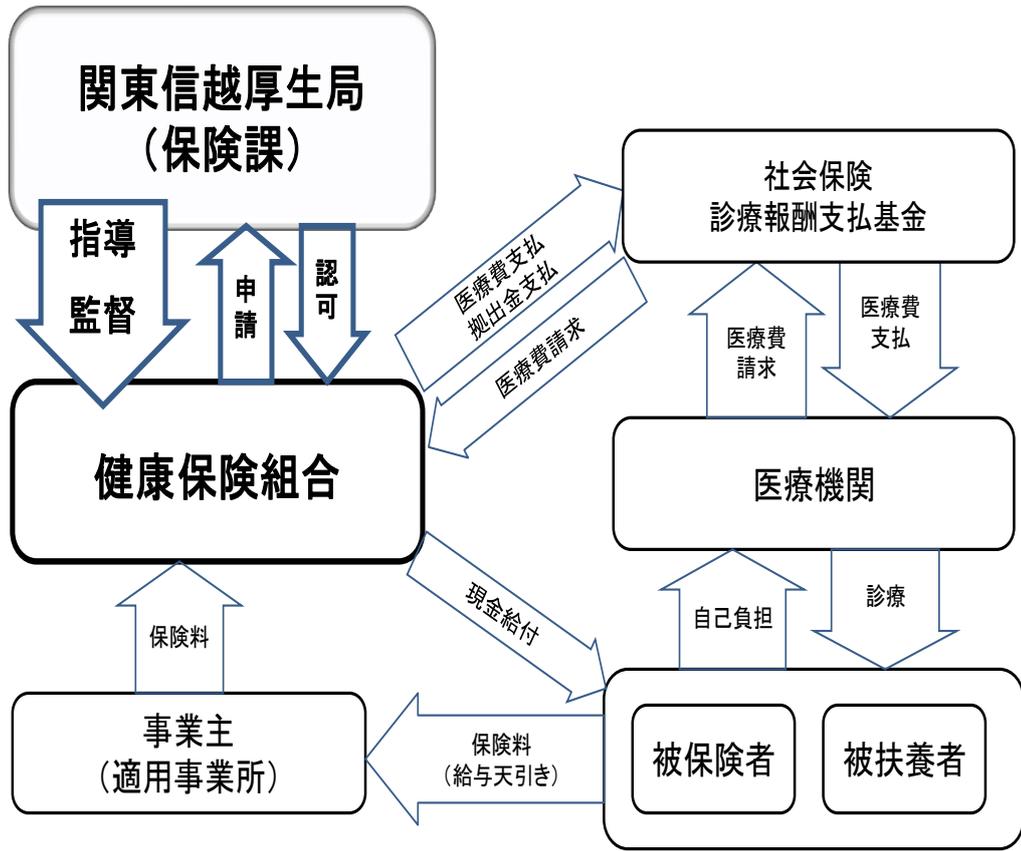
平成21年度においては実施しておりませんが、平成22年1月7日保保発第0107第1号厚生労働省保険局保険課長通知において、平成22年4月1日より少なくとも3年に1回実施することとなりました。

我が国の医療制度の概要



※政府管掌健康保険については平成20年10月より全国健康保険協会が管掌する全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)となった。

健康保険制度の概要



年金課

1. 厚生年金基金について

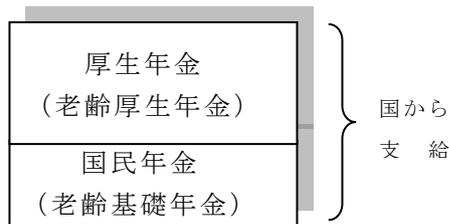
(1) 制度の概要

厚生年金基金制度は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ部分）を行う企業年金制度で、従業員により手厚い老後保障を行うことを目的として、昭和 41 年に発足しました。

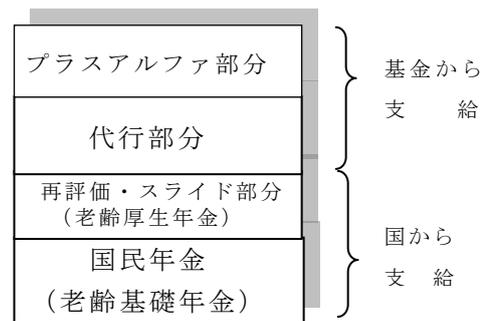
その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきました。平成 14 年 4 月の法律改正から厚生年金基金は、代行部分を国へ返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになっていきます。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として制度の運営・管理を行っています。

【基金に加入していない者】



【基金に加入している者】



(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1 都 9 県の厚生年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明並びに厚生年金基金の指導監督などの業務を行っています。

(3) 計画と実績

①各申請書等の処理件数

厚生年金基金から受理した規約変更届書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明等
平成 21 年度 実績	1,174	2,150	3,283	1,005

②指導監督

厚生年金基金制度の適正な運営等を確保する観点から、指導監督にあたっては、財政上問題のある又は問題があると考えられる基金について、財政の早期健全化を図るため、監査を重点的に実施することとしています。

なお、基金の選定にあたっては、年金給付費等積立金の水準、加入員数の減少及び掛金の未収率などに着目して選定しています。

また、解散した厚生年金基金に対して、財産目録等承認申請時及び決算報告書等承認申請時に実地監査を実施しています。

ア 実地監査件数

(単位：件)

	現存の厚生年金基金	解散した厚生年金基金
平成21年度実績	56	6

イ 主な指摘事項

事項	指摘事項
代議員関連	代議員会会議録には表決の経過を記載すること。
庶務関連	電子計算機処理データ保護管理規程に基づき、保護管理者が保護担当者・オペレータを指定すること。
財務・会計関連	財務及び会計に関する規程に定める額以上の契約については、契約書を作成すること。

・平成21年度厚生年金基金実地監査の結果については、以下のページに掲載していますのでご覧下さい。

(関東信越厚生局ホームページ内)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_k/a/nenkin/documents/kansakekka.pdf

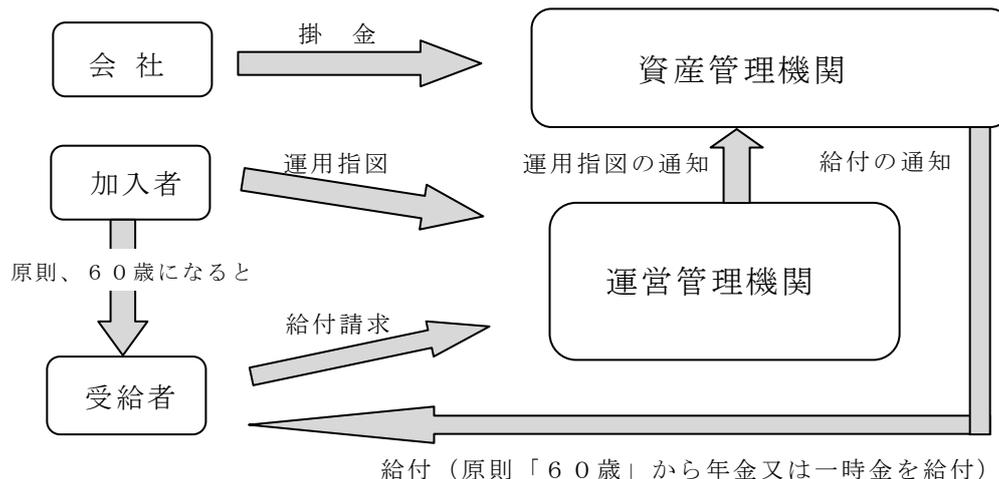
2. 確定拠出年金について

(1) 制度の概要

確定拠出年金制度は、個人又は事業主が拠出した資金（掛金）を将来の年金給付のために、個人が自己責任において運用の指図を行う制度です。

なお、給付額は掛金とその運用収益との合計額をもとに決定されます。

確定拠出年金が導入された背景には、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化、雇用の流動化等の社会経済状況の変化に十分対応し、老後の生活への備えを一層安定したものとするため、新たな選択肢として、自己責任を「原則」とする制度として平成13年10月に発足しました。



(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する事業所の事業主からの規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の受理を行い、関東信越厚生局長が承認をしています。

(3) 実績

事業主から受理した規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

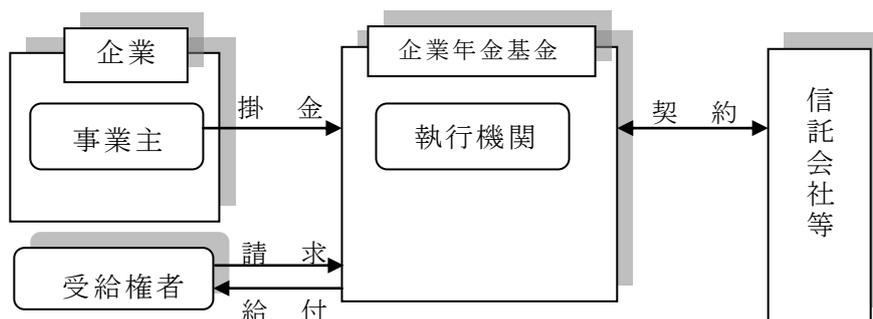
	規約承認申請書の承認	規約変更承認書等の承認	規約変更届出書等の受理
平成21年度実績	208	873	1,958

3. 確定給付企業年金について

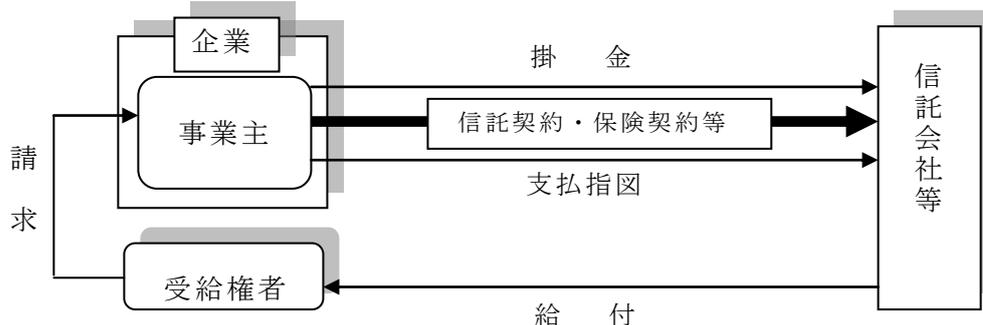
(1) 制度の概要

確定給付企業年金は、平成14年4月に発足した最も新しい制度で、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格をもった基金を設立した上で、この基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

【基金型（企業年金基金）の概念図】



【規約型の概念図】



(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する企業年金基金及び事業所からの規約認可・承認申請書、規約変更認可・承認申請書、規約変更届出書等の受理、承認、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明などの業務を行っています。

(3) 実績

企業年金基金及び事業所から受理した各申請書等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	規約承認申請書・規約変更承認申請書等の承認等	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
平成21年度実績	828	3,149	2,126	959

4. 国民年金基金について

(1) 制度の概要

国民年金基金制度は、国民年金しかない自営業者等の方々と国民年金に上乗せして厚生年金のあるサラリーマンとの年金格差を是正する観点から、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする給付を支給する制度として平成3年5月に発足しました。

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた公法人で、全国の47都道府県で設立された地域型国民年金基金と、職種別に設立された職能型国民年金基金の2種類があります。

【自営業等の方の上乗せ給付
の概念図－国民年金基金】



【サラリーマン等の方の上乗せ
給付の概念図－厚生年金基金】



(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県の国民年金基金にかかる規約変更認可申請書・規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明並びに指導監督などの業務を行っています。

(3) 計画と実績

①各申請書等の処理件数

国民年金基金から受理した規約変更届書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	規約変更認可 申請書等の認 可	規約変更届書 等の受理	厚生労働大臣 への提出書類 の経由	公法人証 明・印鑑証明
平成21年 度実績	8	131	216	20

②指導監督

国民年金基金の指導監督にあたっては、基金の自立の推進を図る観点から、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施することとしています。

ア 実地監査件数

(単位：件)

	地域型国民年金基金	職能型国民年金基金
平成21年 度実績	0	6

イ 主な指摘事項

事 項	指 摘 事 項
基金の状況	母体の協力を得ながら、加入員確保にかかる事業推進に努めること。
代議員関連	代議員会、理事会の運営について、会議規程に基づき行い、会議録にはその経過を詳細に記載すること。
庶務関連	出納員が交代した場合は、財務会計規程に基づき引継書を作成すること。

管理課

1. 医療法人の定款変更の認可等について

(1) 制度の概要

医療法人は医療法に基づく法人であり、昭和25年の医療法改正により制度化されたものです。

医療法人制度の創設の趣旨は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することにあるとされています。

(2) 業務内容

医療法人は医療法に基づく法人であり、設立認可事務は各都道府県知事が行っています。

ただし、2以上の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合には厚生労働大臣の認可が必要です。

関東信越厚生局では、主たる事務所の所在地が管内（1都9県）にある医療法人で2以上の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を行っています。

(参考) 関東信越厚生局所管の医療法人数

19年度	20年度	21年度
477法人	510法人	518法人

*医療法人名及び主たる事務所所在地は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/index.html>

(3) 実績

(件)

	19年度	20年度	21年度
定款変更認可 (うち都県所管から変更となったもの)	293 (38)	367 (36)	198 (37)
非医師又は非歯科医師の 理事長の選任認可	1	1	2
特別代理人の選任認可	3	4	4
事業報告書等の受理及び審査	416	448	524
役員変更届の受理及び審査	356	438	397
登記届の受理及び審査	392	393	467

2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

(1) 制度の概要

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会

や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

(2) 業務内容

① オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

② 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(3) 実績

① オープン病院事業法人の証明実績

実績無し

② 福祉病院事業法人の証明実績

(件)

	19年度	20年度	21年度
証明件数	12	8	11

3. 病院用建て替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度の証明について

(1) 制度の概要

平成13年3月に施行された第4次医療法の改正により、病院の構造設備基準が引き上げられ、病院等が建て替え又は全面改築をする場合には、この基準を満たさなければならないこととされています。

この基準に基づいて早期に建て替えが行われるように税制上の優遇措置（取得年度において、基準取得価格（実際の取得価格の1/2）の15%を特別償却することがきる。）が設けられています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、優遇措置を受けるために必要となる、①要件を満たした建て替え病院用等建物であること、②救急医療等の一定の政策的医療を実施していること、について審査をして証明書の交付を行っています。

(3) 実績

(件)

	19年度	20年度	21年度
証明件数	1	1	2

4. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について

(1) 制度の概要

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率（通常は30%）が軽減税率（22%）の適用を受ける医療法人のことです。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、特定医療法人として、法人税率の特例を受ける要件（各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの）とされる基準（厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める）を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該事業年度における証明書の交付を行っています。

(3) 実績

(件)

	19年度	20年度	21年度
証明件数	104	106	110

5. 事業報告書等の閲覧について

(1) 制度の概要

平成19年4月1日に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の中で、事業報告書等の作成、所管官庁への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものとされました。

(2) 業務内容

医療法人から提出された事業報告書等について、医療法第52条第2項に基づき、閲覧を希望する者がいる場合には、事業報告書等を閲覧に供しています。

(3) 実績

(件)

	19年度	20年度	21年度
閲覧件数	なし	78	140
閲覧行政文書数	なし	181	237

6. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

(1) 医療保険制度－保険診療のしくみ－

国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者は、保険者である共

済組合や健康保険組合などに加入しています。

被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして医療機関に行って治療を受けると、その医療費は診療報酬という形で医療機関から社会保険診療報酬支払基金※に請求されます。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者がそれぞれの請求・支払を個別に行うのではなく、保険者から審査と支払を委託されている支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

※ 社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）です。

（2）業務内容

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている社会保険診療報酬支払基金支部の監督については、「社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督について」（平成20年10月30日付保保発第1030001号厚生労働省保険局保険課長通知）、その細部については、「社会保険診療報酬支払基金支部の実地監査について」（平成21年12月28日付保保発第1228第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき行うこととされています。

関東信越厚生局では、社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内（1都9県）の社会保険診療報酬支払基金支部の監査を実施します。

また、「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものとするべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも3年に1回実施します。

なお、支部の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて実施します。

（3）実績

平成21年度は、社会保険事務局時代に実施された監査の実施状況及び実施内容の把握を行いました。

今後、関東信越厚生局としての実施計画を策定し、厚生労働省本省より通知された通知等に基づき監査を実施していくこととしています。

7. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

（1）制度の概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の一般国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、市町村（特別区を含む）と国民健康保険組合であり、国民健康保険団体連合会は、この制度における診療報酬の審査支払事務、保険者支援事業を実施しています。

（２）業務内容

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（平成20年9月30日付保発第0930004号厚生労働省保険局長通知）また、その細部については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」（平成20年9月30日付保国発第0930001号国民健康保険課長通知）に基づき行われています。

地方厚生局における保険者及び国民健康保険団体連合会の助言・指導監督については、同通知に準じて実施する他、保険料（税）収納率の向上、累積赤字の額の計画的な早期解消、診療報酬明細書の点検調査等の充実強化、保健事業の推進を重点事項とし、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言指導を行っています。

（３）実績

	19年度	20年度	21年度
助 言	19	16	15
指導監督	1	4	5

① 実地による助言

平成21年 7月 群馬県・桐生市・群馬県国民健康保険団体連合会
 平成21年 8月 山梨県・昭和町・山梨県国民健康保険団体連合会
 平成21年 9月 長野県・御代田町・長野県国民健康保険団体連合会
 平成21年10月 千葉県・印西市・千葉県国民健康保険団体連合会
 平成21年11月 東京都・板橋区・東京都国民健康保険団体連合会

② 書面による助言

平成20年12月 埼玉県・茨城県・栃木県・新潟県・神奈川県

（４）主な助言内容

助言等の対象	主 な 助 言 内 容
都 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率の進行管理に関する事 ・ レセプト点検（特に内容点検）の助言に関する事 ・ 賦課割合、賦課限度額の助言に関する事 ・ 保険料（税）の徴収計画策定の助言に関する事

保 険 者 (市区町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料（税）の徴収活動の改善を要するもの ・ 診療報酬明細書の点検調査事務の改善を要するもの ・ 賦課限度額の改善を要するもの ・ 適用事務の改善を要するもの(遡及適用・早期適用等)
国民健康保険 団体連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護に関すること ・ 監事監査の実施に関すること ・ 規約・規定の整備に関すること

8. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

(1) 制度の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民健康の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

国（厚生労働省）は、後期高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な各諸般の措置を講ずるとともに、目的達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他関連施策を積極的に推進することとしています。

(2) 業務内容

高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令の規定に基づき、地方厚生局及び都道府県は、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対し報告の徴収、技術的助言等を行うこととされています。

地方厚生局では、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして検討し、後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言指導を行うこととしています。

(3) 実績

平成21年度は、後期高齢者医療制度の円滑な実施に重点をおき、都県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会からの照会等に対し、必要な情報提供を行いました。

医療課

1. 特定機能病院に対する立入検査業務について

(1) 制度の概要

特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

当厚生局管内（1都9県）には、27の大学（附属）病院及び独立行政法人国立がん研究センター中央病院が、厚生労働大臣から特定機能病院と称することができるものとして承認を得ています。

(2) 業務内容

承認を受けた28の特定機能病院が、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、適正な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療の提供を行う場としてふさわしいものとするために、医療法第25条第3項の規定に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。

立入検査の実施体制としては、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認を行うなどの検査を行っています。



(3) 立入検査の実施方法

立入検査の実施方法は、厚生労働省医政局指導課から通知された「特定機能病院への立入検査業務実施要領」等に基づき実施しています。

◎ 特定機能病院に対する立入検査項目

- ・安全管理体制の確保状況
- ・院内感染防止対策
- ・医薬品に係る安全管理体制
- ・医療機器に係る安全管理体制
- ・職員健康診断
- ・特定機能病院としての要件事項等

(4) 計画と実績

① 実施件数

	計 画	実 績
平成21年度	28病院	28病院
平成20年度	28病院	28病院

② 主な指摘事項

特に、特定機能病院における医療安全管理体制の確保等について徹底を図るため、「医療安全対策に関する通知等に基づき適正に管理されているか」、「院内感染防止に関する通知に基づき適正に管理されているか」などに重点をおき、関東信越厚生局管内の28病院の立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・ 医療安全管理のための委員会について、委員の出席を徹底し、適正な運営を図ること。
- ・ 院内感染防止対策のための委員会について、委員の出席を徹底し、適正な運営を図ること。
- ・ 院内感染防止対策研修の未受講者の解消を図ること。
- ・ 輸血療法委員会について、委員の出席を徹底し、適正な運営を図ること。

2. 国の開設する病院等の開設承認について

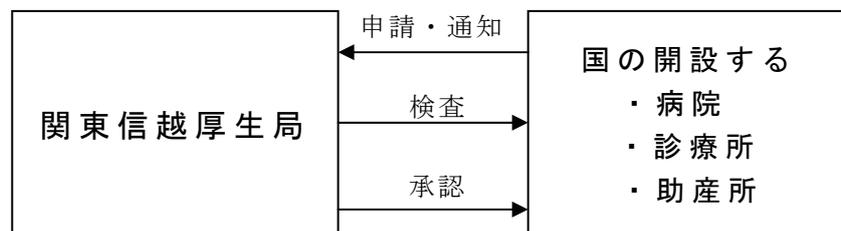
(1) 制度の概要

国が開設する病院、診療所及び助産所は、各省庁が開設者となっている病院のほか、国とみなす国立大学法人、独立行政法人を含みます。

この国の開設する病院等は、その開設承認事項、通知事項の変更や構造設備の使用等を行うときには、厚生労働大臣から承認を受け、若しくは厚生労働大臣に通知を行うこととなっています。

(2) 業務内容

国が開設する病院等から提出された、申請書、通知書の書類審査及び構造設備について立入検査を実施しています。



(3) 実績

	21年度	20年度
開設承認事項の変更・使用承認	205件	174件
通知の受理	183件	183件

3. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に対する指導監査について

(1) 制度の概要

保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師は、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関・保険薬局においては、療養の給付に関して、保険医・保険薬剤師においては、診療、調剤に関して当厚生局が、指導監査を行います。

また、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導監査を行います。

(2) 業務内容

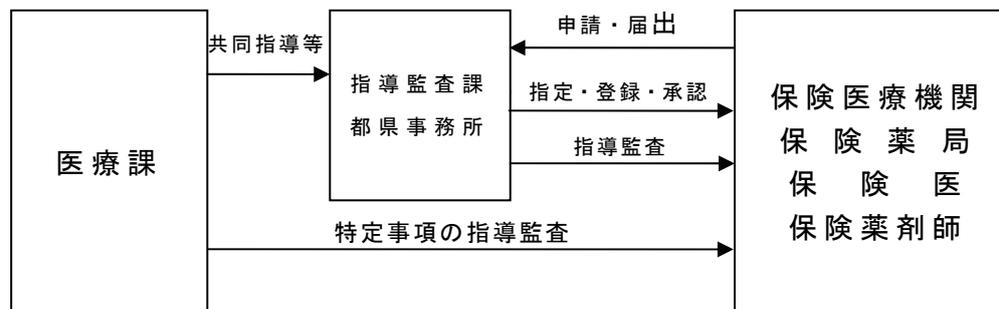
保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に係る指導・監査業務は、指導監査課と9か所の都県に所在する事務所（管轄事務所等）が担当しています。（具体的な指導・監査業務については、「指導監査課」をご覧ください。）

しかし、特殊な事案や大規模な指導・監査業務において、管轄事務所等で単独に実施することが困難である場合、当課と共同して業務を実施しています。

具体的には、厚生労働本省及び都県と共同で実施する特定共同指導、特定機能病院などの大規模な病院などに対する指導等が該当します。

このような案件には、医療指導監視監査官等を現地に派遣し、管轄事務所等と共同して業務を実施しています。

また窓口を担当する管轄事務所等が業務を円滑に実施できるように、業務指導及び連絡調整等を行っています。



なお、関東信越厚生局管内の保険医療機関は、約2,400施設の病院、約33,000施設の医科診療所、約28,000施設の歯科診療所及び約18,500施設の薬局が指定を受けています。また、保険医は約189,000人、（医師約133,000人、歯科医師約55,000人）、保険薬剤師は約103,000人が登録を受けています。

さらに、柔道整復師は約12,500人が受領委任契約を締結しています。（平成22年3月末現在）

(3) 実績 (平成 21 年度)

① 実施件数

	平成 21 年度
特定共同指導及び共同指導の実施保険医療機関数	20 機関

② 主な指導内容

- ・ 診療報酬の根拠となる診療録については、診療事実に基づいて必要事項を記入すること。
- ・ 投薬、注射にあたっては、適応、用法、用量等の薬事法承認事項を遵守すること。 など

指導監査課

1. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に対する指導監査について

(1) 制度の概要

保険医療機関及び保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）及び保険医及び保険薬剤師（以下、「保険医等」という。）に対する指導は保険医療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき実施します。

また、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

(2) 業務内容

指導監査課では、関東信越厚生局の管轄する埼玉県に所在する保険医療機関等を対象に指導等を実施しています。

① 指導・監査

指導は、「指導大綱」に基づき集団指導、集団的個別指導、個別指導等を、講習会方式または個別面談方式により、保険医療機関等の開設者及び保険医等に出席を求め保険診療等に関して実施しています。

なお、指導により不正の事実が判明した場合は監査（調査）を行います。

一方、監査は「監査要綱」に基づき、診療内容や診療報酬の請求に不正または不当があったことを疑うに足る理由があり、監査を行う必要があると認められる場合に実施します。

監査はその結果により、保険医療機関の指定の取消・保険医の登録の取消のほか、戒告・注意等、行政上の措置等が行われる場合があります。（ただし、指定の取消及び登録の取消の処分は、関東信越地方社会保険医療協議会への諮問を経なければならないこととされています。）

※「指導大綱」「監査要綱」とは、平成7年12月22日付保発第117号（厚生省保険局長通知）により定められたものを言います。

② 施設基準に関する調査

保険医療機関等から届出のあった施設基準の届出・報告に関し、「基本診療料の施設基準およびその届出に関する手続きの取扱いについて」等に基づき、届出の受理及び届出受理後の調査等を実施し、必要に応じ指導等行っています。

(3) 実績

① 保険医療機関等の指導状況

[資料：管内10都県の指導実績は、168ページを参照]

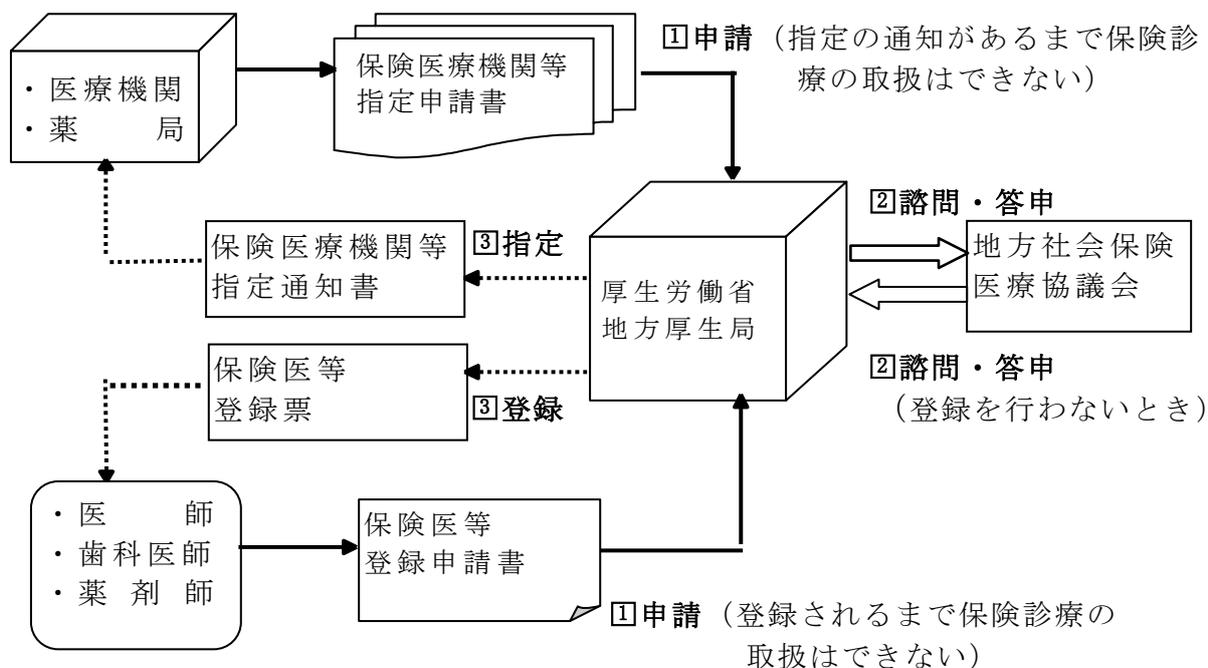
② 保険医療機関等の施設基準の届出状況

関東信越厚生局HP内の各事務所のページに掲載しています。
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/jimusho.html

2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

(1) 制度の概要

保険医療機関・保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師の登録のしくみ



- ① 地方厚生局事務所等（都道府県ごとに設置）に申請書を提出
- ② 指定・登録を行わないこととするときは地方社会保険医療協議会の諮問、答申が必要
- ③ 地方厚生局事務所等による指定・登録の通知及び公示

※ 指定・登録が行われない場合

- ・ 指定・登録の取消を受けて5年を経過していないとき
- ・ 医療機関等が保険給付に関し診療または調剤内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて当局による指導を受けたとき
- ・ 保険医療機関等や保険医等として著しく不適當と認められるとき

(2) 業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

(3) 実績

① 保険医療機関等の指定状況

[資料：管内10都県の指定実績は、第IV章資料・データ集 P168を参照]

② 指定訪問看護事業者の指定状況

[資料：管内10都県の指定実績は、第IV章資料・データ集 P169を参照]

③ 保険医等の登録状況

[資料：管内10都県の指定実績は、第IV章資料・データ集 P169を参照]

※ 上記のほか1都9県の保険医療機関等に対する実績は、第IV章資料・データ集（医療課）をご覧ください。

3. 関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の運営について

(1) 概要

関東信越地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の庶務を行っています。

(2) 実績

関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の開催状況 12回

福祉指導課

1. 社会福祉法人の認可等及び監督について

(1) 制度の概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（社会福祉を目的とする事業の基本事項を定めた法律、昭和26年に制定）の規定により所轄庁（国・都道府県・政令指定市・中核市）の認可を受けて設立された法人です。

所轄庁は、所管する社会福祉法人の定款の変更などの認可、及びその監督を行います。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域において事業を行う法人を所管し、所管法人の設立や定款（法人の基本となる規則）の変更などの認可を行うとともに、これらの法人の監督を行っています。

当厚生局所管の法人数は、平成21年度末現在で116法人です。

○ 所管法人数の推移

年度別	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末
所管法人数	52	65	83	110	116

※ 所管法人の一覧は、以下のページに掲載していますので、ご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/fukushi_shido/documents/organization-01.xls

(3) 実績

平成21年度における社会福祉法人の認可等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
定款変更の認可	54
基本財産処分の承認	3
基本財産担保提供の承認	4
計	61

2. 社会福祉法人指導監査等業務について

(1) 社会福祉法人に対する指導監査

① 制度の概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業経営の確保を目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、社会福祉法人に対する所轄庁による指導監査が行われています。

② 業務内容

当厚生局では、所管法人116法人のうち、老人の福祉に関する社会福祉事業を主たる事業としている社会福祉法人（47法人）に対する指導監査を介護サービス指導官が担当し、それ以外の社会福祉事業（保育園、障害者支援施設等）を行う社会福祉法人（69法人）に対する指導監査を社会福祉監査官が担当しています。

社会福祉法人に対する指導監査は概ね2年に1回を基本に実施しますが、これまでの指導監査の結果を基に毎年実施、通常実施（2年に1回）、4年に1回の3段階に区分し、計画的に実施しています。

③ 計画と実績

ア 実施件数

法人の種類	計画	実績
・老人の福祉に関する社会福祉事業を主たる事業としている社会福祉法人	12	12
・上記以外の社会福祉法人	20	20
計	32	32

イ 主な指摘事項

事項	主な指摘事項
組織運営	・定款変更の不備又は実態と乖離 ・役員を選任及び手続が不適切
事業の実施	・行政機関への届出の不備又は遅延 ・収益事業の内容が不適切
会計管理	・経理事務処理が不十分 ・決算関係書類が不適切

(2) 都県市が行う社会福祉法人指導監査等に対する技術的助言

① 制度の概要

地方自治体を実施する社会福祉法人に対する指導監査について、地方自治法第245条の4項の規定に基づき、地方自治体に対して国が技術的助言を実施しています。

② 事業内容

対象となる地方自治体は、当厚生局管内の都県市です。社会福祉監査官が担当しています。

③ 計画と実績

1自治体に対する技術的助言を計画し、これを実施しました。

3. 介護保険者・介護サービス事業者等指導業務について

(1) 介護保険者に対する指導

① 制度の概要

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法第197条及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、介護保険者である市町村等（特別区、広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く）に対して国が実地指導を実施しています。

② 業務内容

対象となる介護保険者は、当厚生局管内の市町村等です。介護保険指導官が担当しています。

③ 計画と実績

ア 実施介護保険者数

都県名	計画	実績
茨城県	2	2
栃木県	1	1
群馬県	3	3
埼玉県	5	5
千葉県	5	5
東京都	5	5
神奈川県	1	1
新潟県	1	1
山梨県	1	1
長野県	3(※)	3(※)
合計	27	27

(※) は、1 広域連合を含む。

イ 技術的助言の概要

事項	内容
地域密着型サービス事業所等の指定等事務関係	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の指定に伴う公示がされていなかった。 事業所の廃止届の提出に伴う公示がされていなかった。

(2) 介護サービス事業者等に対する指導

① 制度の概要

地域密着型サービス事業所のその適切な運営を確保することを目的として、介護保険法第24条の規定に基づき、介護サービス事業者等に対して、国と保険者による合同の実地指

導を実施しています。

② 業務内容

対象となる介護サービス事業者等は、当厚生局管内の地域密着型サービス事業所です。

介護サービス指導官と関係保険者が合同で実施します。

実地指導に当たっては、介護保険法の大きな柱で政策上の重要な課題である「サービスの質の確保と向上」「尊厳の保持」「高齢者虐待防止・身体拘束禁止」等を踏まえて、行っています。

③ 計画と実績

ア 実施事業所数

都県名	計画	実績
茨城県	2	2
栃木県	1	1
群馬県	3	3
埼玉県	5	5
千葉県	5	5
東京都	5	5
神奈川県	1	1
新潟県	1	1
山梨県	1	1
長野県	3	3
合計	27	27

※ サービス種別は、すべて認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

イ 主な指摘事項

事項	主な内容
サービスの質の確保と向上	・ 一人一人にあった認知症ケアを実践すること

(3) 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督

① 制度の概要

介護保険法の改正に伴い、平成21年5月1日より介護サービス事業者に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられました。

② 業務内容

当厚生局では、主として当厚生局管内に介護サービス事業所及び施設を有する介護サービス事業者からの業務管理体制に関する届出を受け、定期的の実地により届出内容の確認を

行っています。

③ 実績

385事業者からの業務管理体制に係る届出を受理しました。うち、1事業者について、業務管理体制に係る届出内容の確認を実施しました。

4. 障害者自立支援業務実地指導について

(1) 制度の概要

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行され、本法に基づく障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う障害者自立支援制度(*)が創設されました。

(*) 障害者自立支援制度の事業内容

自立支援給付(介護給付、訓練等給付費、自立支援医療費及び補装具費の支給等)及び地域生活支援事業(相談支援事業、手話通訳等のコミュニケーション支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターにおける日中活動を提供する事業等)に大別される。

(2) 業務内容

当厚生局においては、障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、障害者自立支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づいて、所管する10都県に対して市町村及びサービス事業者に対する指導の実施状況及び自立支援給付事業の事務処理状況等の実地指導を行っています。

(3) 実績

平成21年度においては、2県に対する実地指導を行い、その結果、改善の必要性が認められた事項に対する技術的助言を行いました。

① 実施自治体

- ・ 千葉県
- ・ 茨城県

② 技術的助言の概要(文書指摘の内容)

事項	主な内容
市町村指導	・ 自立支援給付支給事務等の市町村に対する指導が実施されていないため、計画的に実施するよう助言を行った。

<p>指定事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定自立支援医療機関の指定を行った際に行うべき公示が行われていないため、指定を行ったときは、その旨公示するよう助言を行った。 ・ 指定自立支援医療機関の指定辞退の届け出において、一月以上の予告期間を設けることなく届け出られている事例が見受けられたため、一月以上の予告期間を設けるよう指定自立支援医療機関に指導を行うよう助言を行った。 ・ 精神通院医療機関の指定において、指定日は指定を決定した日の属する月の翌月初日とすべきところ、申請のあった翌月初日とする誤った処理が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言した。
<p>自立支援医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費の審査点検において、生活保護受給者にかかる診療報酬明細書・連名簿の審査点検が不十分である状況が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言した。

特別指導第一課・特別指導第二課

1. 制度の概要

医療保険制度の健全な運営を堅持し、国民に対する適正な保険診療等の提供が行われるよう、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者（以下「保険医療機関等」という）に対する監督に関する事務のうち、関東信越厚生局長が「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項（社会的にも大きな影響を及ぼすような案件等）」について監督を行います。

なお、この監督は関東信越厚生局の管轄区域を越え、全ての地域において行います。

2. 業務内容

保険医療機関等に対する監督について

- (1) 関東信越厚生局長が保険医療機関等に対し、「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項」に関する監督を行います。

なお、保険医療機関等に対する監督に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局の管轄区域を越え、全ての地域において当該事務を行います。

- (2) 関東信越厚生局において、特別の監督を行う保険医療機関等の監督に関する事項について審議するため設置される「委員会」の庶務を行います。

3. 計画と実績

監督の実施にあたっては、不正請求等の未然防止と、現に不正請求を行った保険医療機関等及び保険医等への厳正な対処を行うため、実施体制や関係機関との調整を行いました。

麻薬取締部

1. 麻薬等の取締業務について

麻薬取締部は、政府の薬物乱用対策推進本部が決定した第三次薬物乱用防止五か年戦略^(※)に基づき、薬物乱用のない社会を目指して、総合的な取組みを行っています。

(※) 詳しくは、内閣府 薬物乱用対策推進本部

<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/sanzi5-senryaku.html>

具体的には、①不正な麻薬、大麻、覚せい剤などの薬物犯罪の取締りを行うほか、②医薬品である麻薬等の取扱いに関する免許事務等の行政事務、③麻薬等中毒者対策(相談業務を含む)及び④薬物乱用防止普及啓発活動を実施しています。

2. 麻薬等事犯の取締りについて

(1) 制度の概要

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を入手できない社会を目指す必要があります。また、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物の需要の根絶を図る必要があります。

このため麻薬取締部では、特別司法警察員である麻薬取締官が捜査を行い、麻薬等事犯の取締を行っています。

(2) 業務内容

過去5年間における薬物事犯検挙人員の推移をみると、我が国の薬物乱用の状況は、覚せい剤事犯ではやや減少傾向が見られるものの、大麻事犯については大幅に増加してきており、依然として厳しい状況が続いています。

特に、大麻事犯については、その検挙件数が10年前に比べてほぼ倍増し、栽培事犯についての検挙人員は同6倍に増加するなどその乱用の深刻さが増しています。また、若年層への乱用の広がりが見られ、中学生が逮捕されるなど社会問題となっています。

このような現状を踏まえ、麻薬取締部では、麻薬取締官を増員するなどして、取締りを強化しています。

(3) 実績 (平成21年中)

- ・ 検挙人員 147人
- ・ 主な押収薬物 覚せい剤約9,412g、乾燥大麻約7,098g

3. 麻薬取扱者等に対する指導・監督について

(1) 制度の概要

麻薬は、医療上極めて高い価値を有していますが、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、法令により、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制とするなど必要な取締りを行うこと等により、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

(2) 業務内容

麻薬取締部では、麻薬元卸売業者等に関する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務などを行っています。

また、医薬品である麻薬や向精神薬などは、その円滑な流通を確保しつつ、一方では不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し立入検査を実施しています。

(3) 実績（平成 21 年度中）

- ・麻薬元卸売業者に関する免許 58 件
- ・麻薬の携帯輸出入等の許可 597 件
- ・麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理 1040 件
- ・麻薬関係業務所等に対する立入検査 149 件

4. 麻薬等中毒者対策について

(1) 制度の概要

覚せい剤の再犯者が占める割合が約 55% を占める状況から、薬物乱用をなくすためには、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進が必要不可欠です。

このため麻薬取締部では、相談業務等の業務により、麻薬等中毒者対策を実施しています。

(2) 業務内容

薬物乱用者やその家族等を対象として、相談電話やインターネットを介して、麻薬取締官による相談業務を実施しています。

また麻薬中毒者相談員、都道府県麻薬取締員などと協力し、相談指導や観察指導等の業務を実施しています。

このほか、精神保健指定医、精神保健福祉センター職員、麻薬中毒者相談員など中毒治療や社会支援に携わる専門家と問題点を検証するとともに関係機関間の相互の連携を図るため「薬物中毒対策連絡会議」を開催しています。

(3) 実績（平成 21 年度中）

- ・相談電話やインターネットによる相談件数 640 件
- ・薬物中毒対策連絡会議の開催 11 月千葉県

5. 薬物乱用防止普及啓発活動について

(1) 制度の概要

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらない社会環境を構築することが重要です。

このため、麻薬取締部では、学校の生徒や教師、PTA等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として麻薬取締官OBや現職の麻薬取締官を派遣しています。

(2) 業務内容

麻薬取締部では、中学校・高等学校等に対する講演活動を行っています。

また、関係機関等に対して薬物乱用防止啓発パンフレット等を配布するなどし、薬物に対する正しい知識の普及を図っています。

(3) 実績 (平成 21 年度中)

- ・講演活動実施件数 合計 53 か所
- ・講演活動対象人数 約 1 万 1 千人

※麻薬取締官ホームページ (<http://www.nco.go.jp>) には、上記のほかに、採用等を掲載しております。また、薬物犯罪に関するご意見や情報があれば、薬物に関する情報提供 (<http://www.nco.go.jp/mail.html>) からお寄せ下さい。

社会保険審査官

1. 制度の概要

社会保険審査官は、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な被保険等の権利・利益の保護を目的に、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法に規定された資格や保険（年金）給付に関する審査請求の事件を担当しています。また、社会保険審査官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が任命し、社会保険審査官は、事件の審理決定等の審査の事務を行うにあたり、何らの拘束も受けず、審査の決定は、審査官がその名において独立してこれを行うこととされています。

一方、平成22年1月の組織再編に伴い、管轄は各地方厚生（支）局の管轄と同一となり、関東信越厚生局社会保険審査官は、1都9県の審査請求事件を担当しています。

これに伴い、審査請求の利便性の向上を図るため、審査請求の窓口として、保険者等（年金事務所を含む）を経由して審査請求ができるように体制が整備されました。

また、社会保険審査官の決定に不服がある場合や厚生年金保険料に関する不服審査については、厚生労働本省に設置された社会審査会が担当します。なお、審査請求は、処分を知った日の翌日から60日以内に行うこととされています。

2. 業務内容（審査請求）

社会保険審査官は、審査請求について以下の流れで審査請求を受理すべきかを判断した後、本案審理を行い請求人の主張に沿った容認（又は一部容認）あるいは棄却の決定を、文書をもって通知します。

（1）受付前の業務

管轄に間違いがないかの確認などを行い、審査請求書を受け付けた際には、請求人に受け付けした旨を文書で通知します。

（2）受付後の業務（要件審理）

自庁管轄の審査請求を受け付けた場合は、当該審査請求が所要の要件を具備した適法なものかを審査し、補正が必要な場合は補正を依頼するなどを行います。

要件審理を終えた場合は、却下の決定又は受理の手続きを行います。

却下の例

・審査請求が所要の要件を具備しておらず、不適法であって補正することができない場合。

（注：請求人の主張に理由がない場合は、棄却となります。）

・審査請求の期間を経過しており、かつ、期間経過について正当な事由があると認められない場合。

(3) 受理後の業務

文書をもって、原処分者その他利害関係人に受理した旨を通知します。
なお、法令上の事件に関する規定は次のとおりです。

- ・ 健康保険法第189条に規定する「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 船員保険法第138条に規定する「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 厚生年金保険法第90条に規定する「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 厚生年金保険法第169条（厚生年金基金及び企業年金連合会が行う処分）に規定する「標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 石炭鉱業年金基金法第33条に規定する「年金給付又は一時金たる給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 国民年金法第101条に規定する「被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分、保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分」についての不服申立
- ・ 国民年金法第138条（国民年金基金の行う処分）に規定する「加入員の資格に関する処分、基金年金若しくは基金一時金に関する処分又は掛金若しくはこの条において準用する第23条の規定による徴収金に関する処分」についての不服申立

3. 実績

本年1月の組織再編にともない400件を超える審査請求を引継ぎました。

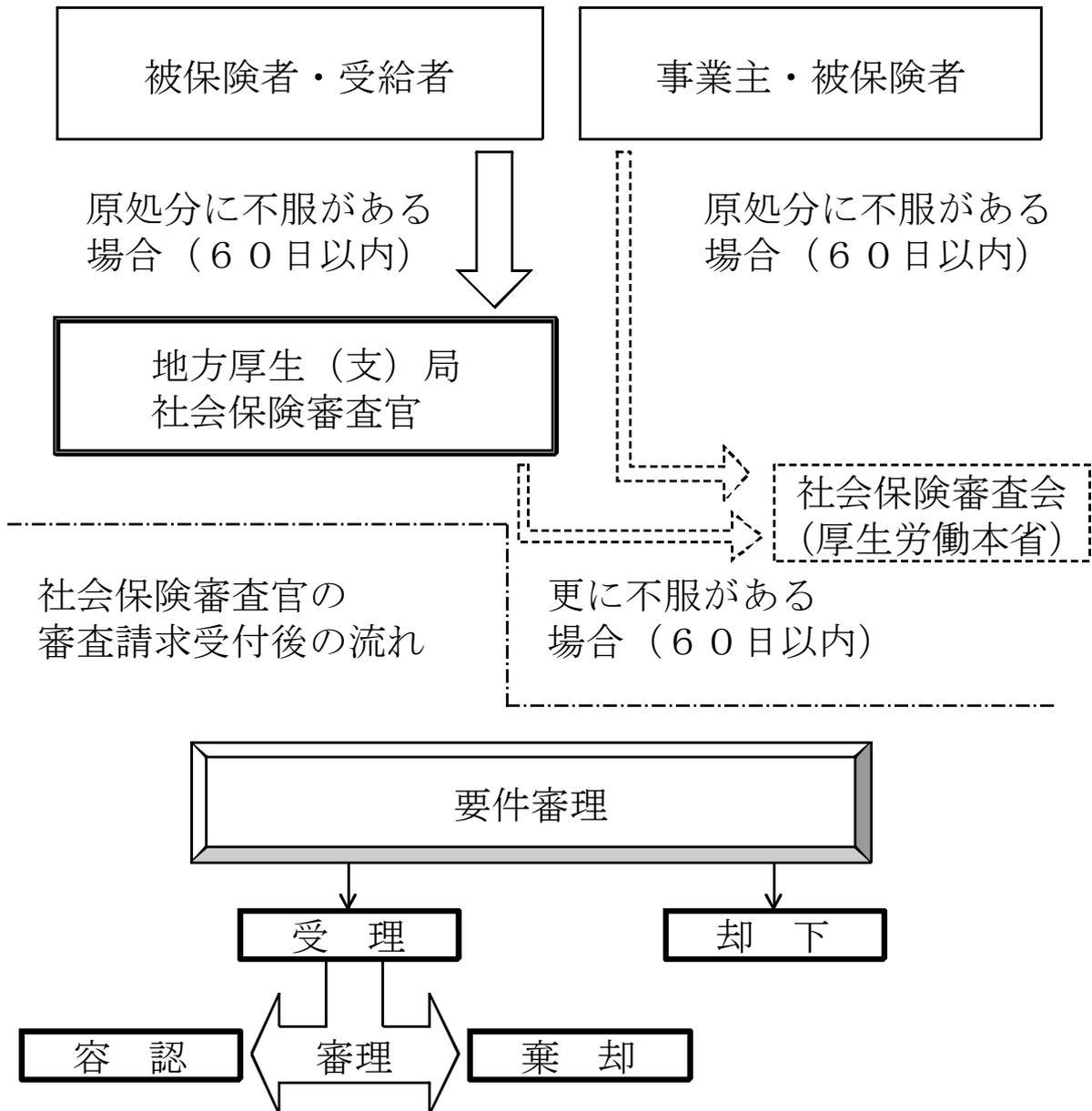
また、日々多くの審査請求を受け付けしています。

なお、関東信越厚生局管轄内では、東京都、神奈川県、埼玉県の1都2県に係る審査請求件数が、全件数の約6割を占めています。

【審査請求の流れ】

保険（年金）給付・資格等
に関する不服

保険料徴収等
に関する不服



第三章 緊急対応業務

1 新型インフルエンザ対応業務について

(1) 検疫所業務の支援

新型インフルエンザ（インフルエンザA／H1N1）による検疫業務強化に伴う支援のため、5月2日から6月5日までの間、以下のとおり成田空港検疫所及び停留施設に職員を派遣し、支援業務に従事しました。

○ 検疫所業務支援内容

帰国者情報入力業務	延べ 190 名
検疫ブース業務	延べ 97 名
検疫官業務	延べ 66 名
停留施設業務	延べ 19 名

(2) ワクチン接種機関との委託契約の締結

新型インフルエンザのワクチンの確保、流通、接種等に係る業務が円滑に行われるよう、国と医療機関の間で委託契約を締結することとされ、以下のとおり、かかる契約業務を行いました。

○ ワクチン接種機関との委託契約数（平成22年3月15日現在）

医師会加入分（10都県医師会）	10 件（※）
非医師会分	3,410 件

※ 10都県医師会加入医療機関を一括して契約している

2 介護療養型医療施設に関する緊急調査について

大臣からの指示により、全国の介護療養型医療施設における患者の状態や転換の影響等についてヒアリングを実施し、緊急に情報収集を行うこととされ、以下のとおり対応しました。

○ 介護療養型医療施設に関する緊急調査実施内容

実施期間	11月4日～11月6日
実施対象施設数	54 施設
調査対応職員	延べ 55 名

3 緊急支援対応円滑化電話相談窓口の設置について

12月1日～12月28日までの間（休日、祭日を除く）、「緊急支援対応円滑化電話相談窓口」の設置のため、企画調整課と健康福祉課に専用回線を敷設し、電話による相談窓口として対応しました。

これは、職と住宅を失った方々が安心して生活し、早期に再就職できるよう住宅手当、総合支援資金、つなぎ資金の実施主体である地方公共団体・社会福祉協議会の対応を支援調整し、住宅手当等の適正な運用の徹底を図るため、各地方厚生局に開設されたものです。

○ 緊急支援対応円滑化電話相談窓口業務体制

対応期間	12月1日～12月28日
相談対応職員	5名
相談対応件数	2件

第IV章 資料・データ集

1 沿革

(1) 地方厚生局の設置（平成13年1月）

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日、厚生省と労働省が統合し、厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより国の行政組織の減量効率化を図ることとされ、従来から設置されていた地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合して、地方厚生局が設置されました。

分掌する事務については、従来の地方医務局及び地区麻薬取締官事務所の所掌事務に加え、厚生労働省から移管した指導監査や許認可事務、検疫所管理事務の一部及び社会保険事務局から移管した事務を新たに所掌することとなり、主として次の事務を行うこととなりました。

[本省から移管された事務]

- 検疫所の管理業務の一部（共済組合関係）
- 衛生、福祉関係の法人、施設の監督等業務（医療監視、医薬品・毒劇物等の取締、法人の指導監督、指定医療機関、養成施設の指導監督等）
- 医師等の国家試験に関する業務
- 国保の保険者・国保連合会の監督
- 健保組合、厚生年金、国年基金等の監督

[地方医務局、地区麻薬取締官事務所の事務]

- 国立病院及び国立療養所に関する事務
- 麻薬等の取締に関する事務

また、組織については、総務管理官が設置され、病院管理部、麻薬取締部の2部及び総務課、本省移管業務を行う保健福祉課、食品衛生課、社会保険課の4課のほか、指導・監査部門が設置され、大幅な組織改正が図られました。

(2) 平成15、16年度の組織改正

平成15年4月1日に病院管理部が廃止され、新たに健康福祉部が設置されました。本省移管業務を所掌する保健福祉課、食品衛生課、社会保険課の3課並びに指導・監査部門が健康福祉部となり、組織の改正が図られました。

さらに、平成16年4月1日には、地方医務局が所管していた国立病院等に関する事務が独立行政法人国立病院機構に引き継がれた結果、健康福祉部と麻薬取締部の2部体制となり、これに総務管理官及び総務課を加えた組織となりました。また、同日付けで社会保険課が保険課と年金課に分かれました。

(3) 社会保険庁改革に伴う事務移管と組織再編（平成20年10月、平成22年1月）

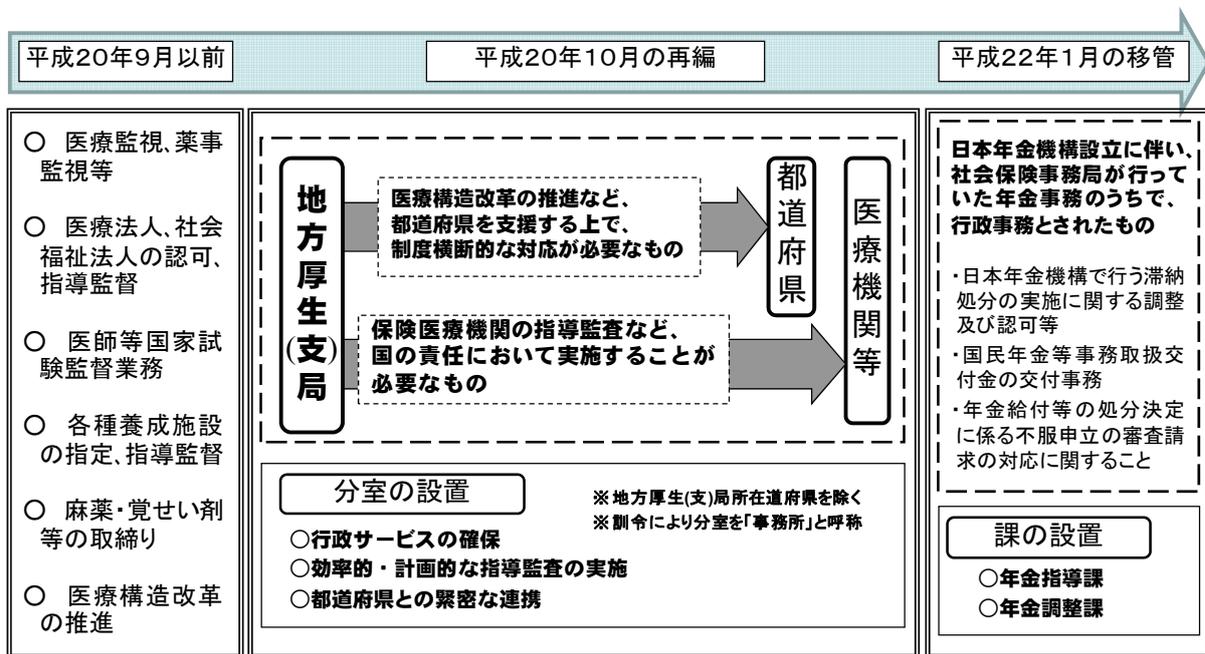
平成20年10月1日、社会保険庁改革に伴い、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対

する指導監査等の事務が移管されました。この移管に併せて、関東信越厚生局の組織を再編し、医療法・健康保険法を含む総合的な医療行政を推進等することとなりました。主な再編は、指導部門として管理課・医療指導課・福祉指導課・指導監査課・特別指導第一課、二課及び各所在都県内において、保険医療機関等に対する指導監査等を実施する各都県事務所（埼玉県を除く）が設置されました。

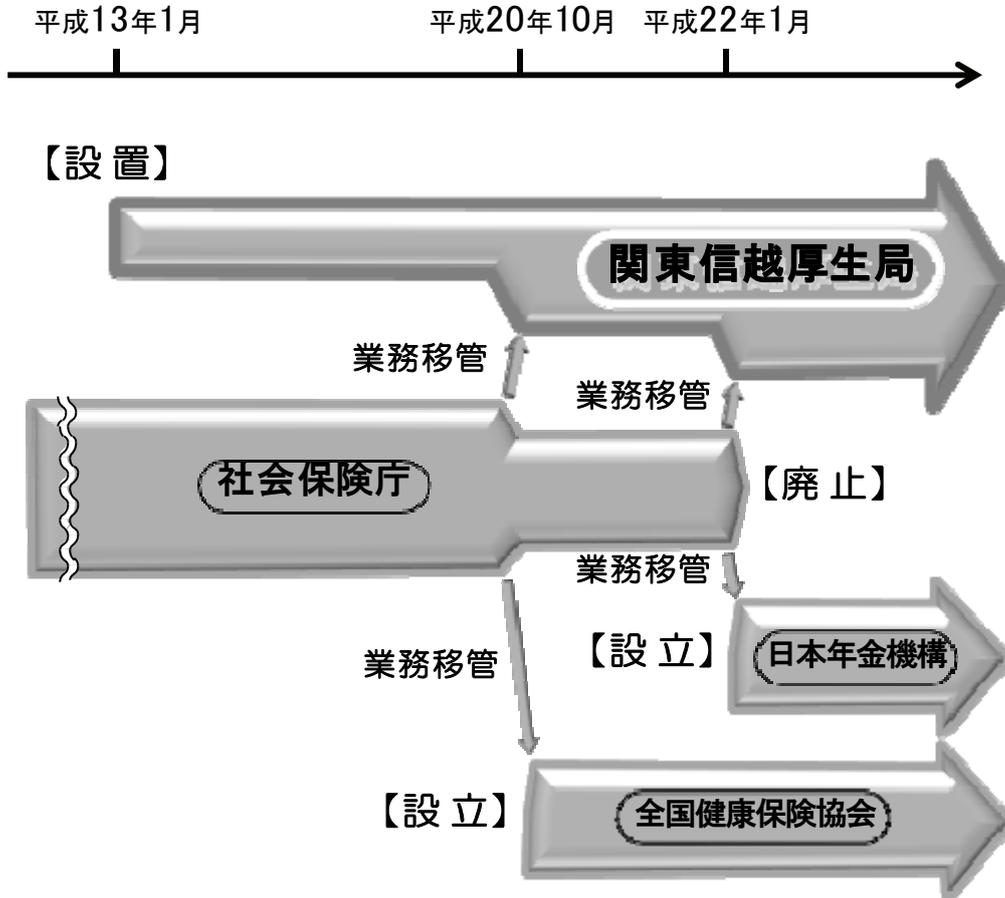
また、局の総合企画調整、医療構造改革推進等を担当する企画調整課が新設され、健康福祉部内では、健康課と福祉課を統合し、各種補助金の執行事務を総合的に行う健康福祉課の設置、各種養成施設の指導監督事務を一元管理する指導養成課の設置など、より効率的な体制に再編されました。

平成22年1月1日には、社会保険庁の廃止・解体に伴い、これまで社会保険事務局等において実施されてきた年金業務等のうち、行政事務とされたものが地方厚生局に移管されました。この移管に併せて、関東信越厚生局の組織を再編し、公的年金制度の管理運営事務を行うこととなり、年金指導課、年金調整課と社会保険審査官が設置されました。

(参考)



社会保険庁改革に伴う組織再編等の流れ



2 主な所掌業務（課別）

（総務課）

- ・ 関東信越厚生局の総務
- ・ 関東信越厚生局職員の人事、教養、訓練及び研修等に関すること
- ・ 厚生労働省共済組合に関すること
- ・ 行政文書の開示に関すること
- ・ 個人情報保護に関すること
- ・ 各種国家試験に関すること

国家試験の種類

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師、管理栄養士
--

（企画調整課）

- ・ 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整
- ・ 関東信越厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会の運営
- ・ 医療安全対策に関すること（医事課の所掌に属するものを除く）

（年金指導課）

- ・ 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること
- ・ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること
- ・ 日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること
- ・ 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること
- ・ 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること。
- ・ 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の管理に関する日本年金機構の行う業務に係る監督に関すること
- ・ 前記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関すること

（年金調整課）

- ・ 社会保険労務士に関すること
- ・ 年金委員に関すること
- ・ 政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。
- ・ 国民年金法第109条の2第1項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関すること

- ・国民年金法第109条の3第1項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第3項の規定による情報提供に関すること
- ・政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体、その他の関係者との連絡調整に関すること

(管理課)

- ・医療・福祉サービスの指導業務に関する総合調整
- ・2以上の都道府県の区域において、病院、診療所または介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等の指導監督
- ・病院用等建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度における証明業務
- ・医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明業務
- ・特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理
- ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険事業関係業務を除く。）の監督
- ・後期高齢者医療広域連合が行う業務、市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務、及び後期高齢者支援金等の額の算定に関する指導
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての指導

(医療課)

- ・国の開設する病院等の監督（開設承認、変更承認、構造設備の使用承認等）
- ・特定機能病院に対する立入検査
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保健事業の療養担当に対する監督
- ・関東信越厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督

(福祉指導課)

- ・2以上の都道府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、定款変更認可、監督等
- ・介護保険法による市町村等（保険者）の事務の指導（技術的助言）
- ・介護保険の地域密着型サービス事業者等に対する指導
- ・介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督
- ・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理
- ・障害者自立支援法による都県等の事務の指導（技術的助言）
- ・障害福祉サービス事業者等に対する指導

(特別指導第一課・特別指導第二課)

- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項

(指導監査課)

- ・ 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（埼玉県内）
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督（埼玉県内）
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の運営

(都県事務所)

所在都県（埼玉県を除く）内における以下の業務

- ・ 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会担当部会の運営

○健康福祉部

(健康福祉課)

- ・ 2以上の都県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督
- ・ 指定医療機関の指定、監督

指定医療機関の種類

- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく特定感染症指定医療機関（監督のみ）
- ・ 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国が開設したものに限る。）
- ・ 児童福祉法に基づく指定療育医療機関（国が開設したものに限る。）
- ・ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関（国が開設したものに限る。）
- ・ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

- ・ クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定及び監督
- ・ 生活衛生同業組合の振興計画の認定
- ・ 三種病原体等の所持・輸入の届出及び監督
- ・ 温室効果ガス算定排出量報告受付等
- ・ 民生委員及び主任・児童委員の委嘱（指名）、解職及び表彰
- ・ 精神保健指定医の指定等
- ・ 特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券の特別買上償還の証明書の交付

- ・ 2以上の都県の区域において事業を行う消費生活協同組合の設立認可、変更認可、監督等
- ・ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく特定民間施設の整備計画の認定等
- ・ 地方厚生局に委任された補助金等に関する書類審査、交付、精算確定等

補助金等の種類

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
結核医療費国庫負担（補助）金、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金、児童扶養手当給付費国庫補助金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、特別障害者手当等給付費国庫負担金、婦人保護費国庫負担（補助）金、児童入所施設措置費等国庫負担金、保育所運営費国庫負担金

- ・ 児童扶養手当の支給事務に関する都県及び市町村の指導（技術的助言）
- ・ 都県、指定都市及び中核市が設置する保護施設の監督

（指導養成課）

- ・ 各種養成施設（所）の指定等

養成施設の種類

保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、調理師（入学及び学力認定の事務を含む。）、理容師、（入学及び学力認定の事務を含む。）、美容師（入学及び学力認定の事務を含む。）、製菓衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者（入学及び学力認定の事務を含む。）、保育士、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、児童福祉司、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司

- ・ 各種講習会（介護技術講習会、社会福祉主事資格認定講習会、児童福祉司資格認定講習会）の届出、実施報告書等の受理等
- ・ 食鳥処理衛生管理者及び食品衛生管理者の資格取得講習会の登録

（医事課）

- ・ 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括
- ・ 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

- ・ 医師、歯科医師臨床研修病院の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保等
- ・ 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等
- ・ 医師確保及び地域医療の確保・推進
- ・ 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施等
- ・ 血液製剤、放射性医薬品等の医薬品及び医療機器の製造業等の許可、並びに医薬品等輸入届の確認
- ・ 毒物及び劇物の製造及び輸入業の登録及び監視
- ・ 医薬品等の輸入監視
- ・ 地方厚生局に委任された補助金等に関する業務

補助金の種類

医師臨床研修費等補助金

(食品衛生課)

- ・ 総合衛生管理製造過程（HACCP）の食品の製造又は加工に係る承認等

<p>HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは1960年代に米国で考案された宇宙計画向けの食品衛生管理方法で、膨大な数の検体を必要とする最終製品検査システムではなく、製造における重要な行程を連続的に監視することにより、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理方法である。現在、乳・乳製品、食肉製品、魚肉練り製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品及び清涼飲料水の5種類がHACCPの承認対象品として指定されている。</p>
--

- ・ 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに食品衛生検査施設に対する技術的助言
- ・ 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止
- ・ 食肉輸出施設に対する認定について
- ・ 対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する認定に係る指導、確認及び視察
- ・ 対中国輸出水産取扱施設に係る事務
- ・ 食中毒に係る調整事務
- ・ 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

(保険課)

- ・ 健康保険組合の行う業務についての指導及び監督
- ・ 全国健康保険協会支部の指導監督

(年金課)

- ・ 厚生年金基金の認可、指導監督等
- ・ 国民年金基金等の認可、指導監督等
- ・ 確定拠出年金（企業型年金に限る）の承認、指導監督等

- ・ 確定給付企業年金の認可、承認及び指導監査等

○麻薬取締部

- ・ 麻薬等事犯の取締りに関すること
- ・ 麻薬取扱者等に対する指導・監督に関すること
- ・ 麻薬等中毒者対策（相談の受理を含む。）に関すること
- ・ 薬物乱用防止普及啓発活動に関すること

○社会保険審査官

- ・ 年金給付等の処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること。

3 所在地・連絡先一覧

平成22年6月1日現在

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
総務課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0711(代)	048-601-1325
企画調整課		048-740-0830	048-601-1330
年金指導課		048-740-0712	048-601-1346
年金調整課		048-740-0714	048-601-1346
健康福祉課		048-740-0744	048-601-1332
指導養成課		048-740-0823	048-601-0512
医事課		048-740-0754	048-601-1331 048-601-1333
食品衛生課		048-740-0761	048-601-1335
保険課		048-740-0772	048-601-1337
年金課		048-740-0782	048-601-1338
管理課		048-740-0811	048-601-0514
医療課		048-740-0814	048-601-0514
福祉指導課	048-740-0797	048-601-0513	
指導監査課	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル8階	048-612-7508	048-612-7534
特別指導第一課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0816	048-601-0514
特別指導第二課		048-740-0817	048-601-0514
社会保険審査官	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル8階	048-615-0200	048-615-0210

【麻薬取締部】

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
九段 第3合同庁舎	〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎17階 東京メトロ九段下駅徒歩3分	03-3512-8688(代)	03-3512-8689
	(麻薬・覚せい剤相談)	03-3512-8690	
横浜分室	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎2階 みなとみらい線馬車道駅徒歩1分	045-201-0770(代)	045-212-2840
	(麻薬・覚せい剤相談)	045-201-0770	

【都県事務所】

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
茨城事務所	〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階	029-277-1316	029-277-1336
栃木事務所	〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-341-2009	028-341-2233
群馬事務所	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-2-6 前橋第一生命ビルディング7階	027-896-0488	027-896-0540
千葉事務所	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル7階	043-379-2716	043-379-2800
東京事務所	〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階	03-6692-5119	03-6698-5447
神奈川事務所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1-6 住友生命横浜関内ビル6階	045-270-2053	045-270-5276
新潟事務所	〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階	025-364-1847	025-364-1862
山梨事務所	〒400-0858 山梨県甲府市相生1-4-23 日本興和鮎川ビル5階	055-206-0569	055-206-0571
長野事務所	〒380-0836 長野県大字南長野南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル9階	026-474-1002	026-474-1034

4 年表（主な行事等）

	21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
組織全般	● 業務計画の実施	● 組織再編プロジェクトの設置	● 新型インフルエンザ対応業務		ビジョン策定委員会の設置	●
医療分野		● 医師臨床研修制度の見直しに関する説明会	● 特定機能病院連絡会議	● 医療法人等担当者会議	● 第3回 地方社会保険医療協議会	
医薬品・医療機器分野						
食品衛生分野		● 第3回関東ブロック食品表示連絡会（さいたま新都心）				
健康危機管理分野						
年金分野				● 平成21年厚生年金基金財政運営基準改正等に関する説明会		
福祉介護分野				● 消費生活協同組合行政担当者ブロック別会議	● 平成21年度関東甲信越行政生協関係者連絡会	
人材養成分野						● 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）
麻薬取締分野		● 不正大麻・けし撲滅運動	● 麻薬取締協議会 ● 麻薬取締職員会議		薬物中毒対策連絡会議 再乱用防止対策会議	●

10月	11月	12月	22年1月	2月	3月	備考
● PDCA研修会	● 介護療養型医療施設に関する緊急調査	● 緊急支援対応円滑化電話相談窓口の設置	組織再編	● 基本理念等の決定	● 業務改善推進計画の策定	
● 第4回 地方社会保険医療協議会	● 医療安全ワークショップの開催（さいたま新都心）	● 医療安全シンポジウムの開催（埼玉県川口市）	● 健康保険組合に対する平成22年度予算編成事務講習会・相談会	● 医療観察法地域処遇に関する説明会	● 診療報酬改定説明会の開催	
	● 埼玉県消費者団体連絡会懇談会の開催（さいたま新都心）	● HACCPシステムに係る講習会（さいたま新都心、東京都中央区、海老名市）	● 食の安全性にかかる意見交換会（栃木県）	● 対米及び対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員講習会（さいたま新都心）		
			● 食品衛生検査に関する業務管理研修会（東京都江東区・横浜市）			
			● 年金指導課、年金調整課の設置			
● 麻薬・覚せい剤乱用防止運動						
	● 司法警察業務実務研修					

5 所掌事務にかかる参考資料・データ集（課別）

総務課関係

1. 国家試験 受験者数・合格率

○国家試験受験者の推移 (単位：人数)

	全国			関東信越		
	20年	21年	22年	20年	21年	22年
医師	8,535	8,428	8,447	2,935	2,827	2,902
歯科医師	3,295	3,531	3,465	1,634	1,624	1,714
保健師	11,055	12,049	13,048	3,099	3,682	4,238
助産師	1,722	1,742	1,901	552	528	669
看護師	51,313	50,906	52,883	15,131	15,330	16,314
診療放射線技師	2,444	2,547	2,460	944	1,058	1,024
臨床検査技師	3,997	3,701	4,060	1,773	1,602	1,832
理学療法士	7,997	9,119	9,835	2,431	2,804	3,077
作業療法士	5,783	6,675	6,469	1,690	2,047	2,013
視能訓練士	683	675	685	333	352	378
薬剤師	13,773	15,189	6,720	5,816	6,259	2,942
管理栄養士	22,073	23,744	25,047	7,497	8,253	8,684

○職種別合格率の推移 (単位：%)

	全国			関東信越		
	20年	21年	22年	20年	21年	22年
医師	90.6	91.0	89.2	88.9	90.5	88.6
歯科医師	68.9	67.5	69.5	68.5	64.7	67.6
保健師	91.1	97.7	86.6	90.0	97.4	85.3
助産師	98.1	99.9	83.1	98.9	99.8	83.1
看護師	90.3	89.9	89.5	90.8	90.5	90.5
診療放射線技師	73.2	74.4	80.0	71.9	74.1	79.5
臨床検査技師	73.7	71.8	67.8	73.4	70.1	67.1
理学療法士	86.6	90.9	92.6	86.2	89.6	91.8
作業療法士	73.6	81.0	82.2	72.0	79.1	80.2
視能訓練士	94.9	92.4	85.4	92.2	90.0	81.0
薬剤師	76.1	74.4	56.4	78.8	76.0	62.2
管理栄養士	31.6	29.0	32.2	30.0	27.5	30.3

企画調整課関係

1. 関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの保険医療機関及び
保険薬局の指定状況

(平成21年4月から平成22年3月開催分)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京
新規指定	医科	80	43	56	185	185	694
	歯科	45	27	32	151	110	484
	薬科	88	52	51	176	132	418
	計	213	122	139	512	427	1,596
指定更新	医科	170	183	216	391	398	1,209
	歯科	159	133	109	401	382	1,220
	薬科	105	55	75	232	187	656
	計	434	371	400	1,024	967	3,085
合計	医科	250	226	272	576	583	1,903
	歯科	204	160	141	552	492	1,704
	薬科	193	107	126	408	319	1,074
	計	647	493	539	1,536	1,394	4,681

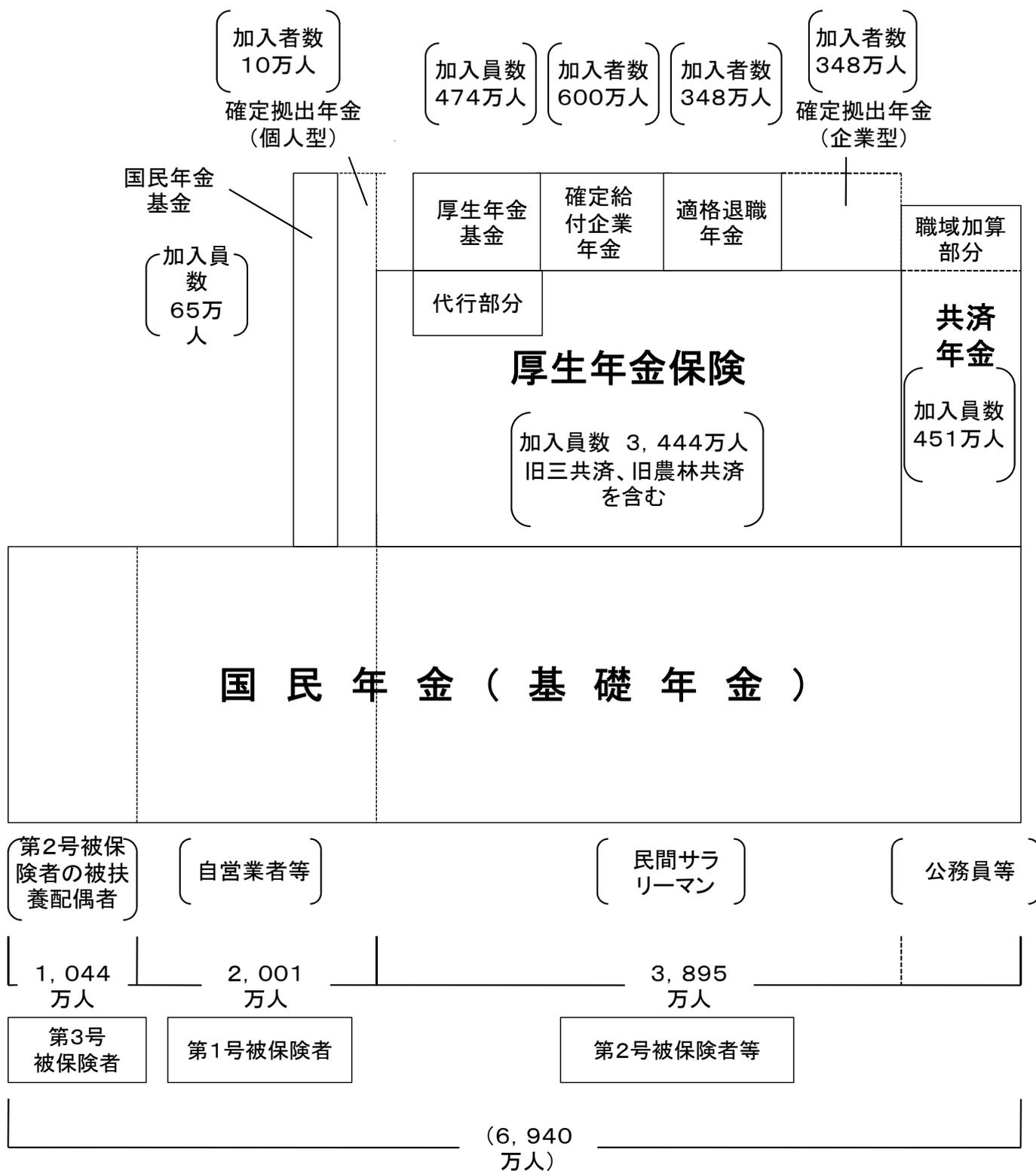
		神奈川	新潟	山梨	長野	計
新規指定	医科	314	51	19	56	440
	歯科	235	37	16	25	313
	薬科	229	59	33	52	373
	計	778	147	68	133	1,126
指定更新	医科	660	221	69	161	1,111
	歯科	603	155	69	143	970
	薬科	345	111	38	87	581
	計	1,608	487	176	391	2,662
合計	医科	974	272	88	217	1,551
	歯科	838	192	85	168	1,283
	薬科	574	170	71	139	954
	計	2,386	634	244	524	3,788

※ 指定日は原則として、部会開催日の翌月初日(遡及指定を除く)。

年金指導課關係

1. 年金制度の概要

年金制度の仕組み

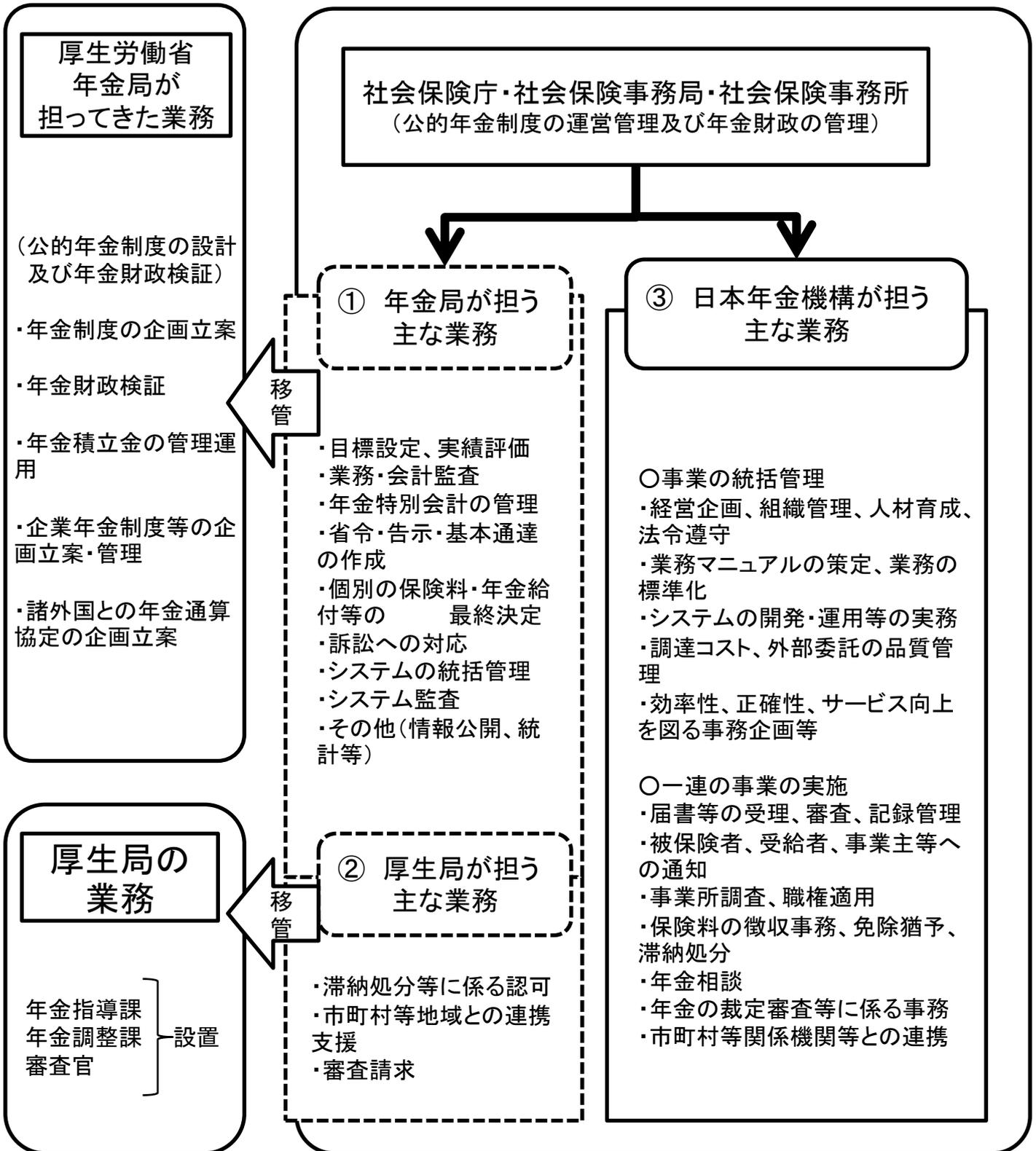


第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年4月現在 月14,660円 ・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 ※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年9月現在 15.704% ・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

基本データ

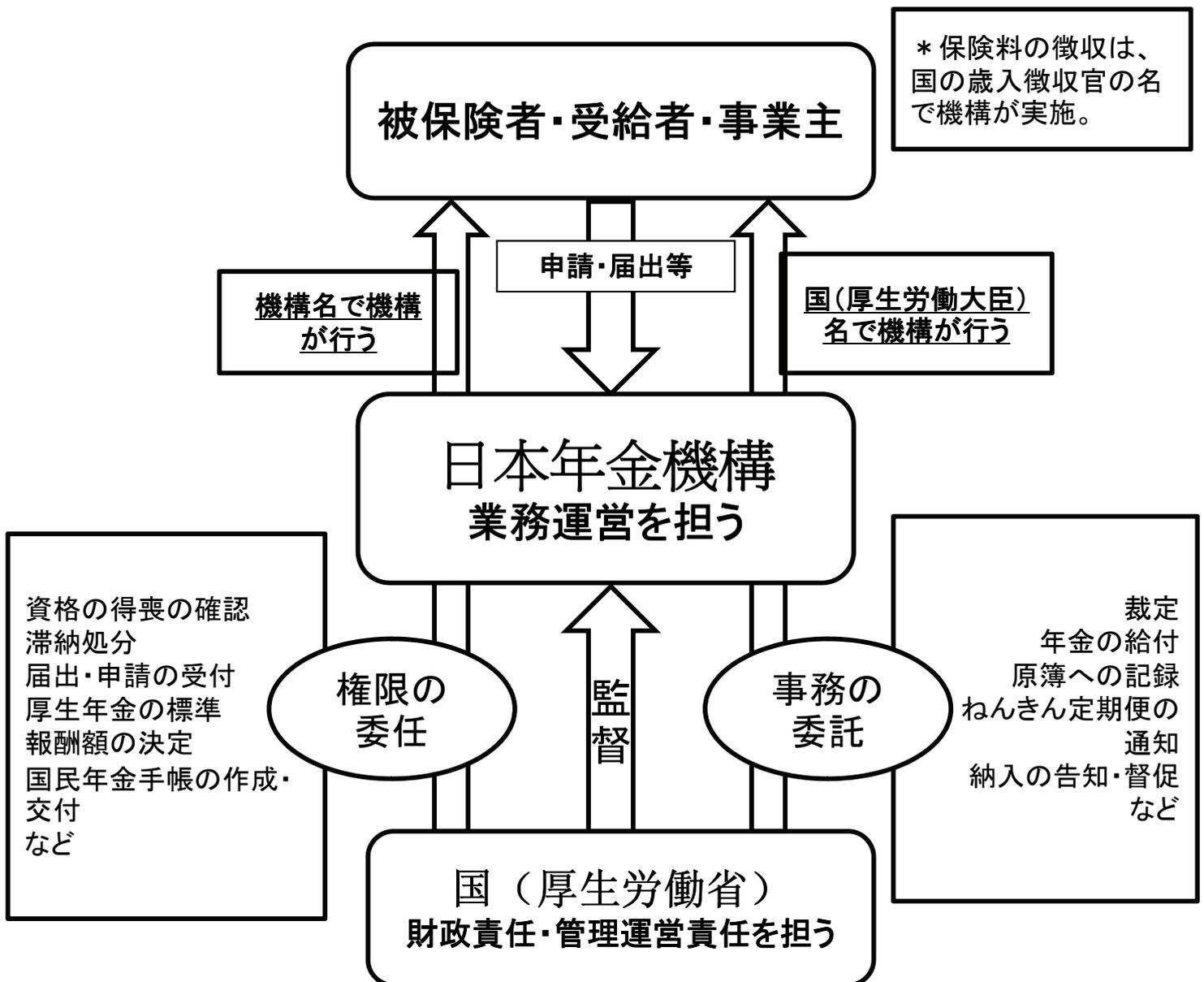
- 被保険者数 (公的年金制度全体)
6,940万人(平成20年度末(共済年金は平成19年度末))
- 受給権者数 (公的年金制度全体) 3,480万人(平成19年度末)
- 国民年金保険料 14,660円(平成21年度) ※ 平成22年度の保険料額15,100円
※ 保険料納付率:62.1%(平成20年度)
- 厚生年金保険料率 15.704%(平成21年9月～平成22年8月)
- 年金額 老齢基礎年金 月66,008円(平成21年度)
※ 平均額:月5.4万円(平成19年度)
老齢厚生年金 月232,592円(平成21年度、夫婦2人分の標準的な額)
※ 平均額:月16.7万円(単身、基礎年金を含む)(平成19年度)
- 保険料収入(公的年金制度全体) 32.0兆円(平成21年度予算ベース)
- 国庫負担額(公的年金制度全体) 10.8兆円(平成21年度予算ベース)
- 給付費(公的年金制度全体) 49.7兆円(平成21年度予算ベース)
- 積立金(国民年金・厚生年金) 124兆円(平成20年度末、時価ベース)

2. 社会保険庁・社会保険事務局・社会保険事務所が担っていた業務の仕分け



3. 日本年金機構の位置づけ

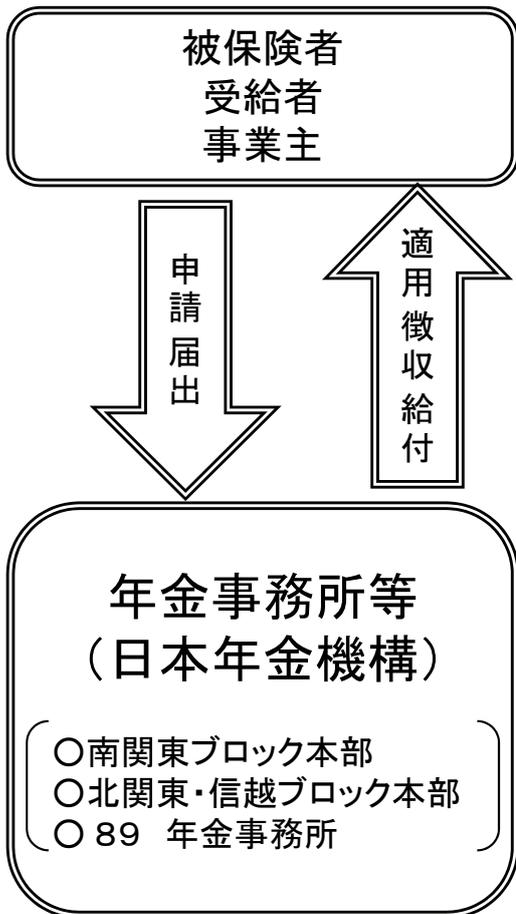
- 政府管掌年金事業について、国(厚生労働省)が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構に委任・委託する。
- 国(厚生労働大臣)の権限を委任された業務(資格の得喪の確認、届出・申請の受付など)については、日本年金機構の名で機構が実施し、国(厚生労働大臣)から事務の委託を受けた業務(裁定、給付など)については、国(厚生労働大臣)の名で機構が実施する。



4. 基本的な業務の流れについて

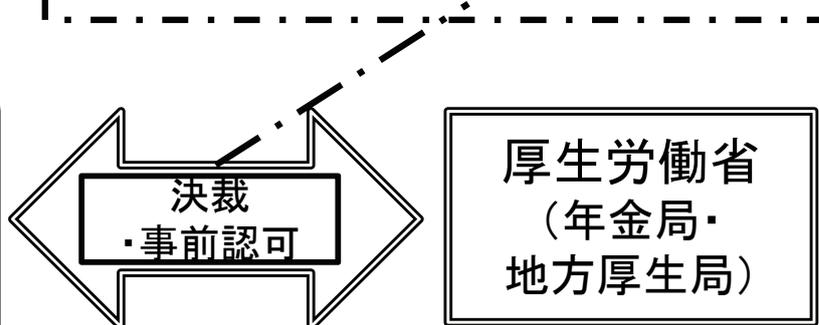
- 機構設立後も年金事務所等における運営業務(適用・徴収・給付)については、基本的な流れは以前と変わらない。
- ただし、機構の業務は、国(厚生労働大臣)からの委任・委託により実施するものであることから、一部の事務については、国(年金局又は地方生局)の決裁や事前認可を得て行う。
(なお、国の決裁は、基本的にはシステムを活用して電子的な手続きにより行う。)

<基本的な業務の流れ>



○ 国の決裁・事前認可が必要な事務 (代表的なもの)

	決裁 (年金局)	事前認可 (厚生局)
① 適用	適用届、資格取得届等の年金原簿への記録	事業所調査 未適用事業所への立入 検査
② 徴収	納入告知書、督促状の 発行	滞納処分、財産調査
③ 給付	年金給付の裁定、年金 支給額の決定	



年金調整課關係

1. 年金委員委嘱人数（年金事務所別）

平成22. 3. 31現在

都県名	事務所名	職域型	地域型	都県名	事務所名	職域型	地域型	
茨城	水戸南	537	111	東京	千代田	771		
	水戸北	492	73		中央	675	1	
	土浦	427	67		港	749		
	下館	460	59		新宿	482		
	日立	419	31		杉並	155	1	
栃木	宇都宮東	524	18		中野	104	1	
	宇都宮西	454	60		上野	409		
	大田原	255	17		文京	288		
	栃木	734	43		墨田	199	1	
	今市	122	22		江東	270	1	
群馬	前橋	423	87		江戸川	143		
	桐生	252	21		品川	316		
	高崎	470	19		大田	341		
	渋川	367	31		渋谷	297		
	太田	369	86		目黒	100	1	
埼玉	浦和	535	12		世田谷	137		
	大宮	453	17		池袋	178		
	熊谷	385	23		北	143		
	川越	345	3		板橋	255	2	
	所沢	357	3		練馬	125		
	春日部	301	9		足立	155		
	越谷	258	1		荒川	76	1	
	秩父	151	3		葛飾	113		
新潟	新潟東	1099	13		立川	149		
	新潟西	458	13		青梅	84		
	長岡	901	19		八王子	162		
	上越	576	14		武蔵野	245		
	柏崎	218	3		府中	151		
	三条	771	8		鶴見	421	5	
長野	新発田	519	12		港北	366	2	
	六日町	374	2		横浜中	542	3	
	長野南	723	26	横浜西	183	9		
	長野北	557	10	横浜南	285	12		
	岡谷	612	13	川崎	254	3		
	伊那	452	16	高津	304	2		
	飯田	430	15	平塚	169	13		
	松本	994	14	厚木	299	7		
小諸	871	17	相模原	170	5			
(各県別)				神奈川	小田原	241	13	
					横須賀	149	8	
					藤沢	186	6	
					甲府	566	55	
					山梨	竜王	558	32
					大月	348	4	
					千葉	千葉	546	25
						幕張	542	10
						船橋	303	8
						市川	305	3
						松戸	385	11
						木更津	565	20
					佐原	303	8	

県名	職域型	地域型
茨城	2335	341
栃木	2089	160
群馬	1881	244
埼玉	2785	71
新潟	4916	84
長野	4639	111
東京	7272	9
神奈川	3569	88
山梨	1472	91
千葉	2949	85
合計	33,907	1,284

(日本年金機構ブロック本部別)

職域型	北関東信越ブロック	18,645	南関東ブロック	15,262	職域型計	33,907
地域型	北関東信越ブロック	1,011	南関東ブロック	273	地域型計	1,284
計		19,656		15,535		35,191

2. 学生納付特例事務法人指定校一覧表

平成22年3月31日 現在

所在地		学特事務法人指定校	指定年月日
東京都	町田市	学校法人 明泉学園 鶴川女子短期大学	H20.6.18
	清瀬市	学校法人 日本社会事業大学	H21.4.21
千葉県	成田市	学校法人 日栄学園	H20.6.23
	千葉市	学校法人 大乘淑徳学園	H20.10.15
山梨県	甲府市	学校法人 看護学校	H20.4.1
	甲府市	学校法人 山梨英和学院	H20.7.1
埼玉県	深谷市	埼玉工業大学	H20.5.30
	熊谷市	学校法人 郷学舎 アルスコンピューター専門学校	H20.7.7
茨城県	つくば市	学校法人 つくば文化学園 つくば国際ペット専門学校	H20.5.20
	神栖市	社会福祉法人 白十字会 白十字看護専門学校	H20.8.14
栃木県	宇都宮市	学校法人 三友学園	H21.10.27
長野県	佐久市	学校法人 佐久学園	H20.6.2
	塩尻市	学校法人 松本歯科大学	H20.9.9
新潟県	柏崎市	学校法人 新潟工科大学	H21.7.7

指定校 14校

3. 学生納付特例事務取扱教育施設一覧表

平成22年3月31日 現在

所在地		学特事務法人指定校	指定年月日
千葉県	旭市	旭中央病院付属看護専門学校	H20.5.7
	香取市	国保小見川総合病院付属 看護専門学校	H20.6.23
	東金市	千葉県農業大学校	H20.12.1
山梨県	甲府市	山梨県立大学	H20.4.7
	大月市	大月短期大学	H20.4.7
茨城県	水戸市	茨城県立産業技術短期大学校	H20.5.13
	稲敷郡阿見町	茨城県立医療大学	H20.5.28
長野県	長野市	長野県農業大学校	H20.4.22

指定校 8校

指導養成課關係

1. 都県別養成施設（所）学校数

(平成21年4月1日現在)

区 分	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合 計
栄養士	3	3	3	6	4	29	5	2	1	3	59
管理栄養士	3	0	2	4	3	16	4	4	0	1	37
調理師	3	6	5	11	8	26	6	8	1	3	77
理容師	4	1	2	3	3	8	4	1	0	1	27
美容師	5	8	3	5	5	32	10	5	1	3	77
製菓衛生師	2	3	1	1	1	7	1	4	0	2	22
食品衛生管理者	2	2	3	4	3	18	7	2	1	2	44
指定保育士	6	7	14	19	17	62	18	9	5	9	166
社会福祉士	—	—	2	1	1	10	3	2	—	—	19
介護福祉士	9	9	10	13	14	37	13	12	4	11	132
福祉系高校	7	3	2	4	1	4	2	2	1	2	28
社会福祉主事	1	2	1	1	3	5	5	2	—	—	20
精神保健福祉士	—	—	—	—	1	9	1	2	—	—	13
児童福祉司	—	—	—	2	—	1	—	—	—	—	3
児童福祉施設職員	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	4
知的障害者福祉司	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
保健師・助産師・看護師	13	10	13	31	25	44	23	14	4	11	188
救急救命士	1	1	1	1	1	5	4	1	—	1	16
診療放射線技師	—	—	—	—	—	5	1	—	—	—	6
臨床検査技師	—	1	—	2	—	6	1	1	—	—	11
理学療法士	2	1	4	5	7	13	2	3	1	2	40
作業療法士	1	1	4	2	5	11	3	2	1	1	31
視能訓練士	—	—	—	2	—	2	—	1	—	—	5
臨床工学技士	—	1	1	—	—	6	1	2	—	—	11
義肢装具士	—	—	—	2	—	1	—	—	—	—	3
言語聴覚士	1	—	1	1	—	6	1	1	—	1	12
あん摩マッサージ指圧師	—	—	—	1	—	2	—	—	—	—	3
あん摩・はり師・きゅう師	—	1	—	2	—	7	3	—	—	—	13
はり師・きゅう師	—	—	1	4	1	16	4	2	—	1	29
柔道整復師	—	—	2	4	—	21	3	1	—	2	33
歯科衛生士	3	2	4	4	1	13	4	—	1	4	36
歯科技工士	1	1	—	1	—	4	2	—	—	—	9
計	67	63	79	139	104	428	131	83	21	60	1175

2. 平成21年度に指定した養成施設(所)一覧

(平成22年4月開設分)

○ 栄養士養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	茨城県	(学) 晃陽学園	つくば栄養調理製菓専門学校栄養士学科	昼間 2年	40
2	新潟県	(学) 悠久崇徳学園	悠久山栄養調理専門学校衛生専門課程 栄養士科	昼間 3年	80

○ 管理栄養士養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	神奈川県	(学) 幾徳学園	神奈川工科大学応用バイオ科学部栄養生命科学科	昼間 4年	80
2	神奈川県	(学) 文教大学学園	文教大学健康栄養学部管理栄養学科	昼間 4年	100
3	山梨県	(学) 山梨学院	山梨学院大学健康栄養学部管理栄養学科	昼間 4年	40

○ 調理師養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 滋慶学園	東京ベルエポック製菓調理専門学校	昼間 2年	72
2	新潟県	(学) 悠久崇徳学園	悠久山栄養調理専門学校	昼間 2年 昼間 1年	40 80

○ 美容師養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	東京都	(学) ミスパリ学園	ミスパリビューティ専門学校	昼間 2年	40
2	新潟県	(学) 悠久崇徳学園	長岡美容専門学校	昼間 2年 通信 3年	40 40
3	神奈川県	(学) 彩煌学園	湘南医療福祉専門学校 美容科	昼間 2年 通信 3年	30 30
4	東京都	(学) 窪田学園	窪田理容美容専門学校	昼間 2年 夜間 3年 通信 3年	240 80 160

○ 製菓衛生師養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	埼玉県	(学) 埼玉福祉学園	埼玉ベルエポック製菓専門学校専門課程パティシエ科	昼間 2年	72
2	東京都	(学) 滋慶学園	東京ベルエポック製菓調理専門学校製菓衛生師通信課程	通信 1年	108
3	山梨県	(学) 山梨学院	山梨学院短期大学食物栄養科フードクリエイティブコース	昼間 2年	30

○ 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 明治薬科大学	明治薬科大学薬学部生命創薬科学科	昼間 4年	60
2	東京都	(学) 駒澤学園	駒沢女子大学人間健康学部健康栄養学科	昼間 4年	80
3	神奈川県	(学) 文教学園大学	文教大学健康栄養学部管理栄養学科食品衛生プログラム	昼間 4年	100
4	千葉県	(学) 加計学園	千葉科学大学危機管理学部医療危機管理学科食品衛生管理者養成講座	昼間 4年	80
5	千葉県	(学) 加計学園	千葉科学大学薬学部生命薬科学科食品衛生管理者養成講座	昼間 4年	50
6	山梨県	(学) 帝京科学大学	帝京科学大学生命環境学部生命科学科（生命コース） 「食品衛生監視員課程」	昼間 4年	30
7	東京都	(学) 帝京科学大学	帝京科学大学生命環境学部生命科学科（生命・健康コース） 「食品衛生管理者、食品衛生監視員課程」	昼間 4年	30

○ 指定保育士養成施設

No.	都県市	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 和光学園	和光大学現代人間学部心理教育学科保育専修	昼間 4年	30
2	東京都	(学) 帝京科学大学	帝京科学大学こども学部児童教育学科幼稚園・保育士コース	昼間 4年	100
3	神奈川県 (横浜市)	(学) 東洋英和女学院	東洋英和女学院大学人間科学部保育子ども学科	昼間 4年	100

○ 社会福祉士養成施設

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 大原学園	大原医療秘書福祉専門学校社会福祉学科	夜間 2年	40
2	東京都	(学) 大原学園	大原医療秘書福祉専門学校社会福祉士養成通信課程	通信 1年7月	200
3	東京都	(学) モード学園	首都医校社会福祉学科(昼間部)	昼間 1年	40

○ 介護福祉士養成施設等

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 白梅学園	白梅学園大学子ども学部家族・地域支援学科	昼間 4年	40
2	東京都	(学) 貞静学園	貞静学園短期大学専攻科介護福祉専攻	昼間 1年	50
3	東京都	(学) 滋慶学園	東京福祉専門学校介護福祉実践科	昼間 2年	60
4	神奈川県	(学) クラーク学園	和泉短期大学専攻科介護福祉専攻	昼間 1年	20
5	新潟県	(学) 悠久崇徳学園	長岡看護福祉専門学校介護福祉学科	昼間 2年	50
6	山梨県	(学) 伊藤学園	優和福祉専門学校介護福祉科	昼間 2年	40

※ 上記5の長岡看護福祉専門学校及び上記6の優和福祉専門学校は、設置者の変更に伴う指定。

○ 社会福祉主事養成機関

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	新潟県	(学)北陸学園	北陸福祉保育専門学校介護福祉学科	昼間 2年	40

○ 精神保健福祉士養成施設

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学)秋葉学園	東京豊島医療福祉専門学校社会福祉学科精神保健福祉士通信コース	通信 1年7月	65

○ 助産師養成所

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	千葉県	(学)鉄蕉館	亀田医療技術専門学校	全日制 1年	20

○ 看護師養成所

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	茨城県	(学)志村学園	茨城北西看護専門学校	全日制 3年	30
2	千葉県	(学)鉄蕉館	亀田医療技術専門学校	全日制 3年	80
3	新潟県	(学)悠久崇徳学園	長岡看護福祉専門学校	全日制 3年	40
4	新潟県	(学)悠久崇徳学園	上越看護専門学校	全日制 3年	40

○ 救急救命士養成所

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	茨城県	(学)晃陽学園	つくば栄養調理製菓専門学校	昼間 2年	40

○ 視能訓練士養成所

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学)滋慶学園	東京医薬専門学校	昼間 1年	30

○ はり師・きゅう師養成施設

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学)嘉栄学園	中野健康医療専門学校	昼間3年 (午前)	29
				昼間3年 (午後)	29
2	新潟県	(学)北都健勝学園	新潟看護医療専門学校	昼間3年	30

○ 柔道整復師養成施設

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学)常陽学園	東京医療福祉専門学校	昼間 3年	30

○ 歯科衛生士養成所

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	栃木県	(学)産業教育事業団	小山歯科衛生士専門学校	昼間 3年	40
2	東京都	(医社)親光会	早稲田医学院歯科衛生士専門学校	夜間 3年	40
3	東京都	(医社)友和会	太陽歯科衛生士専門学校	夜間 3年	80
4	東京都	(学)田島学園	東京医学技術専門学校	夜間 3年	46

○ 歯科技工士養成所

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学)歯研会学園	新東京歯科技工士学校	夜間 3年	35

3. 平成21年度に廃止した養成施設(所)一覧

○ 栄養士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	県立新潟女子短期大学生活科学科食物栄養専攻	新潟県	新潟市東区海老ヶ瀬471	H22.3.31
2	悠久山栄養調理専門学校	(学)長岡総合学園	新潟県長岡市中沢4丁目403番地1	H22.3.31
		(学)崇徳医療福祉学園		H22.3.31
3	日本医療科学衛生福祉専門学校	(学)村上学園	埼玉県越谷市七左町一丁目314番地1	H22.3.31
4	香川栄養専門学校調理専門課程栄養士科	(学)香川栄養学園	東京都豊島区駒込3-24-3	H22.3.31
5	千葉県立衛生短期大学栄養学科	千葉県	千葉市美浜区若葉2-10-1	H22.3.31
6	つくば国際短期大学人間生活学科健康栄養専攻	(学)霞ヶ浦学園	土浦市真鍋6-7-10	H22.3.31

○ 調理師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	悠久山栄養調理専門学校	(学)悠久崇徳学園	新潟県長岡市中沢4-403-1	H22.3.31
2	ワタナベ学園調理師専門学校	(学)ワタナベ学園	埼玉県越谷市赤山町3-142	H22.3.31

○ 美容師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	横浜理容美容専門学校	(学)神奈川理容美容学園	神奈川県横浜市港北区樽町2-6-11	H22.3.31
2	長岡美容専門学校	(学)長岡総合学園	新潟県長岡市中沢4-403-1	H22.3.31

○ 指定保育士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	群馬県立保育大学校 保育学科	群馬県	群馬県前橋市光が丘町31-1	H22.3.31
2	埼玉純真短期大学 乳幼児保育学科第2部	(学)純真学園	埼玉県羽生市大字下岩瀬430	H22.3.31
3	越谷保育専門学校 保育士養成学科	(学)ワタナベ学園	埼玉県越谷市東越谷3-10-2	H22.3.31
4	昭和女子大学短期大学部 子ども教育学科・専攻科保育学専攻	(学)昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂1-7	H22.3.31
5	宝仙学園短期大学 保育学科	(学)宝仙学園	東京都中野区中央2-33-26	H22.3.31
6	貞静学園保育福祉専門学校 保育学科	(学)貞静学園	東京都文京区小日向1-26-13	H22.3.31
7	日本音楽学校 幼児教育科保育士・幼稚園教員コース	(学)三浦学園	東京都品川区豊町2-16-12	H22.3.31
8	東横学園女子短期大学 保育学科	(学)五島育英会	東京都世田谷区等々力8-9-18	H22.3.31
9	県立新潟女子短期大学 生活科学科生活福祉専攻	公立大学法人新潟県立大学	新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471	H22.3.31

○ 社会福祉士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	江戸川大学総合福祉専門学校 社会福祉士養成科	(学)江戸川学園	千葉県流山市駒木474	H22.3.31

○ 介護福祉士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	つくば国際短期大学 人間生活学科人間福祉専攻	(学)霞ヶ浦学園	茨城県土浦市真鍋6-7-10	H22.3.31
2	足利短期大学 専攻科福祉専攻	(学)足利工業大学	栃木県足利市本城3-2120	H22.3.31
3	平成福祉教育専門学校 介護福祉学科	(学)斉藤学院	埼玉県桶川市上日出谷1129-8	H22.3.31
4	聖徳大学短期大学部 介護福祉学科第一部	(学)東京聖徳学園	千葉県松戸市岩瀬字向山550	H22.3.31
5	帝京大学福祉・保育専門学校 介護福祉士養成科	(学)帝京大学	東京都板橋区加賀2-11-1	H22.3.31
6	東京YWCA専門学校 社会福祉科ケアワークコース	(財)東京基督教女子青年会	東京都千代田区神田駿河台1-8	H22.3.31
7	早稲田福祉専門学院 介護福祉士科	(医)親光会	東京都新宿区西早稲田2-4-7	H22.3.31
8	東京医療秘書福祉専門学校 介護福祉科夜間部	(学)三幸学園	東京都文京区本郷3-23-16	H22.3.31
9	早稲田速記医療福祉専門学校 介護福祉科夜間部	(学)川口学園	東京都豊島区高田3-11-17	H22.3.31
10	貞静学園保育福祉専門学校 介護福祉専攻科	(学)貞静学園	東京都文京区小日向1-26-13	H22.3.31
11	東京文化短期大学 生活学科生活福祉専攻	(学)新渡戸文化学園	東京都中野区本町6-38-1	H22.3.31
12	和泉短期大学 介護福祉科	(学)クラーク学園	神奈川県相模原市大野台3-11-1	H22.3.31
13	茅ヶ崎看護福祉専門学校 介護福祉学科	(学)湘南ふれあい学園	神奈川県茅ヶ崎市今宿390	H22.3.31
14	長岡看護福祉専門学校 介護福祉学科	(学)崇徳医療福祉学園	新潟県長岡市上富岡町字松山1961-21	H22.3.31
15	優和福祉専門学校 介護福祉科	(学)優和学院	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居374-1	H22.3.31

○ 社会福祉主事養成機関

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	東京YWCA専門学校 社会福祉科ケアワークコース	(財)東京基督教女子青年会	東京都千代田区神田駿河台1-8-11	H22.3.31
2	日本福祉教育専門学校 社会福祉総合学科	(学)敬心学園	東京都豊島区高田3-6-15	H22.3.31
3	YMCA健康福祉専門学校 健康福祉科	(財)横浜キリスト教青年会	神奈川県厚木市中町4-16-19	H22.3.31
4	横浜国際福祉専門学校 社会福祉学科 I 部	(学)国際学園	神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8-80	H22.3.31

○ 精神保健福祉士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	東京国際福祉専門学校 精神保健福祉研究科	(学)東京国際学園	東京都新宿区新宿1-11-7	H22.3.31
2	東京豊島医療福祉専門学校 社会福祉学科精神保健福祉士養成コース	(学)秋葉学園	東京都豊島区南池袋2-8-9	H22.3.31

○ 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	宇都宮高等看護専門学校	(医)桃季会	宇都宮市細谷町659-5	H22.3.31
2	安房看護専門学校	(社)安房医師会	千葉県館山市湊489	H22.3.31
3	亀田医療技術専門学校(助産学科)	(医)鉄蕉会	千葉県鴨川市1343-2	H22.3.31
4	亀田医療技術専門学校(看護学科)	(医)鉄蕉会	千葉県鴨川市1343-2	H22.3.31
5	慈恵青戸看護専門学校	(学)慈恵大学	葛飾区青戸7-31-23	H22.3.31
6	長岡看護福祉専門学校	(学)崇徳医療福祉学園	新潟県長岡市上富岡町字松山1961-21	H22.3.31
7	上越看護専門学校	(学)崇徳医療福祉学園	新潟県上越市大潟区犀潟517-1	H22.3.31

○ 臨床検査技師養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	帝京医学技術専門学校 臨床検査学科 昼間	(学)冲永学園	東京都渋谷区本町6-34-18	H22.3.31

○ 理学療法士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	帝京平成大学専門学校 理学療法学科 昼間	(学)帝京平成大学	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンE	H22.3.31
2	帝京医療福祉専門学校 理学療法科 昼間	(学)帝京科学大学	山梨県山梨市上神内川1150-1	H22.3.31

○ 作業療法士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	帝京平成大学専門学校 作業療法学科 昼間	(学)帝京平成大学	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンE	H22.3.31

○ あん摩マッサージ指圧師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	江南マッサージ師養成所 マッサージ科 昼間	(社福)全国ペーチェット協会	埼玉県熊谷市板井1696	H22.3.31

○ はり師・きゅう師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	早稲田速記医療福祉専門学校 鍼灸医療科 夜間	(学)川口学園	東京都豊島区高田3-11-17	H22.3.31

○ 柔道整復師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	帝京医学技術専門学校 柔道整復学科 昼間	(学)冲永学園	東京都渋谷区本町6-31-1	H22.3.31
2	帝京医学技術専門学校 柔道整復学科 夜間	(学)冲永学園	東京都渋谷区本町6-31-1	H22.3.31

○ 歯科衛生士養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	日本医科学衛生福祉専門学校 歯科衛生士科 昼間	(学)村上学園	埼玉県越谷市七左町3-117-3	H22.3.31

○ 歯科技工士養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	東京歯科技工専門学校 歯科技工学科 昼間	(医社)豊仁会	東京都品川区西五反田5-1-10	H22.3.31

医事課関係

1. 平成21年度医療安全に関するワークショッププログラム

(関東信越厚生局)

第1日 11月9日(月)		
日程	プログラム	担当講師
9:00～	受付	
9:30～9:40	オリエンテーション	
9:40～9:50	開講式	関東信越厚生局長
9:50～10:50	我が国の医療安全対策の動向	金居 久美子 氏 (厚生労働省関東信越厚生局 医療安全対策専門官)
10:50～11:00	休憩	
11:00～12:00	医療事故情報収集等事業について	後 信 氏 ((財)日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部 部長 産科医療補償制度運営部 技監)
12:00～13:00	休憩	
13:00～15:00	いろいろな医療安全管理者のかたち	高橋 知子 氏 (東京海上日動メディカルサービス株式会社 メディカルリスクマネジメント室 主任研究員)
	医療安全支援センターの機能と役割	
15:00～15:10	休憩	
15:10～17:00	真実説明・謝罪の実践-医療安全対策の根幹-	内野 直樹 氏 (全国社会保険協会連合会 社会保険相模野病院 病院長)

第2日 11月10日(火)		
日程	プログラム	担当講師
9:30～	開場	
10:00～12:00	危険予知トレーニング(KYT)の基礎知識と演習(講義、演習、グループワーク、発表)	杉山 良子 氏 (武蔵野赤十字病院医療安全推進室専従リスクマネージャー)
12:00～13:00	昼食	
13:00～17:00 (途中休憩10分有)	危険予知トレーニング(KYT)の基礎知識と演習(講義、演習、グループワーク、発表)	杉山 良子 氏 (武蔵野赤十字病院医療安全推進室専従リスクマネージャー)

第3日 11月11日(水)		
日程	プログラム	担当講師
9:30～	開場	
10:00～12:00	RCA 根本原因分析(講義、演習、グループワーク、発表)	岡本 初美 氏 (栃木県立がんセンター 医療安全管理室) 柴野 順子 氏
12:00～13:00	昼食	
13:00～17:00 (途中休憩10分有)	RCA 根本原因分析(講義、演習、グループワーク、発表)	岡本 初美 氏 (栃木県立がんセンター 医療安全管理室) 柴野 順子 氏

第4日 11月12日(木)		
日程	プログラム	担当講師
9:30～	開場	
10:00～12:00	医療安全管理者の役割と業務の実際(総論)	杉山 良子 氏 (武蔵野赤十字病院医療安全推進室専従リスクマネージャー)
12:00～13:00	昼食	
13:00～17:00 (途中休憩10分有)	リスクマネジメント活動におけるグループワーク	杉山 良子 氏 (武蔵野赤十字病院医療安全推進室専従リスクマネージャー)

第5日 11月13日(金)		
日程	プログラム	担当講師
9:30～	開場	
10:00～12:00	医療事故発生時の対応と訓練	水元 明裕 氏 (東海大学医学部付属病院 看護師長)
12:00～13:00	休憩	
13:00～15:00	医師の医療安全研修	橋本 徹 氏 ((財)倉敷中央病院 医療安全管理室 主任室員・呼吸器内科部長)
15:00～15:10	休憩	
15:10～17:00	医療過誤被害者遺族の立場から医療者に望むこと～医療過誤事件の経過報告と提言～	永井 裕之 氏 (「医療の良心を守る市民の会」代表) (「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」代表)
17:00～17:10	閉講式	関東信越厚生局長

2. 医療観察法 指定入院医療機関一覧(9施設)

平成22年3月31日現在

都道府県	開設者	名称	所在地	病床数	電話番号
群馬県	群馬県病院管理者	群馬県立精神医療センター	群馬県伊勢崎市国定町2-2374	6	0270-62-3311
千葉県	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター	千葉県千葉市緑区辺田町578	33	043-291-1221
東京都	厚生労働省	国立精神・神経センター病院	東京都小平市小川東町4-1-1	33	042-341-2711
東京都	東京都知事	東京都立松沢病院	東京都世田谷区上北沢2-1-1	33	03-3303-7211
神奈川県	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター	神奈川県横須賀市野比5-3-1	50	0468-48-1550
神奈川県	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	神奈川県立精神医療センター芹香病院	神奈川県横浜市港南区芹が谷2-5-1	2	045-822-0241
新潟県	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構さいがた病院	新潟県上越市大潟区犀潟468-1	33	025-534-3131
長野県	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構小諸高原病院	長野県小諸市甲4598	17	0267-22-0870
長野県	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県立駒ヶ根病院	長野県駒ヶ根市下平2901	1	0265-83-3181

平成21年度実績

(単位:件)

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3. 医薬品・医療機器製造業の許可等	8	9	18	9	10	7	1	22	8	8	5	16	121
①許可・承認事務処理	6	0	0	0	1	7	1	3	5	2	3	4	32
②届出事務処理	2	9	18	9	9	0	0	19	3	6	2	12	89
③その他(行政処分等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4. 毒劇物営業者の登録等業務	128	85	108	108	122	102	98	71	76	88	58	106	1,150
(1)登録等業務	128	85	108	108	122	102	98	71	76	88	58	106	1,150
①新規登録	9	6	11	8	12	7	11	2	7	7	5	9	94
②登録更新	14	15	11	8	14	8	14	6	11	12	5	16	134
③登録変更	36	17	38	33	50	38	27	35	22	40	22	33	391
④書換え交付	7	6	2	2	4	1	2	3	2	1	1	1	32
⑤再交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥取扱責任者設置届	10	6	11	8	12	7	11	2	7	6	6	9	95
⑦取扱責任者変更届	11	13	12	14	6	12	10	4	9	6	6	8	111
⑧品目廃止届	3	4	3	7	4	6	4	3	4	2	0	7	47
⑨設備変更届	17	7	10	16	9	11	12	9	8	6	6	14	125
⑩その他の変更届	11	5	3	3	5	4	3	4	4	2	2	1	47
⑪廃止届	10	6	7	9	6	8	4	3	2	6	5	8	74
⑫その他(行政処分等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)登録取消等業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①登録の取消等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②毒物劇物取扱責任者の変更命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3)指導監督業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
5. 薬事監視業務	2,649	2,512	3,121	3,251	2,596	2,690	3,014	2,893	3,067	2,520	2,686	3,110	34,109
(1)輸入監視業務(薬監証明発給)	2,649	2,512	3,121	3,251	2,596	2,690	3,014	2,893	3,067	2,520	2,686	3,110	34,109

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
6. 医薬品等の輸入届業務	2,398	1,645	2,025	2,172	2,099	1,598	2,207	1,906	1,602	1,975	1,947	3,215	24,789
(1)医薬品等輸入届の確認	2,398	1,645	2,025	2,172	2,099	1,598	2,207	1,906	1,602	1,975	1,947	3,215	24,789
(医薬品)	69	120	49	121	65	55	203	130	190	62	146	318	1,528
(医療機器)	658	623	1,067	730	1,158	714	912	765	845	991	968	1,777	11,208
(医薬部外品)	57	14	15	187	22	9	27	22	2	4	4	49	412
(化粧品)	1,614	888	894	1,134	854	820	1,065	989	565	918	829	1,071	11,641

保險課關係

1. 健康保険組合の状況

○健康保険組合数

年 度	組合数	対前年度増減	増減の内訳					
			増 加			減 少		
			新設	分割	転入	解散	合併	転出
平成17年度末	857	△ 23	4	0	2	18	11	0
平成18年度末	850	△ 7	1	3	3	3	11	0
平成19年度末	846	△ 4	4	0	5	2	11	0
平成20年度末	835	△ 11	1	0	0	6	6	0
平成21年度末	824	△ 11	3	0	0	9	3	2
計			13	3	10	38	42	2

○所在地別等の健康保険組合数(平成21年度末)

所在地	組合数	設 立 形 態 別		
		単独	連合	総合
茨城県	16	14	0	2
栃木県	9	6	0	3
群馬県	11	8	0	3
埼玉県	34	24	1	9
千葉県	34	24	1	9
東京都	599	502	7	90
神奈川県	77	59	0	18
新潟県	17	15	0	2
山梨県	5	3	1	1
長野県	22	15	0	7
計	824	670	10	144

年金課關係

1. 厚生年金基金の状況

(1) 厚生年金基金数

年 度	基金数	対前年度増減	増減の内訳								
			増 加			減 少					
			新設	分割	転入	合併	解散	確定給付企業年金へ		転出	
規約型	基金型										
平成16年度末	449	△ 260	1	0	0	1	40	220	37	183	0
平成17年度末	362	△ 87	0	0	0	0	14	73	9	64	0
平成18年度末	350	△ 12	0	1	0	1	2	10	0	10	0
平成19年度末	329	△ 21	0	0	0	1	5	15	0	15	0
平成20年度末	323	△ 6	0	0	0	1	2	3	0	3	0
平成21年度末	319	△ 4	0	0	0	0	2	2	0	2	0
計			1	1	0	4	65	323	46	277	0

(2) 所在地別等の厚生年金基金数(平成21年度末)

所在地	基金数	設 立 形 態 別		
		単 独	連 合	総 合
茨城県	6	0	0	6
栃木県	7	0	1	6
群馬県	6	0	1	5
埼玉県	15	1	0	14
千葉県	12	1	1	10
東京都	230	21	38	171
神奈川県	23	1	2	20
新潟県	7	0	1	6
山梨県	3	1	0	2
長野県	10	0	0	10
計	319	25	44	250

2. 代行返上の状況

(1) 将来返上の認可状況

年 度	件数
平成15年度	159
平成16年度	32
平成17年度	14
平成18年度	10
平成19年度	4
平成20年度	4
平成21年度	2
計	225

(2) 過去返上の認可状況

年 度	件数
平成15年度	83
平成16年度	220
平成17年度	73
平成18年度	10
平成19年度	15
平成20年度	3
平成21年度	1
計	405

※平成14年度含むと累計433件

3. 確定拠出年金の状況

年度	承認数 (新規)	承認後の増減			現存 規約 (累計)
		増 加	減 少		
		転入等	終了等	転出	
	(累計)				
平成14年度以前分	232 (232)	2	32	0	202
平成15年度	272 (504)	2	21	3	452
平成16年度	284 (788)	2	19	2	717
平成17年度	259 (1,047)	4	10	1	969
平成18年度	247 (1,294)	4	9	1	1210
平成19年度	231 (1,525)	1	6	1	1435
平成20年度	201 (1,726)	1	2	0	1635
平成21年度	160 (1,886)	0	0	1	1794
計	1886 -	16	99	9	-

4. 確定給付企業年金の状況

(1) 確定給付企業年金(規約型)

年度	承認数 (新規)	承認後の増減			現存 規約 (累計)
		増 加	減 少		
		転入等	終了等	転出	
	(累計)				
平成14年度	10 (10)	1	3	0	8
平成15年度	73 (83)	1	10	2	70
平成16年度	167 (250)	6	17	3	223
平成17年度	180 (430)	3	14	1	391
平成18年度	235 (665)	0	11	2	613
平成19年度	519 (1,184)	0	15	1	1116
平成20年度	843 (2,027)	0	8	0	1951
平成21年度	1046 (3,073)	0	0	0	2997
計	3073 -	11	78	9	-

(2) 確定給付企業年金(基金型)

年度	認 可 数		認可後の増減			現存 基金 (累計)	
			増加	減 少			
			厚生年金基金 から移行	新 規	転入等		解散等
	(累計)						
平成14年度	1 (1)	0	1	0	0	0	1
平成15年度	62 (63)	61	1	0	0	0	63
平成16年度	191 (254)	184	7	0	2	0	252
平成17年度	63 (317)	60	3	0	9	0	306
平成18年度	12 (329)	10	2	1	7	0	312
平成19年度	16 (345)	13	3	1	9	0	320
平成20年度	5 (350)	3	2	0	12	0	313
平成21年度	4 (349)	2	2	0	4	1	312
計	354 -	333	21	2	43	1	-

(3) 確定給付企業年金(累計)

年度	現存規約・ 基金(累計)
平成14年度	9
平成15年度	133
平成16年度	475
平成17年度	697
平成18年度	925
平成19年度	1436
平成20年度	2264
平成21年度	3309

医療課関係

1. 特定機能病院一覧

平成22年3月31日現在

	都道府県名	施設名	開設者	所在地
1	茨城県	筑波大学附属病院	国立大学法人	茨城県つくば市天久保二丁目1-1
2	栃木県	自治医科大学附属病院	学校法人	栃木県河内郡南河内町大字薬師寺3311-1
3	栃木県	獨協医科大学病院	学校法人	栃木県下都賀郡壬生町北小林880
4	群馬県	群馬大学医学部附属病院	国立大学法人	群馬県前橋市昭和町三丁目39番15号
5	埼玉県	防衛医科大学校病院	防衛省	埼玉県所沢市並木三丁目2番地
6	埼玉県	埼玉医科大学病院	学校法人	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38
7	千葉県	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人	千葉県千葉市中央区亥鼻一丁目8-1
8	東京都	国立がんセンター中央病院	厚生労働省	東京都中央区築地五丁目1番1号
9	東京都	東京慈恵会医科大学附属病院	学校法人	東京都港区西新橋三丁目19番18号
10	東京都	東京女子医科大学病院	学校法人	東京都新宿区河田町8番1号
11	東京都	慶應義塾大学病院	学校法人	東京都新宿区信濃町35番地
12	東京都	東京大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区本郷七丁目3番1号
13	東京都	東京医科歯科大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区湯島一丁目5番45号
14	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂病院	学校法人	東京都文京区本郷三丁目1番3号
15	東京都	日本医科大学附属病院	学校法人	東京都文京区千駄木一丁目1番5号
16	東京都	昭和大学病院	学校法人	東京都品川区旗の台一丁目5番地8号
17	東京都	東邦大学医療センター大森病院	学校法人	東京都大田区大森西六丁目11番1号
18	東京都	日本大学医学部附属板橋病院	学校法人	東京都板橋区大谷口上町30番1号
19	東京都	帝京大学医学部附属病院	学校法人	東京都板橋区加賀二丁目11番1号
20	東京都	杏林大学医学部附属病院	学校法人	東京都三鷹市新川六丁目20番2号
21	東京都	東京医科大学病院	学校法人	東京都新宿区西新宿六丁目7番1号
22	神奈川県	横浜市立大学附属病院	自治体	神奈川県横浜市金沢区福浦3-9
23	神奈川県	北里大学病院	学校法人	神奈川県相模原市北里一丁目15-1
24	神奈川県	東海大学医学部附属病院	学校法人	神奈川県伊勢原市望星台
25	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人	神奈川県川崎市宮前区菅生二丁目16-1
26	新潟県	新潟大学医歯学総合病院	国立大学法人	新潟県新潟市旭町通一番町754番地
27	山梨県	山梨医科大学医学部附属病院	国立大学法人	山梨県中巨摩郡玉穂町下河東1110
28	長野県	信州大学医学部附属病院	国立大学法人	長野県松本市旭三丁目1-1
	合計	28施設		

2. 国の開設する病院一覧

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	医療法許可病床数						備考
				精神	感染	結核	療養	一般	総数	
茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	独立行政法人 国立病院機構	東茨城郡茨城町桜の郷 280					500	500	
	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿島労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	神栖土合本町 1-9108-2					300	300	
	独立行政法人国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	独立行政法人 国立病院機構	土浦市下高津 2-7-14					250	250	
	筑波大学附属病院	国立大学法人 筑波大学	つくば市天久保 2-1-1	41				759	800	
	独立行政法人国立病院機構 茨城東病院	独立行政法人 国立病院機構	那珂郡東海村照沼 825			68		360	428	
	栃木県	独立行政法人国立病院機構 栃木病院	独立行政法人 国立病院機構	宇都宮市中戸祭1-10-37			6		456	462
独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院		独立行政法人 国立病院機構	宇都宮市下岡本町 2160			100		330	430	
群馬県		群馬大学医学部附属病院	国立大学法人 群馬大学	前橋市昭和町 3-39-15	40		9		666	715
	独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター	独立行政法人 国立病院機構	高崎市高松町 36			6		445	451	
	独立行政法人国立病院機構 西群馬病院	独立行政法人 国立病院機構	渋川市金井 2854			50		330	380	
	国立療養所栗生楽泉園	厚生労働省	吾妻郡草津町大字草津乙 647					524	524	
	独立行政法人国立病院機構 沼田病院	独立行政法人 国立病院機構	沼田市上原町 1551-4			4		195	199	
埼玉県	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	独立行政法人 国立病院機構	和光市諏訪 2-1					350	350	
	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	独立行政法人 国立病院機構	所沢市若狭 2-1671					325	325	
	国立障害者 リハビリテーションセンター病院	厚生労働省	所沢市並木 4-1					200	200	
	防衛医科大学校病院	防衛省	所沢市並木 3-2	36	10			754	800	
	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	独立行政法人 国立病院機構	蓮田市大字黒浜 4147			100		452	552	
千葉県	独立行政法人国立病院機構 千葉東病院	独立行政法人 国立病院機構	千葉市中央区仁戸名町 673			50		420	470	
	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	独立行政法人 国立病院機構	千葉市中央区椿森 4-1-2	45				410	455	
	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人 千葉大学	千葉市中央区亥鼻 1-8-1	45	5			785	835	
	独立行政法人国立国際医療研究セン ター国府台病院	厚生労働省	市川市国府台 1-7-1	192				430	622	
	独立行政法人国立病院機構 下志津病院	独立行政法人 国立病院機構	四街道市鹿渡 934-5					440	440	
	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	市原市辰巳台東 2-16					400	400	
	国立がんセンター東病院	厚生労働省	柏市柏の葉 6-5-1					425	425	
	独立行政法人国立病院機構 下総精神医療センター	独立行政法人 国立病院機構	千葉市緑区辺田町 578	469					469	
	独立行政法人放射線医学総合研究所 重粒子医科学センター病院	独立行政法人 放射線医学総合研究所	千葉市稲毛区穴川 4-9-1					100	100	
東京都	宮内庁病院	宮内庁	千代田区千代田 1-2					20	20	
	国立がんセンター中央病院	厚生労働省	中央区築地 5-1-1					600	600	
	東京大学医科学研究所附属病院	国立大学法人 東京大学	港区白金台 4-6-1					135	135	
	国立国際医療センター戸山病院	厚生労働省	新宿区戸山 1-21-1	40	4	40		801	885	
	東京医科歯科大学医学部附属病院	国立大学法人 東京医科歯科大学	文京区湯島 1-5-45	41		47		712	800	
	東京医科歯科大学歯学部附属病院	国立大学法人 東京医科歯科大学	文京区湯島 1-5-45					60	60	

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	医療法許可病床数						備考
				精神	感染	結核	療養	一般	総数	
東京都	東京大学医学部附属病院	国立大学法人 東京大学	文京区本郷 7-3-1	60				1150	1210	
	独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	独立行政法人 国立病院機構	目黒区東が丘 2-5-1	50				730	780	
	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	大田区大森南 4-13-21					400	400	
	自衛隊中央病院	防衛省	世田谷区池尻 1-2-24	50	10	20		420	500	
	国立成育医療センター	厚生労働省	世田谷区大蔵 2-10-1					460	460	
	東京拘置所医務部病院	法務省	葛飾区小菅 1-35-1	8	5	21		38	72	
	八王子医療刑務所病院	法務省	八王子市子安町 3-26-1	119		34		170	323	
	関東医療少年院	法務省	府中市新町 1-17-1	65				17	82	
	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	独立行政法人 国立病院機構	立川市緑町 3256					455	455	
	独立行政法人国立病院機構 村山医療センター	独立行政法人 国立病院機構	武蔵村山市学園 2-37-1					350	350	
	国立精神・神経センター病院	厚生労働省	小平市小川東町 4-1-1	673				250	923	
	国立療養所多磨全生園	厚生労働省	東村山市青葉町 4-1-1					722	722	
	独立行政法人国立病院機構 東京病院	独立行政法人 国立病院機構	清瀬市竹丘 3-1-1			100		460	560	
	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	横浜市港北区小机町 3211					650	650
独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター		独立行政法人 国立病院機構	横浜市戸塚区原宿3-60-2	40				470	510	
独立行政法人労働者健康福祉機構 関東労災病院		独立行政法人 労働者健康福祉機構	川崎市中原区木月住吉町 1-1					610	610	
自衛隊横須賀病院		防衛省	横須賀市田浦港町 1766-1					100	100	
独立行政法人国立病院機構 久里浜アルコール症センター		独立行政法人 国立病院機構	横須賀市野比 5-3-1	246				86	332	
独立行政法人国立病院機構 箱根病院		独立行政法人 国立病院機構	小田原市風祭 412					199	199	
独立行政法人国立病院機構 相模原病院		独立行政法人 国立病院機構	相模原市桜台 18-1					458	458	
独立行政法人国立病院機構 神奈川病院		独立行政法人 国立病院機構	秦野市落合 666-1			50		320	370	
独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院		独立行政法人 国立病院機構	新潟市西区真砂 1-14-1			50		370	420	
新潟大学医歯学総合病院		国立大学法人 新潟大学	新潟市中央区旭町通一番町 754	64				761	825	
新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構 燕労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	燕市佐渡 633					300	300	
	独立行政法人国立病院機構 さいがた病院	独立行政法人 国立病院機構	上越市大潟区犀潟 468-1	250				160	410	
	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	上越市東雲町 1-7-12					361	361	
	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	独立行政法人 国立病院機構	柏崎市赤坂町 3-52					350	350	
	独立行政法人国立病院機構 小諸高原病院	独立行政法人 国立病院機構	小諸市甲 4598	260				80	340	
	独立行政法人国立病院機構 長野病院	独立行政法人 国立病院機構	上田市緑が丘 1-27-21		1			419	420	
長野県	独立行政法人国立病院機構まつもと医 療センター-中信松本病院	独立行政法人 国立病院機構	松本市大字寿豊丘 811			50		280	330	
	独立行政法人国立病院機構まつもと医 療センター-松本病院	独立行政法人 国立病院機構	松本市芳川村井町 1209					243	243	

所在 都道府県	施設名	開設者	所在地	医療法許可病床数						備考
				精神	感染	結核	療養	一般	総数	
長野県	信州大学医学部附属病院	国立大学法人 信州大学	松本市旭 3-1-1	40				667	707	
	独立行政法人国立病院機構 東長野病院	独立行政法人 国立病院機構	長野市大字上野 2-477					223	223	
山梨県	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	独立行政法人 国立病院機構	甲府市天神町 11-35			26		270	296	
	山梨大学医学部附属病院	国立大学法人 山梨大学	中央市下河東 1110	40				560	600	
計	67施設	-----	-----	2,914	51	815	0	26,493	30,273	

3. 国の開設する診療所一覧

平成22年3月31日現在

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考
				療養 病床	療養 病床 以外	合計	
茨城県	陸上自衛隊土浦駐屯地医務室	防衛省	稲敷郡阿見町青宿 121-1		5	5	
	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地医務室	防衛省	土浦市右碓町 2410		10	10	
	茨城農芸学院医務課診療所	法務省	牛久市久野町 1722				
	入国者収容所東日本人国管理センター医務室診療所	法務省	牛久市久野町 1766				
	宇宙飛行士養成棟医務室	独立行政法人 宇宙航空研究開発機構	つくば市千現 2-1-1		6	6	
	筑波大学AR放射光実験施設附属診療所	国立大学法人 筑波大学	つくば市大徳 1-1				
	筑波診療所	農林水産省	つくば市観音台 2-1-9				
	独立行政法人国立環境研究所診療室	独立行政法人 国立環境研究所	つくば市小野川 16-2				
	国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター	国立大学法人 筑波技術大学	つくば市春日 4-12-7				
	国立大学法人筑波技術大学保健管理センター視覚障害系（春日キャンパス）	国立大学法人 筑波技術大学	つくば市春日 4-12-7				
	筑波大学保健管理センター	国立大学法人 筑波大学	つくば市天王台 1-1-1				
	陸上自衛隊古河駐屯地医務室	防衛省	古河市上辺見 1195		5	5	
	茨城大学保健管理センター	国立大学法人 茨城大学	水戸市文京 2-1-1				
	水戸家庭裁判所医務室	最高裁判所	水戸市大町 1-1-38				
	水府学院医務課診療所	法務省	東茨城郡茨城町駒渡 1084				
	航空自衛隊百里基地医務室	防衛省	小美玉市百里 170		10	10	
	陸上自衛隊勝田駐屯地医務室	防衛省	ひたちなか市勝倉 3433		5	5	
水戸刑務所医務課診療所	法務省	ひたちなか市市毛 847					
栃木県	宇都宮拘置支所医務室	法務省	宇都宮市小幡 1-1-9				
	宇都宮家庭裁判所医務室	最高裁判所	宇都宮市小幡 1-1-38				
	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地医務室	防衛省	宇都宮市上横田町 1360		3	3	
	陸上自衛隊宇都宮駐屯地医務室	防衛省	宇都宮市茂原 1-5-45		8	8	
	宇都宮大学保健管理センター	国立大学法人 宇都宮大学	宇都宮市峰町 350				
	栃木刑務所医務課	法務省	栃木市惣社町 2484		15	15	
	国立きぬ川学院診療所	厚生労働省	さくら市押上 288				
	喜連川社会復帰促進センター診療所	法務省	さくら市喜連川 5547		19	19	
	喜連川少年院医務課	法務省	さくら市喜連川 3475-1				
黒羽刑務所医務部診療所	法務省	大田原市寒井 1466-2		19	19		
群馬県	前橋家庭裁判所高崎支部医務室	最高裁判所	高崎市高松町 26-2				
	陸上自衛隊新町駐屯地医務室	防衛省	高崎市新町 1080		3	3	
	陸上自衛隊相馬ヶ原駐屯地医務室	防衛省	北群馬郡榛東村新井 1017-2		10	10	
	榛名女子学園医務課診療所	法務省	北群馬郡榛東村新井 1027-1				
	赤城少年院医務課診療所	法務省	前橋市上大屋町 60				
	群馬大学健康支援統合センター	国立大学法人 群馬大学	前橋市荒牧町 4-2				
	前橋刑務所医務課診療所	法務省	前橋市南町 1-23-7		18	18	
	前橋家庭裁判所医務室	最高裁判所	前橋市大手町 3-1-34				
埼玉県	さいたま少年鑑別所医務課診療所	法務省	さいたま市浦和区高砂 3-16-36				
	さいたま拘置支所医務課診療所	法務省	さいたま市浦和区高砂 3-16-58		10	10	
	水資源開発公団診療所	独立行政法人 水資源機構	さいたま市中央区上落合 2-40				
	陸上自衛隊大宮駐屯地医務室	防衛省	さいたま市北区日進町 1-40-7		2	2	

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考
				療養 病床	療養 病床 以外	合計	
埼玉県	さいたま家庭裁判所医務室	最高裁判所	さいたま市浦和区高砂 3-16-45				
	国立武蔵野学院診療所	厚生労働省	さいたま市緑区大門 1030				
	埼玉大学保健管理センター	国立大学法人 埼玉大学	さいたま市桜区下大久保 255				
	川越少年刑務所医務部	法務省	川越市南大塚 1508		19	19	
	航空自衛隊入間基地医務室	防衛省	狭山市入間川 4942		15	15	
	航空自衛隊航空医学実験隊医務室	防衛省	狭山市稲荷山 2-3				
	独立行政法人理化学研究所診療所	独立行政法人 理化学研究所	和光市広沢 2-1				
	陸上自衛隊朝霞駐屯地医務室	防衛省	朝霞市		19	19	
	国立精神薄弱児施設国立秩父学園診療所	厚生労働省	所沢市下新井 860				
	防衛医科大学医務室	防衛省	所沢市並木 3-2				
	さいたま家庭裁判所熊谷支部医務室	最高裁判所	熊谷市官町 1-68				
	航空自衛隊熊谷基地医務室	防衛省	熊谷市十六間 839		9	9	
千葉県	千葉家庭裁判所医務室	最高裁判所	千葉市中央区中央 4-11-27				
	千葉少年鑑別所医務課診療所	法務省	千葉市稲毛区天台 1-12-9				
	千葉大学総合安全衛生管理機構	国立大学法人 千葉大学	千葉市稲毛区弥生町 1-33				
	陸上自衛隊下志津駐屯地医務室	防衛省	千葉市若葉区若松町 902		5	5	
	千葉刑務所医務部診療所	法務省	千葉市若葉区貝塚町 192		10	10	
	陸上自衛隊松戸駐屯地医務室	防衛省	松戸市五香六実 17		5	5	
	陸上自衛隊習志野駐屯地医務室	防衛省	船橋市薬台台 3-20-1		6	6	
	千葉大学柏の葉診療所	国立大学法人 千葉大学	柏市柏の葉 6-2-1				
	海上自衛隊下総航空衛生隊医務室	防衛省	柏市藤ヶ谷 1614-1		10	10	
	国立大学法人東京大学保健・健康推進本部柏地区	国立大学法人 東京大学	柏市柏の葉 5-1-5				
	成田空港検疫所診察室	厚生労働省	成田市古込字古込 1-1				
	八街少年院医務課診療所	法務省	八街市滝台 1766				
	市原刑務所医務課診療所	法務省	市原市磯ヶ谷 11-1		6	6	
	市原学園医務課	法務省	市原市磯ヶ谷 157-1				
	航空自衛隊木更津基地医務室	防衛省	木更津市岩根 1-4-1		5	5	
	陸上自衛隊木更津駐屯地医務室	防衛省	木更津市吾妻地先		3	3	
	海上自衛隊館山航空基地隊医務室	防衛省	館山市宮城無番地		10	10	
	独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション千葉作業所附属診療所	独立行政法人 労働者健康福祉機構	長生郡白子町幸治 3201				
	東京都	農林水産省診療所	農林水産省	千代田区霞ヶ関 1-2-1			
特許庁健康管理室		特許庁	千代田区霞ヶ関 3-4-3				
会計検査院医務室		会計検査院	千代田区霞が関 3-2-2				
参議院医務室		参議院	千代田区永田町 1-7-1				
衆議院医務室		衆議院	千代田区永田町 1-7-1				
内閣総理大臣官邸医務室		内閣府	千代田区永田町 2-3-1				
参議院議員会館議員歯科診療室		参議院	千代田区永田町 2-1-1				
東京家庭裁判所医務室		最高裁判所	千代田区霞ヶ関 1-1-2				
海上自衛隊硫黄島航空基地隊医務室		防衛省	小笠原支庁小笠原村硫黄島				
国立国会図書館健康管理室		国立国会図書館	千代田区永田町 1-10-1				

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考
				療養 病床	療養 病床 以外	合計	
東京都	科学技術振興事業団健康管理室	独立行政法人 科学技術振興機構	千代田区四番町 5-3				
	日本芸術文化振興会医務室	独立行政法人 日本芸術文化振興会	千代田区隼町 4-1				
	独立行政法人中小企業基盤整備機構医務室	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	港区虎ノ門 3-5-1				
	政策研究大学院大学保健管理センター	国立大学法人 政策研究大学院大学	港区六本木 7-22-1				
	東京入国管理局診療所	法務省	港区港南 5-5-30				
	東京海洋大学保健管理センター	国立大学法人 東京海洋大学	港区港南 4-5-7				
	東京芸術大学保健管理センター	国立大学法人 東京芸術大学	台東区上野公園 12-8				
	お茶の水女子大学保健管理センター	国立大学法人 お茶の水女子大学	文京区大塚 2-1-1				
	国立大学法人東京大学保健・健康推進本部本郷地区	国立大学法人 東京大学	文京区本郷 7-3-1				
	東京医科歯科大学保健管理センター	国立大学法人 東京医科歯科大学	文京区湯島 1-5-45				
	陸上自衛隊十条駐屯地医務室	防衛省	北区十条台 1-5-70		10	10	
	国立スポーツ科学センタースポーツクリニック	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	北区西が丘 3-15-1				
	東京検疫所診察室	厚生労働省	江東区青海 2-7-11				
	東京海洋大学保健管理センター越中島地区	国立大学法人 東京海洋大学	江東区越中島 2-1-6				
	東京工業大学保健管理センター	国立大学法人 東京工業大学	目黒区大岡山 2-12-1				
	国立大学法人東京大学保健・健康推進本部駒場地区	国立大学法人 東京大学	目黒区駒場 3-8-1				
	航空自衛隊目黒基地医務室	防衛省	目黒区中目黒 2-2-1		3	3	
	国立健康・栄養研究所診療室	独立行政法人 国立健康・栄養研究所	新宿区戸山 1-23-1				
	共助会国立感染症研究所職員診療所	厚生労働省	新宿区戸山 1-23-1				
	陸上自衛隊練馬駐屯地医務室	防衛省	練馬区北町 4-1-1		10	10	
	東京少年鑑別所医務課診療所	法務省	練馬区氷川台 2-11-7		10	10	
	電気通信大学保健管理センター	国立大学法人 電気通信大学	調布市調布ヶ丘 1-5-1				
	航空自衛隊府中基地医務室	防衛省	府中市浅間町 1-5-5		5	5	
	府中刑務所医務部診療所	法務省	府中市晴見町 4-10-1		19	19	
	東京農工大学保健管理センター	国立大学法人 東京農工大学	府中市晴見町 3-8-1				
	東京学芸大学保健管理センター	国立大学法人 東京学芸大学	小金井市貫井北町 4-1-1				
	一橋大学保健管理センター	国立大学法人 一橋大学	国立市中 2-1				
	陸上自衛隊小平駐屯地医務室	防衛省	小平市喜平町 2-3-1		5	5	
	陸上自衛隊東立川駐屯地医務室	防衛省	立川市栄町 1-2-10		5	5	
	陸上自衛隊立川駐屯地医務室	防衛省	立川市緑町 5		3	3	
	立川拘置所診療所	法務省	東京都立川市泉町1156-11		18	18	
	東京家庭裁判所立川支部医務室	最高裁判所	東京都立川市緑町 10-4				
	八王子少年鑑別所医務課診療所	法務省	八王子市中野町 2726-1				
多摩少年院医務課診療所	法務省	八王子市緑町 670					
愛光女子学園医務室	法務省	狛江市西野川 3-14-6					
神奈川県	神奈川医療少年院医務課診療所	法務省	相模原市小山 4-4-5				
	横浜検疫所診察室	厚生労働省	横浜市中区海岸通 1-1				
	独立行政法人航海訓練所練習船日本丸医務室	独立行政法人 航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船日本丸船内)				
	独立行政法人航海訓練所練習船海王丸医務室	独立行政法人 航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船海王丸船内)				
	独立行政法人航海訓練所練習船大成丸医務室	独立行政法人 航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船大成丸船内)				

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考	
				療養 病床	療養 病床 以外	合計		
神奈川県	独立行政法人航海訓練所練習船銀河丸医務室	独立行政法人航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船銀河丸船内)					
	独立行政法人航海訓練所練習船青雲丸医務室	独立行政法人航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船青雲丸船内)					
	横浜家庭裁判所医務室	最高裁判所	横浜市中区寿町 1-2					
	横浜少年鑑別所医務課診療所	法務省	横浜市港南区港南 4-2-1					
	横浜刑務所医務部診療所	法務省	横浜市港南区港南 4-2-2		19	19		
	横浜拘置支所医務課診療所	法務省	横浜市港南区港南 4-2-3		12	12		
	東京入国管理局横浜支局診療所	法務省	横浜市金沢区鳥浜長10-7					
	海上自衛隊横須賀衛生隊第1医務室	防衛省	横須賀市長浦町 1-43		10	10		
	海上自衛隊横須賀衛生隊第2医務室	防衛省	横須賀市御幸浜 4-1		10	10		
	海上自衛隊横須賀衛生隊第3医務室	防衛省	横須賀市船越町 7-73		5	5		
	海上自衛隊横須賀衛生隊第4医務室	防衛省	横須賀市本町					
	海上自衛隊練習艦「かとり」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊潜水艦救難母艦「ちよだ」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊補給艦「ときわ」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊掃海母艦「うらが」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊護衛艦「ひゅうが」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊砕氷艦「しらせ」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊護衛艦「おおなみ」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	武山駐屯地業務隊衛生科医務室	防衛省	横須賀市御幸浜 1-1		16	16		
	横須賀刑務支所医務課診療所	法務省	横須賀市長瀬町 3-12-3					
	久里浜少年院医務課	法務省	横須賀市長瀬 3-12-1					
	海上自衛隊潜水医学実験隊医務室	防衛省	横須賀市長瀬 2-7-1		4	4		
	陸上自衛隊久里浜駐屯地医務室	防衛省	横須賀市久比里 2-1-1		10	10		
	防衛大学校総務部衛生課医務室	防衛省	横須賀市走水 1-10-20		19	19		
	横浜国立大学保健管理センター	国立大学法人 横浜国立大学	横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1					
	小田原少年院医務課	法務省	小田原市扇町 1-4-6					
	海上自衛隊厚木航空基地隊医務室	防衛省	綾瀬市無番地		10	10		
	新潟県	新潟少年学院医務課診療所	法務省	長岡市御山町 117-13				
		長岡技術科学大学体育・保健センター	国立大学法人 長岡技術科学大学	長岡市上富岡町 1603-1				
上越教育大学保健管理センター		国立大学法人 上越教育大学	上越市山屋敷町 1					
陸上自衛隊高田駐屯地医務室		防衛省	上越市南城町 3-7-1		5	5		
新潟検疫所診察室		厚生労働省	新潟市竜が島 1-5-4					
新潟刑務所医務課診療所		法務省	新潟市江南区山二ツ 381-4		19	19		
新潟大学保健管理センター		国立大学法人 新潟大学	新潟市五十嵐2の町 8050					
新潟少年鑑別所医務診療所		法務省	新潟市中央区川岸町 1-53-2					
新潟家庭裁判所医務室		最高裁判所	新潟市川岸町 1-54-1					
陸上自衛隊新発田駐屯地医務室	防衛省	新発田市大手町 6-4-16		5	5			
長野県	長野家庭裁判所医務室	最高裁判所	長野市長野旭町 1108					
	長野刑務所医務課	法務省	須坂市馬場町 1200					
	陸上自衛隊松本駐とん地医務室	防衛省	松本市高宮西 1-1		5	5		

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考
				療養 病床	療養 病床 以外	合計	
長野県	松本少年刑務所医務課	法務省	松本市桐 3-9-4		10	10	
	信州大学保健管理センター	国立大学法人 信州大学	松本市旭 3-1-1				
	独立行政法人労働者健康福祉機構 労働リハビリテーション長野作業所 附属診療所	独立行政法人 労働者健康福祉機構	諏訪郡下諏訪町社 7001				
	有明高原療養所医務課診療所	法務省	南安曇郡穂高町大字穂高 7299				
山梨県	甲府家庭裁判所医務室	最高裁判所	甲府市中央 1-10-7				
	甲府刑務所医務課診療所	法務省	甲府市堀之内町 500		19	19	
	山梨大学保健管理センター	国立大学法人 山梨大学	甲府市武田 4-4-37				
	陸上自衛隊北富士駐屯地医務室	防衛省	南都留郡忍野村忍草 3093		3	3	
	山梨大学玉穂地区保健管理センター	国立大学法人 山梨大学	中央市下河東 1110				
計	169施設	-----			539	539	

4. 保険医療機関等の指導状況

都道府県名	対象機関	新規個別指導	集団指導	集团的個別指導	個別指導
茨城県	医科・病院	0	159	12	2
	医科・診療所	8	701	87	40
	歯科	16	1,194	109	57
	薬局	34	850	73	39
栃木県	医科・病院	1	217	5	2
	医科・診療所	21	952	32	40
	歯科	12	841	75	34
	薬局	35	781	50	25
群馬県	医科・病院	0	126	9	5
	医科・診療所	35	612	95	2
	歯科	25	1,009	76	40
	薬局	37	795	51	25
埼玉県	医科・病院	2	274	21	5
	医科・診療所	140	793	226	78
	歯科	92	1,911	250	72
	薬局	122	1,130	153	49
千葉県	医科・病院	4	2	14	0
	医科・診療所	205	1,044	200	12
	歯科	121	1,752	241	10
	薬局	96	1,342	160	70
東京都	医科・病院	0	1,646	24	11
	医科・診療所	348	6,290	432	63
	歯科	100	2,713	395	73
	薬局	225	2,913	223	32
神奈川県	医科・病院	6	249	21	2
	医科・診療所	281	1,605	295	33
	歯科	123	2,658	373	191
	薬局	150	3,286	224	129
新潟県	医科・病院	5	205	8	2
	医科・診療所	47	1,055	109	8
	歯科	22	377	100	4
	薬局	98	1,076	82	13
山梨県	医科・病院	0	59	5	4
	医科・診療所	14	385	40	17
	歯科	4	422	33	7
	薬局	23	322	31	9
長野県	医科・病院	1	134	8	0
	医科・診療所	97	1,228	58	7
	歯科	16	1,037	72	35
	薬局	31	356	64	31

5. 指定訪問看護事業者の指導状況

都道府県名	集団指導	個別指導
茨城県	0	0
栃木県	0	0
群馬県	0	0
埼玉県	0	0
千葉県	220	0
東京都	513	0
神奈川県	0	0
新潟県	0	0
山梨県	0	0
長野県	0	0

6. 保険医療機関等の指定状況

都道府県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等	指 定	廃止等	指 定	廃止等
茨城県	213	199	172	167	183	150
栃木県	197	187	115	116	95	66
群馬県	239	223	122	104	102	79
埼玉県	505	478	464	421	376	323
千葉県	488	449	435	404	310	303
東京都	1,743	1,642	1,462	1,387	969	905
神奈川県	888	798	718	661	532	450
新潟県	158	156	142	129	145	138
山梨県	74	72	60	56	67	59
長野県	205	195	146	141	130	126

注) 廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

7. 指定訪問看護事業者の指定状況

都道府県名	指 定	廃 止	辞 退	取 消
茨城県	3	1	0	0
栃木県	4	2	0	0
群馬県	5	3	0	0
埼玉県	16	7	0	0
千葉県	18	7	0	0
東京都	41	16	0	0
神奈川県	26	19	0	0
新潟県	2	4	0	0
山梨県	4	1	0	0
長野県	6	6	0	0

8. 保険医等の登録状況

都道府県名	保険医等	新規登録	抹消等	異 動	
				転 入	転 出
茨城県	医 師	126	15	384	380
	歯科医師	4	15	84	54
	薬剤師	214	2	188	172
栃木県	医 師	110	13	303	348
	歯科医師	8	10	53	41
	薬剤師	140	0	118	126
群馬県	医 師	82	22	153	169
	歯科医師	9	12	60	27
	薬剤師	98	3	80	83
埼玉県	医 師	220	30	906	664
	歯科医師	93	11	293	211
	薬剤師	629	4	465	468
千葉県	医 師	273	22	871	910
	歯科医師	222	7	231	349
	薬剤師	535	5	410	397
東京都	医 師	1,296	69	2,550	2,697
	歯科医師	407	28	603	660
	薬剤師	1,340	16	1,034	990
神奈川県	医 師	620	29	1,203	1,134
	歯科医師	257	14	300	315
	薬剤師	713	5	542	529
新潟県	医 師	104	36	149	154
	歯科医師	89	14	77	140
	薬剤師	138	1	70	80
山梨県	医 師	45	4	82	105
	歯科医師	5	4	12	10
	薬剤師	53	3	38	34
長野県	医 師	114	20	187	177
	歯科医師	47	12	50	80
	薬剤師	100	8	72	56

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

9. 関東信越地方社会保険医療協議会各部会の開催状況

部 会 名	開催回数
関東信越地方社会保険医療協議会 茨城部会	12
〃 栃木部会	12
〃 群馬部会	12
〃 埼玉部会	12
〃 千葉部会	12
〃 東京部会	12
〃 神奈川部会	12
〃 新潟部会	12
〃 山梨部会	12
〃 長野部会	12

麻薬取締部関係

1. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(全国)

(1) 法令別検挙人員(人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
麻薬及び向精神薬取締法	635	606	611	542	601
うちヘロイン	16	23	22	15	15
うちコカイン	82	44	82	114	120
うちMDMA等合成麻薬	450	472	409	312	311
あへん法	68	13	27	47	21
大麻取締法	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867
覚せい剤取締法	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231
合計	15,412	16,231	14,882	15,175	14,720

注1) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(2) 主な薬物の押収量(kg) 但し、MDMA等錠剤型合成麻薬は(錠)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
ヘロイン	0.04	0.1	2.3	2.0	1.0
コカイン	85.5	2.9	9.9	19.1	5.6
あへん	2.0	1.0	28.1	19.6	6.6
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	642.6	652.4	232.9	503.6	382.3
大麻樹脂	327.5	233.9	98.7	56.9	33.4
覚せい剤	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6
MDMA等錠剤型合成麻薬	469,483	576,748	195,294	1,278,354	217,882.5

注1) 厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。

(3) 覚せい剤事犯における未成年検挙者の推移(人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
覚せい剤事犯検挙者総数	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231
うち未成年者	395	435	296	308	255
うち中学生	7	23	11	4	8
うち高校生	41	55	44	28	34
うち大学生	18	31	31	24	18

注1) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(4)大麻事犯における未成年検挙者等の推移(人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
検挙者総数	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867
うち栽培事犯	124	111	130	132	215
うち20歳代	1,328	1,156	1,416	1,430	1,542
うち未成年者	223	182	197	184	234
うち中学生	6	5	4	1	2
うち高校生	38	43	27	28	48
うち大学生	115	65	81	94	90

注1)厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(5)MDMA等錠剤型麻薬事犯における未成年検挙者及び20歳代検挙者の推移(人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
検挙者総数	450	472	409	312	311
うち未成年者	67	66	32	24	26
うち20歳代	249	240	223	168	159

注1)厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

2. 麻薬・覚せい剤事犯の推移（関東信越厚生局麻薬取締部）

(1) 法令別検挙人員(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
麻薬及び向精神薬取締法	32	18	16	25	24
あへん法	0	0	2	6	0
大麻取締法	33	25	18	42	62
覚せい剤取締法	50	35	43	46	58
麻薬特例法	8	5	0	0	3
合計	123	83	79	119	147

(2) 主な薬物の押収量(単位g。但し、MDMA等錠剤型合成麻薬の上段は錠、下段はg)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成20年
ヘロイン					0.2
コカイン	4	43	624	191	66
あへん	26		152	25	0
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	3,154	477	1,724	1,206	7,098
大麻樹脂		1,636	7,337	381	72
覚せい剤	1,531	2,594	11,633	658	9,412
MDMA等錠剤型合成麻薬	4,484 27	224 0.8	1,152	1,122 48	1.3 99

社会保険審査官関係

1. 審査請求取扱状況

21年度 関東信越 厚生局

	健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
都県からの引継	76	1	214	181	472
受付件数	94	1	155	284	534
計	170	2	369	465	1006
取下件数	5	0	12	8	25
移送件数	1	0	0	0	1
却下	4	0	0	8	12
容認	1	0	3	6	10
棄却	35	0	53	75	163
計	40	0	56	89	185
(60日以内再掲)	63	1	95	139	298
未処理件数	124	2	301	368	795
相談件数	165	2	168	178	513

2. 審査請求決定状況 (健・船・厚・国)

制度別	種別	却下	内容	棄却	計	備考
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)		0	0	5	5	
標準報酬 (種別変更を含む)		0	0	1	1	
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)			0	1	1	
療養費		0	0	6	6	
看護費		0	0	0	0	
移送費		0	0	2	2	
傷病手当金		2	1	2	2	3
出産給付		0	0	0	0	
老齢給付		0	0	0	0	
障害給付		0	0	0	0	
遺族給付		0	0	0	0	
寡婦年金		0	0	0	0	
保険料の賦課徴収等		0	0	0	0	
死亡一時金		0	0	0	0	
未支給保険給付		0	0	0	0	
その他		2	0	0	2	
計		4	1	3	4	0

- 注) 1. 審査請求人より、飛躍請求があった場合の件数については、棄却件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 2. 審査請求人が死亡し、承継人がいないため事件が終了したものの件数については、取下件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 3. 社会保険審査会から差し戻された事件は、受付件数として記入し、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること、各所要欄においても同様とすること。
 4. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記すること。
 5. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入すること。
 6. 「2. 決定状況」は、制度別に作成すること。

2. 審査請求決定状況 (健・船・厚・国)

制度別	種別	却下	内容	却	計	備考
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)		0	0	0	0	
標準報酬 (種別変更を含む)		0	0	0	0	
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)			0	0	0	
療養費		0	0	0	0	
看護費		0	0	0	0	
移送費		0	0	0	0	
傷病手当金		0	0	0	0	
出産給付		0	0	0	0	
老齢給付		0	0	0	0	
障害給付		0	0	0	0	
遺族給付		0	0	0	0	
寡婦年金		0	0	0	0	
保険料の賦課徴収等		0	0	0	0	
死亡一時金		0	0	0	0	
未支給保険給付		0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	

- 注) 1. 審査請求人より、飛躍請求があった場合の件数については、棄却件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 2. 審査請求人が死亡し、承継人がいないため事件が終了したものの件数については、取下件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 3. 社会保険審査会から差し戻された事件は、受付件数として記入し、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること、各所要欄において同様とすること。
 4. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記すること。
 5. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入すること。
 6. 「2. 決定状況」は、制度別に作成すること。

2. 審査請求決定状況 (健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

制度別	種別	却下	容認	棄却	計	備考
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)		0	0	1	1	
標準報酬 (種別変更を含む)		0	0	3	3	
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)		0	0	0	0	
療養費		0	0	0	0	
看護費		0	0	0	0	
移送費		0	0	0	0	
傷病手当金		0	0	0	0	
出産給付		0	0	0	0	
老齢給付		0	1	4	5	
障害給付		0	2	4 3	4 5	
遺族給付		0	0	1	1	
寡婦年金		0	0	0	0	
保険料の賦課徴収等		0	0	0	0	
死亡一時金		0	0	0	0	
未支給保険給付		0	0	1	1	
その他		0	0	0	0	
計		0	3	5 3	5 6	

- 注) 1. 審査請求人より、飛躍請求があった場合の件数については、棄却件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 2. 審査請求人が死亡し、承継人がいないため事件が終了したものの件数については、取下件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 3. 社会保険審査会から差し戻された事件は、受付件数として記入し、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること、各所要欄において同様とすること。
 4. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記すること。
 5. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入すること。
 6. 「2. 決定状況」は、制度別に作成すること。

2. 審査請求決定状況 (健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

制度別	種別	却下	容認	棄却	計	備考
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)		0	0	0	0	
標準報酬 (種別変更を含む)		0	0	0	0	
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)			0	0	0	
療養費		0	0	0	0	
看護費		0	0	0	0	
移送費		0	0	0	0	
傷病手当金		0	0	0	0	
出産給付		0	0	0	0	
老齢給付		0	0	1	1	
障害給付		1	4	33	38	
遺族給付		0	0	0	0	
寡婦年金		0	0	0	0	
保険料の賦課徴収等		5	2	40	47	
死亡一時金		0	0	1	1	
未支給保険給付		0	0	0	0	
その他		2	0	0	2	
計		8	6	75	89	

- 注) 1. 審査請求人より、飛躍請求があった場合の件数については、棄却件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 2. 審査請求人が死亡し、承継人がいないため事件が終了したものの件数については、取下件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 3. 社会保障審査委員会から差し戻された事件は、受付件数として記入し、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること、各所要欄において同様とすること。
 4. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記すること。
 5. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入すること。
 6. 「2. 決定状況」は、制度別に作成すること。